

## 2 新たな木材需要の拡大の推進

### (1) 公共建築物における木造化の促進

勸告	説明図表番号
<p>我が国においては、戦後の復興に伴う大量伐採によって森林資源の枯渇が懸念されたことや、火災に強い街づくりの一環として建築物の不燃化が徹底されたことなどにより、公共建築物への木材の利用が抑制されていた時期があった。</p> <p>近年、戦後に植林された人工林を中心とした国内の森林資源が伐採適齢期となり、木材の積極的な利用が可能な段階を迎えることとなった。そのような中、公共建築物は、木造率が低く、潜在的な木材需要が期待できること、また、多くの人々が利用する公共建築物の木造化を進めれば、木の良さや木材利用の意義に対する理解を深めてもらうのに効果的であることなどから、公共建築物の木造化促進に向けた施策が必要との声が高まるようになった。</p>	図表 2-(1)-①
<p>このような状況を踏まえ、平成 22 年 10 月、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）が施行され、国は、公共建築物における木材の利用に努めなければならない（第 3 条第 2 項）とされた。</p>	図表 2-(1)-②
<p>また、農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物等木材利用促進法第 7 条第 1 項の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成 22 年農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「木材利用促進基本方針」という。）を定めている。</p> <p>木材利用促進基本方針において、国は、原則として、次の公共建築物を除く低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進し、全て木造化を図ることとされている（注1）。</p>	図表 2-(1)-③
<p>① 公共建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの</p> <p>木材利用促進基本方針においては、その例として、「災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設」（以下「災害時の活動拠点室等」という。）、「刑務所等の収容施設」など 6 種類の施設（以下「木造化になじまない 6 種類の施設」という。）（注2）を挙げている。</p>	図表 2-(1)-④
<p>② 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められているもの（注3）</p> <p>上記①について、農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）は、木造化になじまない 6 種類の施設に該当する公共建築物について、各省各庁（注4）と協議の上、「積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲について（通知）」（平成 24 年 7 月 30 日付け国営木第 6 号・林政利第 50 号国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室長及び林野庁林政部木材利用課長連名通知）及び「用途により木造化になじまない施設の例について」（平成 24 年 7 月 30 日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室長事務連絡）（以下、これら発出文書をまとめて「木造化になじまない施設の範囲を定めた通知」と総称する。）を発出し、各省各庁に対し、公共建築物を使用する省庁、地方支分部局等の行政機関ごと</p>	図表 2-(1)-⑤

勸告	説明図表番号
<p>に木造化になじまない 6 類型の施設の例を示しているほか、「その他機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難である施設」が示されており、これらの施設に該当するかどうかは基本的に各省各庁の判断によることとされている。</p> <p>また、国が公共建築物を整備する場合、各省各庁の長は、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号。以下「官公法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、整備する前年度の 7 月 31 日までに財務大臣及び国土交通大臣に対し、その所掌に係る国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設に関する計画書（以下「営繕計画書」という。）を送付しなければならず<sup>(注 5)</sup>、営繕計画書の送付を受けた国土交通大臣は、同条第 3 項の規定に基づき、営繕計画書に記載された建築物の規模、構造、工事費等について技術的な観点から、営繕計画書に関する意見（以下「大臣意見」という。）を 8 月 20 日までに各省各庁の長及び財務大臣に送付しなければならないとされている。</p> <p>国土交通大臣は、各省各庁の長から送付を受けた営繕計画書において木造以外で整備が計画されている場合であっても、木材利用促進基本方針に示された条件に照らし、木造での整備がなじまない又は困難であると判断することができないものについて、木材利用促進の観点から構造種別の検討を促す大臣意見（以下「木造化に関する大臣意見」という。）を送付している。各省各庁の長は、送付を受けた木造化に関する大臣意見を踏まえた上で公共建築物の整備に係る概算要求を行い、予算措置が講じられた後に設計、工事等を行うこととなる。</p> <p>(注1) 木材利用促進基本方針における「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。</p> <p>なお、各省各庁の長は、公共建築物等木材利用促進法第7条第2項第4号の規定に基づき、公共建築物における木材の利用の促進のための計画を作成することとされており、調査対象とした5省（法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省。後述参照）が作成した同計画をみると、低層の公共建築物は原則として木造化を図ることとされている。</p> <p>(注2) 6類型の施設とは、「災害時の活動拠点室等」、「刑務所等の収容施設」のほか、「治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設」、「危険物を貯蔵又は使用する施設等」、「伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物」、「博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設」である。</p> <p>(注3) ただし、木材利用促進基本方針においては、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとされている。</p> <p>(注4) 各省各庁とは、衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院並びに内閣府及び各省（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の定義）を指す（以下同じ）。</p> <p>(注5) 1件につき総額100万円を超えない修繕又は模様替を除く。</p> <p>今回、国が整備する公共建築物における木造化の状況を調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p><b>ア 農林水産省及び国土交通省が行った国の公共建築物における木造化のフォローアップ調査の状況</b></p>	<p>図表 2-(1)-⑥</p> <p>図表 2-(1)-⑦</p>

勸告	説明図表番号
<p>農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物等木材利用促進法第7条第7項の規定に基づき、木材利用促進基本方針に基づく措置の実施状況について、毎年1回取りまとめ（以下「木造化のフォローアップ調査」という。）を行い、公表することとされている。</p> <p>平成23年度から27年度までにおける木造化のフォローアップ調査の結果によると、各省各庁が各年度において整備した低層（3階建て以下<sup>(注6)</sup>）の施設（木造化になじまない6種類の施設及び耐火建築物等とすることが求められている施設を除く。以下同じ。）のうち木造で整備した施設の占める割合は、23年度は33%、24年度は43%、25年度は20%、26年度は32%、27年度は55%で推移しており、木材利用促進基本方針において、原則として全て木造化を図るとされている公共建築物であっても、木造化が必ずしも十分に図られていない状況がみられる。</p> <p>一方、各省各庁が整備した低層の施設のうち木造以外で整備した施設（「公共建築物等木材利用促進法施行前に予算化された公共建築物」、「各省各庁において木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断された公共建築物」の二つに区分）の占める割合は、「公共建築物等木材利用促進法施行前に予算化された公共建築物」は、平成23年度は67%、24年度は22%、25年度は20%、26年度は7%、27年度は6%と推移しており、「各省各庁において木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断された公共建築物」は、23年度は0%、24年度は35%、25年度は59%、26年度は61%、27年度は40%と推移している。</p> <p>農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）は、平成25年度以降に整備した施設については、木造化のフォローアップ調査の際に、木造化が可能であったか否かを検証し、その結果を各省各庁に対し周知するとともに、木造化が可能であったと判断した施設については、当該施設を整備した各省各庁に対して、今後、同様の公共建築物を整備する際は、可能な限り木造化を図るよう促している（平成25年度は各省各庁において木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断した70施設のうち28施設（40%）、26年度は同61施設のうち27施設（44%）、27年度は同44施設のうち20施設（45%）について木造化が可能であったと判断されている。用途別にみると、「自転車置場」、「車庫」、「倉庫」などがある。）。</p> <p>(注6) 「低層の公共建築物」について、木材利用促進基本方針においては、具体的に定義されていないが、木造化のフォローアップ調査では、3階建て以下の公共建築物を低層としている。低層の公共建築物を3階建て以下とした理由について、農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）は、4階建て以上の建築物は、他の要件にかかわらず、建築基準法の規定に基づき耐火建築物等とすることが求められるためであるとしている。</p>	<p>図表 2-(1)-② （再掲）</p> <p>図表 2-(1)-③ （再掲）</p> <p>図表 2-(1)-ア</p>
<p><b>イ 国の公共建築物における木造化の実施状況</b></p> <p>上記アのとおり国が整備する公共建築物において木造化が図られていない施設が相当数ある状況を踏まえ、木造化が進まない要因を把握・分析するため、財務省が公表している「平成25年度国有財産一件別情報（行政財産）」<sup>(注7)</sup>を基に、3階建て以下の低層の公共建築物が多い上位5省（法務省、財務省、厚生労働省、</p>	<p>図表 2-(1)-イ -①</p>

勸告	説明図表番号
<p>農林水産省及び国土交通省（注8））を抽出し、これら5省において平成24年4月から28年5月までの間に整備された又は整備が計画されていた（注9）3階建て以下の低層の公共建築物の中から、次の施設を調査対象（注10）とした（整備された84施設及び整備が計画されていた111施設（以下「調査対象195施設」という。））。</p> <p>① 木造以外で整備された施設又は木造以外で整備が計画されていた施設（以下、これらの施設を合わせて「木造化が図られなかった施設」と総称する。）のうち、延べ面積や階数、用途（注11）等を勘案し、木造化していない理由を詳細に確認する必要があると考えられたもの 160施設</p> <p>② 木造で整備された施設又は木造で整備が計画されていた施設（以下、これらの施設を合わせて「木造化が図られた施設」と総称する。）のうち、木造化が図られなかった施設と用途が同じで、延べ面積等の施設規模に大きな違いがみられないと考えられたもの（木造化が図られなかった160施設と比較するため抽出したもの） 35施設</p> <p>（注7） 国有財産法（昭和23年法律第73号）第11条の規定に基づき、財務大臣は、国有財産の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにしておかなければならないとされていることを受けて、財務省が作成し、公表するもの。</p> <p>（注8） 調査対象とした5省の順序は、建制順である。</p> <p>（注9） 「整備が計画されていた」とは、施設の整備が終了していないものであり、工事中の施設を含む。</p> <p>（注10） 木造化のフォローアップ調査は棟単位で行われ、同じ敷地内に複数の棟を建築した場合はそれぞれを1棟として計上しており、今回の調査においては、同じ敷地内に「執務庁舎」、「車庫」、「自転車置場」など用途の異なる複数の建築物を整備する又は整備を計画している場合は、それぞれを1施設として計上している。</p> <p>（注11） 調査対象とした施設の用途は、「新営予算単価」（平成15年3月に開催された「官庁営繕担当基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」において、営繕事務の合理化・効率化のため、技術基準や工事様式を統一基準とすることが決定されたことを受け、国土交通省（官庁営繕担当部局）が毎年度定めているもの）における建物の区分を参考として、①執務庁舎37施設（官公法第2条第2項において定義された、学校、病院、刑務所その他の収容施設等を除く国家機関がその事務を処理するために使用する建築物（庁舎）のうち、執務を行うために整備された施設をいう。また、執務庁舎と車庫を一体化した施設等を含む。）、②宿舍等9施設（公務員宿舍のほか、寮を含む。）、③車庫34施設（車両を駐車する上屋や船舶保管施設、車庫と倉庫を一体化した施設等を含む。）、④倉庫35施設（物置、ごみ置場、機械設備等を保管する建屋、畜舎、倉庫と公衆便所を一体化した施設等を含む。）、⑤自転車置場41施設（駐輪場を含む。）、⑥渡り廊下12施設、⑦観測施設16施設（気象観測施設や検潮観測施設のほか、方位測定受信所を含む。）及び⑧その他11施設（①から⑦までに当てはまらない、学校、国営公園や道の駅の休憩施設、守衛所等を含む。）の8分類とした。</p>	<p>図表 2-(1)-イ-②</p>
<p>調査対象 195 施設のうち、木造化が図られなかった 160 施設について、その要因等を分析したところ、施設によって複数の要因が関係している場合があったものの、要因別に整理すると、以下のとおりである。</p>	<p>図表 2-(1)-イ-③</p>

表 調査対象とした5省における木造化が図られなかった施設の状況

(単位：施設、%)

区分	調査対象とした施設	木造化が図られなかった施設
	195 (100.0)	160 (82.1) <100.0>
木造化になじまない6種類の施設又は官公法で耐火建築物とすることが求められる施設のいずれにも該当しない施設	59 (30.8)	41 (21.0) <25.6>
うち各省が独自に木造化になじまないと判断した理由が妥当であるとは言い難い施設 (7)	2 (1.0)	2 (1.0) <1.3>
木造化になじまない6種類の施設であるとされた施設	113 (57.9)	96 (49.2) <60.0>
うち各省が6種類の施設に該当するとした判断が妥当であるとは言い難い施設 (1) ①	15 (7.7)	15 (7.7) <9.4>
うち木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において示されている6種類の施設に該当する施設	98 (50.3)	81 (41.5) <50.6>
うち木造化が図られた施設と同じ用途で施設規模にも大きな違いがみられない施設 (1) ②	38 (19.5)	38 (19.5) <23.8>
官公法で耐火建築物とすることが求められる施設 (7)	23 (11.8)	23 (11.8) <14.4>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) は、調査対象195施設に占める割合である。

3 < > は、木造化が図られなかった160施設に占める割合である。

**(7) 木造化になじまない6種類の施設又は官公法で耐火建築物とすることが求められる施設のいずれにも該当せず、各省独自の判断により木造化が図られなかったが、その判断の理由が妥当とは言い難いもの**

木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において示されている木造化になじまない6種類の施設にも、官公法において耐火建築物とすることが求められる施設(詳細は後述(ウ)を参照)にも該当しない施設で、各省が独自に木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断し、木造化が図られなかった施設は41施設(木造化が図られなかった160施設の26%)であった。

この41施設について、各省に対し木造化が図られなかった理由を確認したところ、このうち2施設(同1%)は、具体的な数字の比較等を行うことなく木造化に要する工事費等が増加することが懸念されるとしているなど、木造化に向けた十分な検討を行うことなく、木造化を図らないと判断しており、その理由が妥当であるとは言い難いものであった。

これに対し、この41施設の中には、木造と木造以外で整備する場合の性能等を比較した上で、木造化の可否を判断していた施設が3施設あった。

図表 2-(1)-イ  
-① (再掲)

図表 2-(1)-イ  
-③ (再掲)

図表 2-(1)-イ  
-④

図表 2-(1)-イ  
-⑤

勸告	説明図表番号
<p>国が整備する公共建築物において木造化が十分に進まない要因として、各省は木造化を図る上での専門的知識やノウハウ、情報の不足等を挙げており、特に、木造化になじまない6種類の施設に該当しない施設の整備を計画する際には、木材利用の意義を踏まえた十分な検討を行った上で木造化の可否を判断し、こうした検討を行うことにより木造化を図る上での専門的知識等や木造で整備する場合の性能等の情報を蓄積していくことが重要であると考えられる。</p> <p>なお、この2施設は、農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）による木造化のフォローアップ調査の検証においても、木造化が可能であったと判断されたものであった。</p> <p>木造化のフォローアップ調査は、整備後の施設が対象となるため、整備前にあっては、大臣意見の枠組みを積極的に活用するなどして、各省各庁が整備前の施設について安易に木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断しないよう、国土交通省（官庁営繕担当部局）は、必要に応じて木造化を検討すべき旨の助言を行うことが求められる。</p> <p>この2施設は、営繕計画書が送付されずに整備されていたことを踏まえると、営繕計画書が国土交通省（官庁営繕担当部局）に送付されないと、改善が望ましい内容であっても国土交通省（官庁営繕担当部局）が各省各庁に大臣意見を送付することができないため、各省各庁は、特別の事情がない限り、国土交通省（官庁営繕担当部局）に営繕計画書を送付すべきであり、国土交通省（官庁営繕担当部局）においても、各省各庁に一層の制度の周知を図る必要があると考えられる（詳細は後述ウを参照）。</p>	<p>図表 2-(1)-イ-④（再掲）</p>
<p><b>(イ) 木造化になじまない6種類の施設に該当するとされ、木造化が図られなかったが、建築物の用途等を個別に判断すれば、木造化の検討を図る余地があると考えられるもの</b></p> <p>木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において、木造化になじまない6種類の施設に該当するものとして示されている施設の例の中には、例えば、「災害時の活動拠点室等」の例として「地方農政局」のように関係する行政機関の名称のみが示され、各行政機関が使用するどのような公共建築物が木造化になじまないのか具体的に整理されていないものがみられる。木造化になじまない施設の範囲を定めた通知においては、なお書きで、「別表に記載された施設であっても、個々の公共建築物として機能等の観点から差し支えない場合には、木造化を妨げるものではないことに留意する必要がある」とされているが、実際には、別表に記載された施設であるかどうかの判断にとどまり、個々の公共建築物として機能等の観点から木造化が可能かどうかの検討が十分に行われていない状況がみられる。</p> <p>調査対象 195 施設のうち、木造化になじまない6種類の施設であるとされ、木造化が図られなかった96施設（木造化が図られなかった160施設の60%）をみると、次のとおり、建築物の用途等を個別に判断すれば、木造化の検討を図る余地があると考えられるものがあつた。</p>	<p>図表 2-(1)-⑤（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-イ-①（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-イ-③（再掲）</p>

勸告	説明図表番号
<p>① 木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において、木造化になじまない 6 種類の施設に該当するものとして示されていない施設であるにもかかわらず、これに該当すると判断している（例えば、刑務所等の職員が入居する公務員宿舎<sup>(注12)</sup>について、「刑務所等の収容施設」に該当しないと考えられるが、法務省は、緊急時にはその宿舎に入居している職員が非常参集しなければならない等、その機能上、収容施設と一体として整備されるべき建物という認識から、これに該当すると判断している。）など、各省が木造化になじまない 6 種類の施設に該当するものとした判断が妥当であるとは言い難いものが 15 施設（同 9%）あった。</p> <p>② 残りの 81 施設（同 51%）の中にも、次のとおり、木造化が図られた施設と比較すると、同じ用途で施設規模にも大きな違いがみられないものがあった。</p> <p>木造化が図られた 35 施設の中には、木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において、木造化になじまない 6 種類の施設に該当するものとして示されている施設であっても木造化が図られた施設が 17 施設あり、その 17 施設と同じ用途で施設規模にも大きな違いがみられない施設が 38 施設（執務庁舎：3 施設、車庫：8 施設、倉庫：13 施設、自転車置場：13 施設、その他：1 施設）（同 24%）あった。</p> <p>このように、各省各庁が、個々の公共建築物が木造化になじまない施設であるかどうかを適切に判断しないと、木造化が積極的に推進されないおそれがあるため、木造化になじまない 6 種類の施設の範囲については、農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）において、その施設の用途等に応じて、できるだけ具体的に示し、各省各庁が木造化になじまない 6 種類の施設をより適切に判断できるようにする必要がある。</p> <p>（注12） 公務員宿舎の敷地内に設置された倉庫及び自転車置場を含む。</p>	<p>図表 2-(1)-イ -⑥- i</p> <p>図表 2-(1)-イ -⑥- ii</p>
<p><b>(ウ) 国の庁舎については、建築基準法よりも厳格な耐火基準の規制があるとして、木造化が図られなかったもの</b></p> <p>国が整備する公共建築物においては、建築物一般を対象とする建築基準法の規定に加え、国家機関の建築物の構造等について定めた官公法の規定も適用される。</p> <p>耐火基準について、建築基準法では、病院、児童福祉施設、学校等の特殊建築物以外の建築物は、一般に延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>を超える場合に耐火建築物としなければならないとされているのに対し、官公法では、一般に延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える庁舎について、用途等にかかわらず、耐火建築物としなければならないとされているなど、建築基準法に比べて、建築物の耐火基準が厳格に規定されている。また、官公法第 2 条第 2 項においては、「庁舎」の定義について、「国家機関がその事務を処理するために使用する建築物をいい、学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築</p>	<p>図表 2-(1)-イ -⑦</p> <p>図表 2-(1)-イ -⑧</p>

勸告	説明図表番号
<p>物を除くもの」と規定されており、執務庁舎だけでなく、宿舎、車庫、倉庫、自転車置場等の施設を広く含むものとして運用されている。</p>	
<p>木材利用促進基本方針では、「建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすること」が求められていない公共建築物について、原則として木造化を図ることとされているため、建築基準法において耐火建築物とすることは求められていないが、官公法において耐火建築物とすることが求められている庁舎（例えば、一般に延べ面積が1,000 m<sup>2</sup>を超え、3,000 m<sup>2</sup>以下のもの）は、積極的な木造化促進の対象となっていない。</p>	<p>図表 2-(1)-③ (再掲)</p>
<p>調査対象 195 施設の中で、木造化が図られなかった 160 施設のうち、建築基準法において耐火建築物等とすることは求められていないが、官公法において耐火建築物とすることが求められている庁舎は、23 施設 (14%) ある。この 23 施設について、各省に対し木造化が図られなかった理由を確認したところ、いずれも官公法において耐火建築物とすることが求められていることも理由となり、木造化が可能とは判断されなかったものである。</p>	<p>図表 2-(1)-イ -① (再掲) 図表 2-(1)-イ -③ (再掲) 図表 2-(1)-イ -⑨</p>
<p>他方、地方公共団体<sup>(注 13)</sup>の庁舎には官公法の規定が適用されないため、国土交通省（官庁営繕担当部局）が公表している「公共建築物における木材利用の導入ガイドライン」（平成 25 年 6 月）等を基に、木造で整備された庁舎の延べ面積を確認したところ、岩手県住田町の役場庁舎（延べ面積 2,883 m<sup>2</sup>）のように、延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えている場合であっても木造で整備された施設<sup>(注 14)</sup>がみられた。</p>	<p>図表 2-(1)-イ -⑩</p>
<p>木造の建築物に係る耐火基準の規制の変遷をみると、建築基準法においては、平成 4 年の改正で耐火建築物に準ずる耐火性能を有する準耐火建築物の規定が創設されており、同年以降の改正では、特殊建築物について、その用途等に応じて、一定の要件を満たす場合には耐火建築物とまでしなくても準耐火建築物とすることで足りるなど見直しが行われている。</p>	<p>図表 2-(1)-イ -⑪ 図表 2-(1)-イ -⑫ 図表 2-(1)-④</p>
<p>特に、公共建築物等木材利用促進法第 3 条第 5 項に「国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」と規定されたことを受けて、平成 26 年には、従前、主要構造部を耐火構造とすることが義務付けられていた 3 階建ての学校等について、一定の延焼防止措置を講ずることによって、木造による準耐火構造とすることを可能とする建築基準法の改正が行われている。</p>	<p>(再掲) 図表 2-(1)-イ -⑬ 図表 2-(1)-イ -⑭ 図表 2-(1)-② (再掲)</p>
<p>しかし、官公法においては、官公法が施行された昭和 26 年<sup>(注 15)</sup>から耐火基準の見直しが行われておらず、建築基準法における準耐火建築物や特殊建築物といった用途等に応じた段階的な耐火基準の規定はなく、一定の面積規模を上</p>	<p>図表 2-(1)-イ -⑦ (再掲)</p>



勸告	説明図表番号
<p>回れば一律に耐火建築物とすることが義務付けられており、当該面積規模の見直しも行われていない。</p> <p>官公法において、建築基準法よりも厳格な耐火基準が規定されていることについて、国土交通省（官庁営繕担当部局）では、国家機関の建築物自体が国民の財産として火災・震災その他の災害に対し安全・堅固であるべきであり、都市の防火上の安全性の向上に寄与するためであり、これまでも公共建築物の木材利用の促進に当たっては、有識者から現行制度下で対応可能な促進策について様々な意見を聴取し、これらを踏まえ利用促進に努めているとしている。</p> <p>一方で、当省が意見を聴取した有識者や木造の公共建築物の設計、施工等を行う建築会社からは、現行の建築基準法に定められた技術基準を満たせば十分な耐火性等の性能を確保でき、他の建築物については木造化に関する規制が緩和されている中で、官公法において、建築基準法より厳格な耐火基準が適用されることについて、木材利用促進の観点から疑問の声がある。</p> <p>こうした状況を踏まえると、官公法において、国が整備する庁舎に対しては、用途等にかかわらず、建築基準法より厳格な耐火基準が規定されていることについて、現在の社会情勢、技術水準等からみて妥当であるか検証を行う必要がある。</p> <p>(注13) 地方公共団体は、公共建築物等木材利用促進法第4条において、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に努めなければならないとされている。</p> <p>(注14) 木造と木造以外の混構造により整備された施設を含む。</p> <p>(注15) 官公法は、昭和26年に制定された官庁営繕法（昭和26年法律第181号）が31年に名称変更されたものであるが、国が整備する庁舎のみ適用される厳格な耐火基準（第7条）は、官庁営繕法が制定された当時から存在している（制定当初は、「耐火構造」に関する規定であったが、昭和34年に、建築基準法において「耐火建築物」の定義が規定されたことを受け、「耐火構造」が「耐火建築物」に変更されている。）。</p>	<p>図表 2-(1)-イ -⑮</p>
<p><b>ウ 木造化に関する大臣意見の活用状況</b></p> <p>調査対象 195 施設のうち、平成 24 年度から 27 年度までの営繕計画書において木造で整備を計画していない施設について、木造化に関する大臣意見の送付状況、木造化に関する大臣意見の送付を受けた施設における対応状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p><b>(7) 合理的な理由がないにもかかわらず、財務大臣及び国土交通大臣に対し営繕計画書を送付せずに施設が整備されたもの</b></p> <p>調査対象 195 施設のうち 41 施設（21%）は、財務大臣及び国土交通大臣に営繕計画書を送付せずに整備されており、この中には、官公法を所管する国土交通省の内部部局及び地方支分部局が整備を計画した施設も含まれていた。</p> <p>この 41 施設について、各省に対し営繕計画書を送付しなかった理由を確認したところ、25 施設（営繕計画書が送付されなかった 41 施設の 61%）は、営繕計画書を送付する期限後に補正予算等により施設を整備することが決定するなど特別な事情があったと考えられる。官公法では、一件につき総額 100 万円を</p>	<p>図表 2-(1)-イ -①（再掲）</p>

勸告	説明図表番号
<p>超えない修繕又は模様替を除き、前年度の7月31日までに営繕計画書を送付することとされているため、補正予算等で整備しようとする公共建築物は、営繕計画書を国土交通省（官庁営繕担当部局）に送付することができず、同省は当該建築物の構造等について、技術的観点からの確認を行うなどの関与をすることが困難な状況となっている。一方、残りの16施設（同39%）は、公共建築物の設計等を国土交通省（官庁営繕担当部局）に依頼せず自ら行う場合は営繕計画書を送付する必要がないと誤認していたものや営繕計画書の送付を失念していたものなど、合理的な理由がないにもかかわらず、営繕計画書が送付されなかったものである。この16施設のうち、木造以外の構造で整備されていた施設の中には、農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）による木造化のフォローアップ調査の検証においても、木造化が可能であったと判断された施設が4施設あった。</p> <p>なお、国土交通省（官庁営繕担当部局）においても、各省各庁に予算措置された事案の中に営繕計画書が送付されなかった事案があることを把握しており、毎年度、その件数や該当する公共建築物を公表しているが、各省各庁の合計で、平成24年度は216件、25年度は317件、26年度は148件、27年度は291件、28年度は153件と推移しており、依然として営繕計画書が送付されなかった件数が相当数みられる。</p> <p>営繕計画書を送付せずに公共建築物を整備することは、官公法に抵触するおそれがあるほか、大臣意見を送付することなく公共建築物の構造が決定されるため、上記のとおり、技術的な制約がない場合でも木造化が図られない可能性がある。</p>	<p>図表 2-(1)-ウ -①- i、ii</p> <p>図表 2-(1)-ウ -②</p>
<p><b>(4) 木造化に関する大臣意見の枠組みが十分に活用されていないもの</b></p> <p>調査対象195施設のうち154施設（79%）は、営繕計画書が送付されており、このうち12施設（営繕計画書が送付された154施設の8%）には、木造化に関する大臣意見が送付され、142施設（同92%）には、木造化に関する大臣意見が送付されなかった。</p> <p>当省において、木造化に関する大臣意見が送付された12施設と、木造化に関する大臣意見が送付されなかった142施設から木造化が図られた26施設を除く116施設とを比較したところ、次のとおり、木造化に関する大臣意見の枠組みが十分に活用されていない状況がみられた。</p> <p><b>① 木造化に関する大臣意見が送付された施設と類似の施設があるにもかかわらず、木造化に関する大臣意見が送付されていないもの</b></p> <p>公共建築物等木材利用促進法が施行された翌年度（平成23年度）以降における調査対象とした5省に対する木造化に関する大臣意見の送付状況をみると、法務省が所管する施設については、木造化に関する大臣意見は1件も送付されていなかった。</p>	<p>図表 2-(1)-イ -①（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-ウ -③</p>

勸告	説明図表番号
<p>国土交通省（官庁営繕担当部局）によると、平成 24 年度から営繕計画書の送付を受けた後に法務省に対し木造化できない理由を確認しているが、法務省から、検察庁や拘置所が入所する庁舎については、敷地内に所在する施設を全て治安維持施設と捉えており、木材利用促進基本方針において定められた木造化になじまない 6 種類の「治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設」や「刑務所等の収容施設」に該当すると考えているとの回答があったため、木材利用促進基本方針を踏まえると、木造化に関する大臣意見を送付する対象には該当しないと判断したことから、これまで 1 件も送付したことがないとしている。</p> <p>しかしながら、調査対象 195 施設のうち法務省が所管する施設は 65 施設あり、その中で木造化が図られた 7 施設のうち 3 施設<sup>(注16)</sup>は、営繕計画書の時点では木造以外で整備が計画されていたが、その後自ら計画を変更し、木造で整備が計画されることとなったものであり、一度送付した営繕計画書の内容の見直しはできないとされているわけではないことを勘案すると、各省各庁がいったんは木造化になじまない 6 種類の施設に該当するとした施設の中にも木造化が可能な施設はあり得るため、国土交通省（官庁営繕担当部局）においては、より積極的に木造化に関する大臣意見を送付することが期待される。</p> <p>また、木造化に関する大臣意見が送付されなかった施設から木造化が図られた施設を除く 116 施設のうち、法務省を除く 4 省の施設についてみると、木造化に関する大臣意見が送付された施設と同じ用途であり、かつ、施設規模に大きな違いがみられない施設が 15 施設みられた（車庫：7 施設、自転車置場：5 施設、渡り廊下：3 施設）。</p> <p>(注16) 木造化が図られた残りの4施設は、法務総合庁舎や単独の事務庁舎における自転車置場で、営繕計画書の時点において木造で整備が計画されていたものである。</p>	<p>図表 2-(1)-ウ-④</p> <p>図表 2-(1)-イ-①（再掲） 図表 2-(1)-ウ-⑤</p>
<p><b>② 木造化に関する大臣意見が送付された施設について、木造化に関する大臣意見を踏まえた木造化につながっていないもの</b></p> <p>木造化に関する大臣意見が送付された 12 施設のうち 8 施設は、構造が木造に変更されていない。</p> <p>この 8 施設について、各省に対し構造が木造に変更されていない理由を確認したところ、4 施設は、技術的には木造化を図ることが可能であったものの、木造化に関する大臣意見を踏まえた検討結果の報告も求められていなかったため、どのような対応を行うべきか判断できなかったなどとして、構造が木造に変更されなかった。なお、この 4 施設のうち 1 施設は、平成 25 年度営繕計画書に対し、木造化に関する大臣意見が送付されたが、予算措置が講じられず、翌年度以降に整備することとなり、26 年度以降の営繕計画書において構造等を変更しないまま送付し、それについて木造化に関する大臣意見が送付されず、28 年度には鉄骨構造により整備されている（厚生労働省向島労働基準監督署の自転車置場）。</p>	<p>図表 2-(1)-イ-①（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-ウ-⑥-i</p>

勸告	説明図表番号
<p>残りの 4 施設は、営繕計画書の送付後に国土交通省（官庁営繕担当部局）からの依頼に基づき、同省に対し各省において木造化を図ることが困難であると判断した理由等を報告していたにもかかわらず、木造化が可能と考えられる具体的理由の明示がないまま木造化に関する大臣意見が送付されたため、木造化が可能であるかを含め木造化の必要性が理解されず、構造が木造に変更されなかった。</p> <p>こうした状況に対し、国土交通省（官庁営繕担当部局）では、大臣意見は、営繕計画書の内容や各省各庁に対し補足して確認を行った内容を踏まえ、専ら技術的な観点から意見を述べたものであって、大臣意見を受けた各省各庁が大臣意見を踏まえた対応を図ることが困難であると判断し概算要求を行った場合、国土交通省（官庁営繕担当部局）にはそれ以上各省各庁に対し大臣意見を踏まえた対応を求める権限はないとしている。</p> <p>しかしながら、大臣意見の枠組みが十分活用されないと、各省各庁において、木造化の検討が十分されずに、本来であれば技術的に木造化が可能な公共建築物が木造以外で整備されてしまうことにつながりかねない。そのため、木材利用促進基本方針において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとされていることを踏まえ、国土交通省（官庁営繕担当部局）においては、各省各庁の営繕計画書や補足確認の内容に的確に対応した木造化に関する大臣意見を積極的に送付するとともに、送付を受けた各省各庁は、その内容を十分に尊重し、改めて木造化の可否を検討すべきであると考えられる。</p>	<p>図表 2-(1)-ウ -⑥- ii</p>
<p>このように国が整備する公共建築物において木造化が図られていない施設が相当数ある状況に対し、農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）は、各省各庁に木造化の事例の紹介や木造の公共建築物を整備するための方法や設計に当たっての留意事項等についてマニュアルを作成するなどの技術的支援を行っている。しかし、各省からは、公共建築物の木造化を図るに当たっての専門的知識やノウハウ、情報の不足を挙げる意見や、木造以外の構造による性能が十分に確保されており、工事費等も安価になると考えられる中で、木造化を優先する判断が難しいといった意見等が挙げられており、こうした技術的支援の内容や活用が十分とはいえ、木材利用の意義に対する理解も必ずしも浸透しているとは言い難い状況にある。また、国土交通省（官庁営繕担当部局）が制定する「新営予算単価」をみると、車庫及び自転車置場の場合は木造の単価が木造以外の構造の単価に比べて低く定められている一方で、執務庁舎の場合は木造の単価が木造以外の構造の単価に比べて高く定められている。国土交通省（官庁営繕担当部局）は、「新営予算単価」は公共建築物を整備する際の材料価格、労務賃金等の実情を踏まえて定めた標準的な予算単価であり、実際に設計等を行う段階で工事費を低減することができる場合があるとしているが、各省各庁において、木造の公共建築物を整備する際の専門的知識等が不足している中で、木造化は一般的に工事費が高くなってしまふと懸</p>	<p>図表 2-(1)-⑧</p> <p>図表 2-(1)-⑨</p> <p>図表 2-(1)-⑩</p>

勸告	説明図表番号
<p>念し、木材利用の意義を踏まえた十分な検討を行わずに木造化を図る余地がないと判断してしまうことも木造化を阻害している要因となっていると考えられる。</p> <p>他方、地方公共団体においては、複数の設計や工法で木造と木造以外で整備する場合の工事費等を比較し、木造の方が安価で工期も短くなるとの試算を行っている例があり、今後、公共建築物の木造化を一層促進するためには、各省各庁が木造化を図るに当たっての木材利用の意義に対する理解を深め、総合的な判断ができるよう、農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）は、従来から行っている技術的支援に加え、実際に設計等の事務を遂行するに当たってのノウハウや木造化に要した費用等の事例を共有するなど一層の支援を行っていくことが望ましいと考えられる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、農林水産省及び国土交通省は、国が整備する公共建築物における木造化を一層促進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 公共建築物等木材利用促進法の趣旨の理解が進むよう、各省各庁に対し、木造化になじまない6種類の施設について、単に行政機関名を例示するのではなく、施設を用途別に区分することを含め、可能な限り細分化して、その範囲や考え方を具体的に例示するなど必要な支援を行うこと。</p> <p>また、各省各庁における公共建築物の木造化が一層促進されるよう、国や地方公共団体が整備した木造化が図られた公共建築物の例も参考として、設計等の事務を遂行する際に活用することができるノウハウ、木造化に要する費用等の具体的な情報を共有するなど必要な支援を行うこと。（農林水産省及び国土交通省）</p> <p>② 耐火建築物に係る規定が建築基準法よりも厳格に定められている官公法について、現在の技術水準等に照らして、当該規定の妥当性を検証し、その結果を踏まえ、木材利用の促進と安全性の確保との両立を図りつつ、用途等に応じた基準を規定するなどの見直しを検討すること。（国土交通省）</p> <p>③ 各省各庁に対し、官公法に基づき、営繕計画書を確実に送付するよう一層の制度の周知を図るとともに、補正予算等により整備するなど特別な事情があるため営繕計画書を送付できない場合についても、各省各庁が整備する公共建築物の計画内容について国土交通省が技術的な観点から支援を行うことができる旨を周知した上で、その積極的な支援に取り組むこと。</p> <p>また、原則として木造化を図ることとされている低層の公共建築物に該当するにもかかわらず、営繕計画書において木造化を計画していない公共建築物がみられた場合、各省各庁にその理由とともに、木材利用促進の観点からの検討結果の報告を求め、その報告内容を踏まえ、木造化に関する大臣意見を送付すべきか否かを適切に判断すること。</p> <p>さらに、各省各庁に対し、木造化に関する大臣意見を送付するに当たって、各省各庁が木造化を計画しなかった理由を踏まえ、必要に応じて技術的支援を行う</p>	<p>図表 2-(1)-⑩</p> <p>図表 2-(1)-⑧ (再掲)</p>

勸告	説明図表番号
とともに、各省各庁に対し、木造化に関する大臣意見を踏まえて講ずる措置について概算要求を行う前に報告を求めること。（国土交通省）	

図表 2－(1)－① 公共建築物の不燃化に係る経緯

○ 都市建築物の不燃化の促進に関する決議（衆議院：昭和 25 年 4 月）（抜粋）

我が国は、年々火災のためにばく大な富を喪失しているが、これは、我が国の建築物がほとんど木造であって、火災に対して全く耐抗力を有していないことに起因する（中略）

三 新たに建設する官公衛等は、原則として不燃構造とすること

○ 政府の木材資源利用合理化方策（昭和 30 年 1 月 21 日閣議決定）（抜粋）

一、 方針

我国における森林の過伐傾向は甚だしく、国土の保全を危殆に瀕せしめるのみならず、木材資源の枯渇を招来することは明らかであり、速やかにこれが対策を樹立しなければならぬ。（中略）木材資源の開発保全を図ると共に、重要産業及び民生安定に対する資材を確保するため、その利用合理化に関し、次の措置を協力を推進するものとする。

二、 措置

第一 木材代替資源の使用普及の促進

(1) 建築不燃化の促進

イ、 耐火建築の普及奨励を推進し、国及び地方公共団体は率先垂範すると共に、その建築費用の低下を図るため構造部材の規格化と設計の標準化を推進すること。

ロ、 防火地域の拡大及び防火建築帯造成の促進に努めると共に、用途規模により建築物の木造禁止の範囲を拡大すること。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2－(1)－② 公共建築物の木造化に係る公共建築物等木材利用促進法の条文

○ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）（抜粋）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置を講ずること等により、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「公共建築物」とは、次に掲げる建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいう。

- 一 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- 二 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの

2・3 （略）

（国の責務）

第 3 条 国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、一般の利用に供されるものであることその他の前条第 1 項第一号に掲げる建築物の性質にかんがみ、木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3・4 （略）

5 国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

6・7 （略）

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

第 2 章 公共建築物における木材の利用の促進に関する施策

（基本方針）

第 7 条 農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。



- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
  - 二 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
  - 三 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
  - 四 基本方針に基づき各省各庁の長（財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。）が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
  - 五 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
  - 六 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項
- 3 基本方針は、公共建築物における木材の利用の状況、建築物における木材の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 4 農林水産大臣及び国土交通大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 5 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議しなければならない。
- 6 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、各省各庁の長及び都道府県知事に通知しなければならない。
- 7 農林水産大臣及び国土交通大臣は、毎年一回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 第 7 条第 2 項第四号に規定する「各省各庁の長」については、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 20 条第 2 項において、「衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣」と規定されている。

図表 2-(1)-③ 公共建築物の木造化に係る木材利用促進基本方針の内容

○ 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年農林水産省、国土交通省告示第 3 号）（抜粋）

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向、公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標、基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

第 1 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 公共建築物における木材の利用の促進の意義

(1) 木材の利用の促進の意義

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

このような現状において、国産材（国内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材である。

このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進の効果

公共建築物については、木造率が低いなど木材の利用が低位にとどまっていることから、木材の利用の拡大を図る余地が大きく、潜在的な木材の需要が期待できる。

また、公共建築物は、広く国民一般の利用に供されるものであることから、木材の利用の促進を通じ、これら公共建築物を利用する多くの国民に対して、木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。とりわけ、国及び地方公共団体が、その整備する公共建築物における木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について国民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、公共建築物における木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果

も期待できる。

## 2 公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっている。

このため、1 の公共建築物における木材の利用の促進の意義を踏まえ、非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における木材の利用の促進を図るものとする。

（注） この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

### (1) 国の取組

国は、法第 3 条に規定する国の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めるとともに、公共建築物における木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するなど、公共建築物における木材の利用の促進を図る上で主導的な役割を果たすことが求められている。

このため、各省各庁の長は、法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「各省計画」という。）を速やかに作成し、率先して公共建築物における木材の利用に努めるとともに、相互に連携し、地方公共団体その他の関係者の協力も得つつ、公共建築物における木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図るものとする。

（中略）

さらに、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法第 7 条第 7 項の規定に基づき、第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の本基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を毎年 1 回取りまとめるとともに、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表するものとする。これにより、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資することはもとより、公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進にもつなげていくものとする。

### (2) ～ (5) (略)

## 第 2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第 2 条第 1 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

#### (1) 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く国民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

#### (2) (略)

### 2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもと

より、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に 3 の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

(以下略)

### 3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐっては、平成 12 年の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用するなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。

しかしながら、中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合もあり、特に構造計画の面では、更なる技術的な知見の蓄積が必要な状況にある。

このため、公共建築物の整備においては、1 の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

なお、建築基準法における 3 階建ての木造の学校や延べ面積 3,000 平方メートルを超える建築物に係る規制に関し、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。〈平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置〉」とされていることから、当該規制の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を促進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

### 第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、第 2 の 3 の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

(以下略)

### 第 4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

各省計画においては、本基本方針を踏まえ、国が整備する公共建築物のうち各省各庁の長の所管に属するものにおける木材の利用の促進が効果的に図られることを旨として、以下の事項を定めるものとする。

(1) 所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

所管に属する公共建築物に求められる機能、各省各庁が所掌する事務又は事業の性質等を勘案し、当該公共建築物の木造化及び内装等の木質化、当該公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用並びに木質バイオマスの利用の方針を定めるものとする。

(2) 所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

第3の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標及び(1)の方針を踏まえ、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分、利用の促進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載するものとする。

(3) その他各省計画に基づく取組の推進のために必要な事項

各省各庁における各省計画に基づく取組の推進体制等について定めるものとする。

第5 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項 (略)

第6 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 (略)

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(以下略)

3 公共建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

公共建築物における木材の利用の促進を効果的に図っていくため、各省各庁間の円滑な連絡調整、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 木材利用促進基本方針は、平成29年6月16日付けで変更されている。

図表 2-(1)-④ 耐火建築物等に関する建築基準法の条文

○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抜粋）

第 1 章 総則

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

二～四 (略)

五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

六 延焼のおそれのある部分 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の 2 以上の建築物（延べ面積の合計が 500 平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線から、1 階にあつては 3 メートル以下、2 階以上にあつては 5 メートル以下の距離にある建築物の部分を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

○ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 238 号）（抜粋）

（耐火性能に関する技術的基準）

第 107 条 法第 2 条第七号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建築物の部分	建築物の階	最上階及び最上階から数えた階数が 2 以上で 4 以内の階	最上階から数えた階数が 5 以上で 14 以内の階	最上階から数えた階数が 15 以上の階
壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	1 時間	2 時間	2 時間
	外壁(耐力壁に限る。)	1 時間	2 時間	2 時間
柱		1 時間	2 時間	3 時間

床	1 時間	2 時間	2 時間
はり	1 時間	2 時間	3 時間
屋根	30 分間		
階段	30 分間		

- 一 この表において、第 2 条第 1 項第八号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。
- 二 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。
- 三 この表における階数の算定については、第 2 条第 1 項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。

- 二 壁及び床にあっては、これらに通常の火災による火熱が 1 時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30 分間）加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度（以下「可燃物燃焼温度」という。）以上に上昇しないものであること。
- 三 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が 1 時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30 分間）加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の 3 口において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

○ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 238 号）（抜粋）

（準耐火性能に関する技術的基準）

第 107 条の 2 法第 2 条第七号の 2 の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	45 分間
	外壁（耐力壁に限る。）	45 分間
柱		45 分間
床		45 分間
はり		45 分間
屋根（軒裏を除く。）		30 分間
階段		30 分間

- 二 壁、床及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを

除き、延焼のおそれのある部分に限る。第 129 条の 2 の 3 第 1 項において同じ。) にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間 (非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏 (外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。) にあっては、30 分間) 当該加熱面以外の面 (屋内に面するものに限る。) の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

三 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間 (非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30 分間) 屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能 (建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。) に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しっくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能 (通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。) に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九の 2 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が (1) 又は (2) のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。

(2) 次に掲げる性能 (外壁以外の主要構造部にあっては、(i) に掲げる性能に限る。) に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備 (その構造が遮炎性能 (通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第 27 条第 1 項において同じ。) に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。) を有すること。

## ○ 建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 238 号) (抜粋)

(耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準)

第 108 条の 3 法第 2 条第九号の 2 イ (2) の政令で定める技術的基準は、主要構造部が、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 主要構造部が、次のイ及びロ (外壁以外の主要構造部にあっては、イ) に掲げる基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられたものであること。

イ 主要構造部ごとに当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該主要構造部が次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 耐力壁である壁、柱、床、はり、屋根及び階段にあっては、当該建築物の自重



及び積載荷重（第 86 条第 2 項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構造部にあつては、自重、積載荷重及び積雪荷重。以下この条において同じ。）により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(2) 壁及び床にあつては、当該壁及び床の加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度（当該面が面する室において、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置が講じられている場合にあつては、国土交通大臣が別に定める温度）以上に上昇しないものであること。

(3) 外壁及び屋根にあつては、屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

ロ 外壁が、当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が 1 時間（延焼のおそれのある部分以外の部分にあつては、30 分間）加えられた場合に、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 耐力壁である外壁にあつては、当該外壁に当該建築物の自重及び積載荷重により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(2) 外壁の当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度（当該面が面する室において、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置が講じられている場合にあつては、国土交通大臣が別に定める温度）以上に上昇しないものであること。

二 前号イ及びロ（外壁以外の主要構造部にあつては、同号イ）に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2～5 (略)

九の 3 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

(以下略)

### ○ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 238 号）（抜粋）

(主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準)

第 109 条の 3 法第 2 条第九号の 3 ロの政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 外壁が耐火構造であり、かつ、屋根の構造が法第 22 条第 1 項に規定する構造であるほか、法第 86 条の 4 の場合を除き、屋根の延焼のおそれのある部分の構造が、当該部分に屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が準不燃材料で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床が次に掲げる構造であること。

- イ 外壁の延焼のおそれのある部分にあっては、防火構造としたもの
- ロ 屋根にあっては、法第 22 条第 1 項に規定する構造としたもの
- ハ 床にあっては、準不燃材料で造るほか、3 階以上の階における床又はその直下の天井の構造を、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、熔融、き裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしたもの

## 第 2 章 建築物の敷地、構造及び建設設備

（大規模の建築物の主要構造部等）

第 21 条 高さが 13 メートル又は軒の高さが 9 メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、第 2 条第九号の 2 イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。 ただし、構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物（政令で定める用途に供するものを除く。）は、この限りでない。

2 延べ面積が 3,000 平方メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の前項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

一 第 2 条第九号の 2 イに掲げる基準に適合するものであること。

二 壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備（以下この号において「壁等」という。）のうち、通常の火災による延焼を防止するために当該壁等に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものによつて有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ 3,000 平方メートル以内としたものであること。

### ○ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 238 号）（抜粋）

（主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の技術的基準等）

第 129 条の 2 の 3 法第 21 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 地階を除く階数が 3 以下であること。

ロ 主要構造部が準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、その構造が次に定める基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）であること。

(1) 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	1 時間
	外壁（耐力壁に限る。）	1 時間
柱		1 時間
床		1 時間

(2) 壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）、床及び屋根の軒裏にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

(3) 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあっては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

ハ 建築物の周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が 3 メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

(1) 延べ面積が 200 平方メートルを超えるものについては、床面積の合計 200 平方メートル以内ごとに 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の 2 ロに規定する防火設備で区画されていること。

(2) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、その構造が、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであるものが、防火上有効に設けられていること。

二 第 46 条第 2 項第一号イ及びロ並びに第 115 条の 2 第 1 項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる基準

2 法第 21 条第 1 項の政令で定める用途は、倉庫及び自動車車庫とする。

#### （屋根）

第 22 条 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が 10 平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については、この限りでない。

2 特定行政庁は、前項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、都市計画区域内にある区域については都道府県都市計画審議会（市町村都市計画審議会が置かれている市町村の長たる特定行政庁が行う場合においては、当該市町村都市計画審議会。第 51 条を除き、以下同じ。）の意見を聴き、その他の区域については関係市町村の同意を得なければならない。

#### （外壁）

第 23 条 前条第 1 項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の第 21 条第 1 項の政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（次条、第 25 条及び第 62 条第 2 項において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(大規模の木造建築物等の外壁等)

第 25 条 延べ面積（同一敷地内に 2 以上の木造建築物等がある場合においては、その延べ面積の合計）が 1,000 平方メートルを超える木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、その屋根の構造を第 22 条第 1 項に規定する構造としなければならない。

(防火壁)

第 26 条 延べ面積が 1,000 平方メートルを超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁によって有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ 1,000 平方メートル以内としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

- 一 耐火建築物又は準耐火建築物
- 二・三 (略)

### 第 3 章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

#### 第 5 節 防火地域

(防火地域内の建築物)

第 61 条 防火地域内においては、階数が 3 以上であり、又は延べ面積が 100 平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りでない。

- 一 延べ面積が 50 平方メートル以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの
- 二 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの
- 三 高さ 2 メートルを超える門又は扉で不燃材料で造り、又は覆われたもの
- 四 高さ 2 メートル以下の門又は扉

(準防火地域内の建築物)

第 62 条 準防火地域内においては、地階を除く階数が 4 以上である建築物又は延べ面積が 1,500 平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が 500 平方メートルを超え 1,500 平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とし、地階を除く階数が 3 である建築物は耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物としなければならない。ただし、前条第二号に該当するものは、この限りでない。

#### ○ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 238 号）（抜粋）

(地階を除く階数が 3 である建築物の技術的基準)

第 136 条の 2 法第 62 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 隣地境界線又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が 500 平方メートル以内である場合における当該他の建築物を除く。）との外壁間の中心線（以下この条において「隣地境界線等」という。）に面する外壁の開口部（防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下この条において同じ。）で当該隣地境界線等からの水平距離が 1 メートル以下のものについて、当該外壁の開口部に法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備でその構造が第 112 条第 14 項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件

を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの又は法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備であるはめごろし戸が設けられていること。ただし、換気孔又は居室以外の室（かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けた室を除く。）に設ける換気のための窓で、開口面積が各々 0.2 平方メートル以内のものについては、この限りでない。

- 二 隣地境界線等又は道路中心線に面する外壁の開口部で当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離が 5 メートル以下のものについて、当該外壁の開口部の面積が当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離に応じて国土交通大臣が延焼防止上必要があると認めて定める基準に適合していること。
- 三 外壁が、防火構造であり、かつ、その構造が屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を有効に遮ることができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 四 軒裏が防火構造であること。
- 五 主要構造部である柱及びはりその他国土交通大臣が指定する建築物の部分の構造が、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 六 床（最下階の床を除く。）又はその直下の天井の構造が、それらの下方からの通常の火災時の加熱に対してそれらの上方への延焼を有効に防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 七 屋根又はその直下の天井の構造が、それらの屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を有効に遮ることができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 八 3 階の室の部分とそれ以外の部分とが間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で区画されていること。

- 2 準防火地域内にある木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、これに附属する高さ 2 メートルを超える門又は塀で当該門又は塀が建築物の 1 階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。

（屋根）

- 第 63 条 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

（外壁の開口部の防火戸）

- 第 64 条 防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が準遮炎性能（建築物の周囲において発生する通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

（隣地境界線に接する外壁）

- 第 65 条 防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

（注） 下線は、当省が付した。

図表 2-(1)-⑤ 木造化になじまない施設の範囲を定めた通知

○ 「積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲について（通知）」（平成 24 年 7 月 30 日付け国営木第 6 号・林政利第 50 号国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室長及び林野庁林政部木材利用課長連名通知）（抜粋）

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 7 条第 7 項の規定に基づく公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。）第 3 に掲げる国が整備する公共建築物における木材の利用の目標を達成するために、基本方針第 2 に掲げる積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲について、別添のとおり整理しましたので通知します。

1. 趣旨

本資料は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 7 条第 7 項の規定に基づく公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。）第 3 に掲げる国が整備する公共建築物における木材の利用の目標を達成するために、基本方針第 2 に掲げる積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲について、より具体的に整理したものである。

2. 国が自ら整備する公共建築物の範囲

国が自ら整備する公共建築物（以下単に「公共建築物」という。）とは、次の各項のいずれにも該当するものをいう。

- ① 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 3 条第 2 項における行政財産のうち、公有財産（第 1 号）又は公共用財産（第 2 号）
- ② 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号。以下「官公法」という。）第 1 条における国家機関の建築物。ただし、民間、地方公共団体等からの賃借等によるものを除く。

[解説]

① 法第 2 条第 1 項第 1 号の国が整備する公共の用又は公用に供する建築物とは、国有財産法の公共用財産又は公用財産であるものをいう。したがって、行政財産のうち皇室用財産及び企業用財産並びに普通財産は、公共建築物の範囲に含まれない。

② 官公法第 1 条における国家機関の建築物とは、各省各庁の長の所管に属する建築物であって、国が立法、司法、行政のために使用するすべての建築物をいう。

国家機関の建築物には、民間、地方公共団体等からの賃借等によるものが含まれるが、これらは国が自ら整備したものとはいえず、また、国の意思により「木造化」、「内装等の木質化」を行うことができないことから、公共建築物から除くものとする。

3. 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物のうち積極的に木造化を促進するものは、基本方針第 2 の 3 のとおり、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物であって、次の各項のいずれにも該当しないものをいう。

- ① 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ② 刑務所等の収容施設
- ③ 治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ④ 危険物を貯蔵又は使用する施設等

- ⑤ 伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物
- ⑥ 博物館内の文化財を収蔵し、又は展示する施設
- ⑦ その他機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難である施設

なお、①から⑦までの施設又は建築物に該当するものであっても、個々の公共建築物としての機能等の観点から差し支えない場合には、木造化を妨げるものではないことに留意する必要がある。

[解説]

- I. 建築基準法（昭和 26 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること等が求められていない施設とは、建築基準法、官公法等において別添 1 の制限を受けていない公共建築物をいう。
- II. ①から⑦までに該当する、又は該当すると想定される公共建築物を次に示す。
  - ① 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設  
国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年建設省告示第 2379 号。以下「位置規模構造基準」という。）別表（一）から（五）まで及び（七）に該当する公共建築物（別添 2）
  - ② 刑務所等の収容施設  
 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）に規定する刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設）、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
  - ③ 治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設  
検察庁、入国管理局、公安調査庁、警察の機関、自衛隊の部隊又は機関及び裁判所が使用する公共建築物
  - ④ 危険物を貯蔵又は使用する施設等  
位置規模構造基準の別表（十）及び（十一）に該当する公共建築物
  - ⑤ 伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物  
 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）等で文化財として指定され、若しくは登録されている公共建築物又はこれに準じて復元、移築若しくは改築される公共建築物
  - ⑥ 博物館内の文化財を収蔵し、又は展示する施設  
 博物館、美術館又はこれに類する公共建築物
  - ⑦ その他機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難である施設  
各省各庁において該当すると判断された公共建築物

【別添 1】

耐火建築物とすることが求められる範囲

建築基準法等において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる範囲は、次のいずれにも該当する場合による。

- 1. 建設地による制限  
 建築物の建設地（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 5 号に規定されている防火地域等の指定）等により、耐火建築物等とすることが求められる場合は、次による。
  - I. 官公法第 2 条第 2 項で規定する庁舎※において、次の①から③までのいずれかに該当する場合
    - ※ 「庁舎」とは、国家機関がその事務を処理するために使用する建築物をいい、学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除くものとする。

- ① 防火地域の場合  
階数が3以上（地階を含む。）又は延べ面積が100㎡超
  - ② 準防火地域の場合  
地上階数が4以上 又は 延べ面積が300㎡超
  - ③ 上記以外の区域の場合  
地上階数が4以上 又は 延べ面積が1,000㎡超
- II. I以外の建築物（学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設、自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物並びに宿舍等）で、次の①から③までのいずれかに該当する場合
- ① 防火地域の場合  
階数が3以上（地階を含む。）又は 延べ面積が100㎡超え
  - ② 準防火地域の場合  
地上階数が4以上 又は 延べ面積が1,500㎡超
  - ③ 上記以外の区域の場合  
地上階数が4以上 又は 延べ面積が3,000㎡超

2. 用途による制限

建築物の用途等により、耐火建築物等とすることが求められる場合は、下表による。

用途	左記の用途に供する階	左記の用途に供する部分の床面積の合計
劇場、映画館、演芸場	3階以上の階 又は主階が1階にないもの	客席床面積 200㎡以上
観覧場、公会堂、集会場	3階以上の階	（屋外観覧席の場合、1,000㎡以上）
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、共同住宅 ※、寄宿舎、下宿、児童福祉施設 等	3階以上の階	
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、スポーツ練習場 等	3階以上の階	
百貨店、マーケット、展示場、飲食店、物品販売業を営む店舗 等	3階以上の階	3,000㎡以上
倉庫		200㎡以上 （3階以上の部分に限る。）
自動車車庫、自動車修理工場 等	3階以上の階	

※共同住宅、寄宿舎及び下宿の用途に供する建築物

防火地域以外の区域において、3階建てで3階部分が次の技術的基準を満たすものについては、耐火建築物等とすることが求められない（詳細は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条の2の2による。）。

- ① 主要構造部を1時間準耐火構造とした準耐火建築物としたもの
  - ② 避難上有効なバルコニーを設置
  - ③ 3階の各宿泊室等に屋外の道から進入可能な開口部を設置
  - ④ 周囲に3m以上の通路を設置
- 等

【別添2】

●国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（抄）  
（平成6年12月15日建設省告示第2379号）

別表

種 類
（一） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第三号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下（二）から（十一）において同じ。）



- (二) 災害対策基本法第 2 条第四号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という）であって、2 以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設
- (三) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域内にある（二）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設
- (四) （二）及び（三）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方気象台、測候所及び海上保安監部等が使用する官庁施設
- (五) 病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設
- (六) 病院であって、（五）に掲げるもの以外の官庁施設
- (七) 学校、研修施設等であって、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（四）に掲げる警察大学校等を除く。）
- (八) 学校、研修施設等であって、（七）に掲げるもの以外の官庁施設（（四）に掲げる警察大学校を除く。）
- (九) 社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設
- (十) 放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設
- (十一) 石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設
- (十二) （一）から（十一）に掲げる官庁施設以外のもの

備考

- 一 この表において、「管区海上保安本部」とは、海上保安庁法（昭和 23 年法律第 28 号）第 12 条及び国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）第 258 条に規定する管区海上保安本部をいう。
- 二 この表において、「警察大学校等」とは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 27 条に規定する警察大学校、同法第 29 条第 4 項に規定する皇宮警察学校、同法第 32 条に規定する管区警察学校並びに同法第 54 条に規定する警視庁警察学校及び道府県警察学校をいう。
- 三 この表において、「機動隊」とは、警察法施行令（昭和 29 年政令第 151 号）第 3 条に規定する機動隊をいう。
- 四 この表において、「財務事務所等」とは、財務省設置法（平成 11 年法律第 95 号）第 15 条及び財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号）第 83 条に規定する財務事務所及び財務省組織規則（平成 13 年財務省令第 1 号）第 261 条に規定する出張所並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 47 条及び沖縄総合事務局組織規則（平成 13 年内閣府令第 4 号）第 94 条に規定する財務出張所をいう。
- 五 この表において、「河川国道事務所等」とは、国土交通省設置法（平成 13 年法律第 100 号）第 32 条及び地方整備局組織規則（平成 13 年国土交通省令第 21 号）第 140 条に規定する河川国道事務所、砂防国道事務所、河川事務所、国道事務所及び営繕事務所並びに内閣府設置法第 47 条及び沖縄総合事務局組織規則第 94 条に規定する国道事務所をいう。
- 六 この表において、「港湾事務所等」とは、国土交通省設置法第 32 条及び地方整備局組織規則第 140 条に規定する港湾事務所、港湾・空港整備事務所、空港整備事務所及び航路事務所並びに内閣府設置法第 47 条及び沖縄総合事務局組織規則第 94 条に規定する港湾・空港整備事務所及び港湾事務所をいう。
- 七 この表において、「開発建設部」とは、国土交通省設置法第 34 条に規定する開発建設部をいう。
- 八 この表において、「空港事務所等」とは、国土交通省設置法第 39 条及び地方航空局組織規則（平成 13 年国土交通省令第 25 号）第 35 条に規定される空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所、航空路監視レーダー事務所、航空無線標識所、航空無線通信所及び航空衛星センターをいう。

- 九 この表において、「航空交通管制部」とは、国土交通省設置法第 40 条に規定する航空交通管制部をいう。
- 十 この表において、「地方気象台」とは、国土交通省設置法第 50 条第 1 項に規定する地方気象台をいう。
- 十一 この表において、「測候所」とは、国土交通省設置法第 50 条第 3 項に規定する測候所をいう。
- 十二 この表において、「海上保安監部等」とは、海上保安庁法（昭和 23 年法律第 28 号）第 13 条及び海上保安庁組織規則（平成 13 年国土交通省令第 4 号）第 118 条に規定する海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署、情報通信管理センター、海上交通センター、航空整備管理センター、航空基地、特殊警備基地、特殊救難基地、機動防除基地、ロランセンター及び航路標識事務所をいう。

○ 「用途により木造化になじまない施設の例について」（平成 24 年 7 月 30 日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室長事務連絡）（抜粋）

積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲について（通知）（平成 24 年 7 月 30 日国営木第 6 号、林政利第 50 号）（以下「通知」という。）における、3. 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に記載された①から⑦までに該当するものについて、具体的な施設の例を協議したところです。

このたび、協議した結果を別表のとおり送付します。

なお、通知のとおり、別表に記載された施設であっても、個々の公共建築物として機能等の観点から差し支えない場合には、木造化を妨げるものではないことに留意する必要があることを申し添えます。

別表

用途により木造化になじまない施設の例

主な理由一覧表

1	災害時の活動拠点施設等を有する災害応急対策活動に必要な施設
2	刑務所等の収容施設
3	治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
4	危険物を貯蔵又は使用する施設
5	伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物
6	博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設
7	その他機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難である施設

※1 災害対策基本法第 2 条の指定行政機関（平成 21 年 8 月 28 日内閣府告示第 344 号）に指定されたものである場合に○印を記載

※2 災害対策基本法第 2 条の指定地方行政機関（平成 19 年 10 月 1 日内閣府告示第 634 号）に指定されたものである場合に○印を記載

※3 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年 12 月 15 日建設省告示第 2379 号）別表(1)～(5)、(7)、(9)、(10)に該当する施設である場合に○印を記載

※4 用途により木造化になじまない施設である場合の主な理由を一覧表から記載

1. 立法（国会）関係 （略）
2. 司法（裁判所）関係 （略）
3. 行政関係

省庁名	機関名・施設名	※1 指定 行政 機関	※2 指定 地方 行政 機関	※3 位置 規模 構造 基準	※4 主な 理由	主な理由の具体的な内容
内閣	総理大臣官邸 迎賓館	○			3 5	
内閣本 府	沖縄総合事務局	○	○		1 1	
会計検 査院						
人事院						
宮内庁						
公正取 引委員 会						
国家公 安委員 会		○				
警察庁	管区警察局 皇宮警察本部 警察大学校 管区警察学校 警視庁警察学校 道府県警察学校 皇宮警察学校 機動隊 科学警察研究所	○	○	○ ○ ○ ○ ○ ○	1 1 1 1 1 1 1 1 4	
金融庁		○			1	
消費 者 庁		○			1	
復興庁						
総務省	総合通信局 沖縄総合通信事務所	○	○ ○		1 1 1	
消防庁	消防大学校	○			1	
法務省	刑務所 少年鑑別所 拘置所 少年院 婦人補導院 入国者収容所	○			1 2 2 2 2 2	
検察庁					3	H22 法令協議
公安審 査委員 会					3	H22 法令協議

省庁名	機関名・施設名	※1 指定 行政 機関	※2 指定 地方 行政 機関	※3 位 置 規 模 構 造 基 準	※4 主 な 理 由	主な理由の具体的な内容
公安調 査庁					3	H22 法令協議
外務省	在外公館	○			1 3	
財務省	財務局 財務事務所 財務出張所 沖縄総合事務局財務出 張所	○	○	○ ○ ○	1 1 1 1	
国税庁						
文部科 学省	水戸原子力事務所	○	○		1 1	
文化庁	日本芸術院	○			1 6	美術作品の収蔵及び展示を実施し ているため
厚生労 働省	地方厚生局 都道府県労働局 国立感染症研究所 国立医薬品食品衛生研 究所	○	○ ○		1 1 1 4 4	病原菌類を使用する試験研究施設 ”
農林水 産省	地方農政局（本局） 北海道農政事務所 東京地域センター	○	○ ○		1 1 1 1	災害時に本省庁舎が使用できない 場合の代替施設として震災対応マ ニュアル（農水省 H24 年 3 月）で 規定
林野庁	森林管理局		○		1	
水産庁						
経済産 業省	経済産業局 経済産業研究所	○	○	○	1 1 1	広域避難所に指定
資源エ ネルギ ー庁	原子力安全・保安院 産業保安監督部 那覇産業保安監督事務 所	○ ○	○ ○		1 1 1 1	
特許庁					1	経産省 BCP において、特許庁舎を 経産本省の代替施設として位置づ け
中小企 業庁		○			1	
国土交 通省	地方整備局 北海道開発局 地方運輸局	○	○ ○ ○		1 1 1 1	

省庁名	機関名・施設名	※1 指定 行政 機関	※2 指定 地方 行政 機関	※3 位置 規模 構造 基準	※4 主な 理由	主な理由の具体的な内容
	地方航空局 国営公園事務所		○		1 1	災対法に基づく国交省防災業務計画で「防災拠点としての機能を有する都市公園の整備を推進する」としている。
	河川国道事務所 砂防国道事務所 復興事務所			○ ○	1 1 1	災害応急対策業務を行うことを確認
	河川事務所 砂防事務所			○	1 1	災害応急対策業務を行うことを確認
	ダム砂防事務所 ダム工事事務所 総合開発工事事務所 導水工事事務所				1 1 1 1	〃 〃 〃 〃
	国道事務所 営繕事務所 技術事務所			○ ○	1 1 1	災害応急対策業務を行うことを確認
	調査事務所 ダム統合管理事務所 広域ダム管理事務所 管理所				1 1 1 1	〃 〃 〃 〃
	港湾事務所 港湾・空港整備事務所 空港整備事務所 航路事務所 港湾空港技術調査事務所			○ ○ ○ ○	1 1 1 1 1	災害応急対策業務を行うことを確認
	開発建設部 空港事務所・出張所 空港・航空路監視レー ダー事務所 航空無線標識所 航空無線通信所 航空衛星センター 航空交通管制部 災害情報通信施設			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1 1 1 1 1 1 1 1	災害応急対策業務を行うことを確認 航空交通管制部のバックアップ施設
	システム開発評価・危 機管理センター				1	
観光庁						
気象庁	管区气象台 気象研究所	○	○		1 1 4	危険物を使用する実験を行っている。

省庁名	機関名・施設名	※1 指定 行政 機関	※2 指定 地方 行政 機関	※3 位置 規模 構造 基準	※4 主な 理由	主な理由の具体的な内容
	気象衛星センター  高層気象台 地磁気観測所 気象大学校 沖縄気象台 地方気象台（含む海洋 気象台） 測候所 地震観測施設等		○	○    ○  ○	1  1 1 1 1 1 1 1	災害応急対策業務を行うことを確 認 〃 〃 地域の広域避難所に指定      「等」は主に以下のとおり多岐に わたり、今後の観測機器の技術革 新等により、各施設が統合される こと等を想定し、現状の表記とす る。 ・地震観測施設 ・検潮観測施設 ・気象レーダー観測施設 ・地域気象観測施設 ・高層気象観測施設・・・等
海上保 安庁	管区海上保安本部 海上保安監部 海上保安部 海上保安署 海上保安航空基地 海上交通センター 航空基地 特殊警備基地 特殊救難基地 機動防除基地 ロランセンター 航路標識事務所	○	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
国土 理院		○			1	
環境省	地方環境事務所	○	○		1 1	
防衛省	地方防衛局 部隊や機関が使用する 施設	○	○		1 1 3	
共通	合同庁舎					

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(1)-⑥ 営繕計画書の概要

○ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）（抜粋）

（用語の定義）

第 2 条 この法律において「営繕」とは、建築物の建築、修繕又は模様替をいう。

2～4 （略）

5 この法律において「各省各庁の長」とは、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

6 （略）

（営繕計画書）

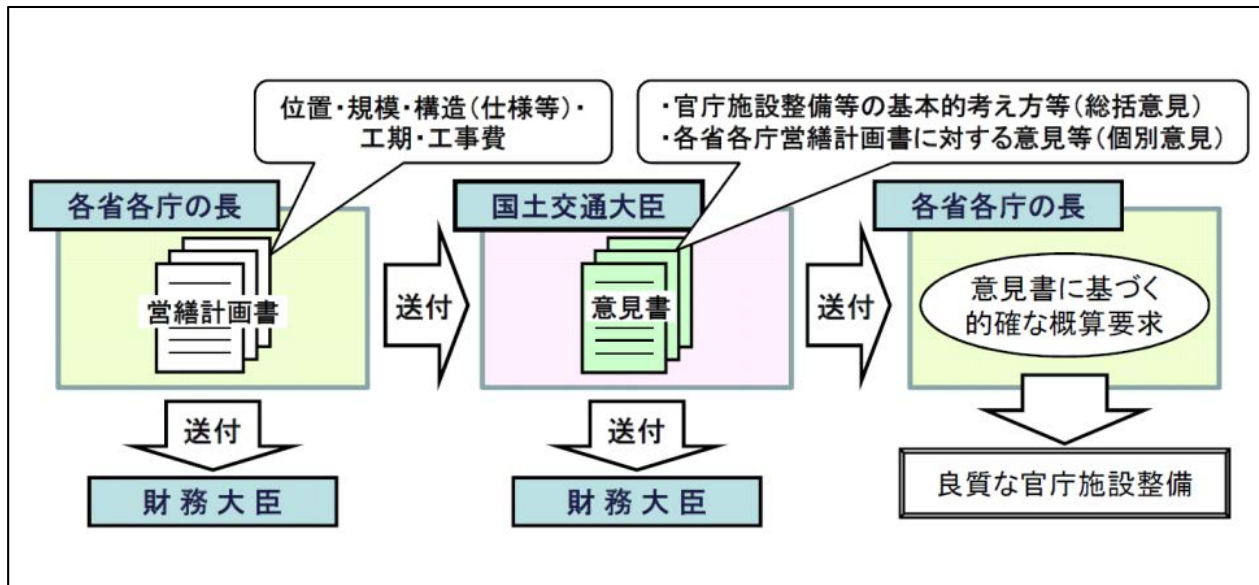
第 9 条 各省各庁の長は、毎会計年度、その所掌に係る国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設に関する計画書（以下「営繕計画書」という。）を前年度の 7 月 31 日までに財務大臣及び国土交通大臣に送付しなければならない。但し、一件につき総額 100 万円をこえない修繕又は模様替については、この限りでない。

2 前項の営繕計画書には、当該建築物及びその附帯施設の位置、規模、構造、工期及び工事費を記載するものとする。

3 第 1 項の規定により営繕計画書の送付を受けたときは、国土交通大臣は、これに関する意見書を 8 月 20 日までに当該各省各庁の長及び財務大臣に送付しなければならない。

（注） 下線は、当省が付した。

○ 営繕計画書に対する国土交通大臣の意見制度の概要



（注） 国土交通省の資料による。

図表 2-(1)-⑦ 調査対象とした 5 省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」  
における公共建築物の木造化に関する内容

省名	区分	旧計画	新計画
法務省	策定期期 (計画期間)	平成 23 年 11 月 (平成 23 年度から 27 年度まで) ※ ただし、平成 22 年度以前に事業化されていること等により木造化が困難なものについては、本計画の対象外とする。	平成 28 年 3 月 (平成 28 年度から 32 年度まで)
	方針	1(3)ア 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、 <u>可能な限り木造化を図ることとする。</u>	1(3)ア 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、 <u>可能な限り木造化を促進することとする。</u>
	目標	2(1) その所管予算により整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において <u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、刑務所等の収容施設、治安上又は国民の権利保護上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等積極的に木造化を促進する対象としないものを除き、原則として木造化を図る。</u>	2(1) その所管予算により整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において <u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、刑務所等の収容施設、治安上又は国民の権利保護上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等積極的に木造化を促進する対象としないものを除き、原則として木造化を図る。</u>
財務省	策定期期 (計画期間)	平成 23 年 6 月 (平成 23 年度から 27 年度まで) ※ ただし、平成 23 年度予算を要求している案件のうち、木造化のための予算を別途要求していない案件については、本計画の対象外とする。	平成 28 年 4 月 (平成 28 年度から 32 年度まで) ※ ただし、平成 28 年度予算を要求している案件のうち、木造化のための予算を別途要求していない案件については、本計画の対象外とする。
	方針	1(2)① 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、 <u>関係法令、コスト等を考慮しつつ、可能な限り木造化を図ることとする。</u>	1(2)① 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、 <u>関係法令、コスト等を考慮しつつ、可能な限り合法性が証明された木材又は間伐材での木造化を図ることとする。</u>
	目標	2(1) 整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において <u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等、及びコストの観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を</u>	2(1) 整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく基準において <u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等、及びコストの観点から、木造化になじまない又は法令等の制限により木造化を図ることが</u>



省名	区分	旧計画	新計画
		<p><u>図る。</u></p>	<p><u>困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図る。</u>  <u>法令等に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、コスト等を考慮しつつ木造化を図るよう努めるものとする。</u></p>
厚生労働省	策定期間 (計画期間)	<p>平成 23 年 7 月  (平成 23 年度から 27 年度まで)  ※ ただし、平成 23 年度予算を要求している案件のうち、木造化が困難なものについては、本計画の対象外とする。</p>	<p>平成 28 年 4 月  (平成 28 年度から 32 年度まで)</p>
	方針	<p>1(2)①  基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、<u>関係法令、コスト等を考慮しつつ、可能な限り木造化を図ることとする。</u></p>	<p>1(2)①  基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、<u>関係法令、コスト等を考慮しつつ、可能な限り木造化を図ることとする。</u></p>
	目標	<p>2(1)  整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において<u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図る。</u></p>	<p>2(1)  整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において<u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は法令等の制限により木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図る。</u>  また、建築基準法その他の法令に基づく基準において<u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、コスト等を考慮しつつ、木造化を図るよう努めるものとする。</u></p>

省名	区分	旧計画	新計画																	
農林水産省	策定期期 (計画期間)	平成 22 年 12 月 (平成 22 年度から 27 年度まで)	平成 28 年 4 月 (平成 28 年度から 32 年度まで)																	
	方針	<p>2(2)</p> <p>基本方針を踏まえ、<u>(a)低層の公共建築物は原則としてすべて木造化を図る、(b)木造と非木造との混構造の採用も積極的に検討しつつ木造化を促進する</u>という方針の下、以下により取り組むこととし、個別の利用目標を別添のとおり定める。</p> <p>① 対象施設及び補助対象施設については、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、間伐材又は合法性が証明された木材での木造化に努める。</p>	<p>2(2)</p> <p>基本方針を踏まえ、 <u>(a) 低層の公共建築物は原則として全て木造化を図る</u> <u>(b) 耐火建築物とすることが求められている建築物についても、木質耐火部材を活用して積極的に木造化を図るなど、木質耐火部材や CLT 等の新たな木質部材を積極的に活用すること</u> <u>(c) 木造と非木造との混構造の採用も積極的に検討しつつ木造化を促進すること</u></p> <p>を基本とし、以下により取り組むこととする。 また、個別の利用目標を別添のとおり定める。</p> <p>① 対象施設及び補助対象施設については、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化に努める。</p>																	
目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>施設の種類</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所</td> <td>庁舎 宿舍 研修施設 倉庫</td> <td>木造率 100%</td> </tr> <tr> <td>地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 地方農政事務所 統計・消費センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織	施設の種類	目標	施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所	庁舎 宿舍 研修施設 倉庫	木造率 100%	地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 地方農政事務所 統計・消費センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所			<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>施設の種類</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所</td> <td>庁舎 宿舍 研修施設 倉庫</td> <td>木造率 100%</td> </tr> <tr> <td>地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 支局 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織	施設の種類	目標	施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所	庁舎 宿舍 研修施設 倉庫	木造率 100%	地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 支局 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所		
組織	施設の種類	目標																		
施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所	庁舎 宿舍 研修施設 倉庫	木造率 100%																		
地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 地方農政事務所 統計・消費センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所																				
組織	施設の種類	目標																		
施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所	庁舎 宿舍 研修施設 倉庫	木造率 100%																		
地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 支局 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所																				

省名	区分	旧計画	新計画
国土交通省	策定期間 (計画期間)	平成 23 年 5 月 (平成 23 年度から 27 年度まで) ※ ただし、平成 22 年度以前に事業化されていること(既に国庫債務負担行為による複数年の契約を締結しているもの及び平成 23 年度予算を計上しているものを含む。)等により木造化が困難なものについては、本計画の対象外とする。	平成 28 年 4 月 (平成 28 年度から 32 年度まで) ※ ただし、平成 22 年度以前に事業化されていること(既に国庫債務負担行為による複数年の契約を締結しているもの及び平成 23 年度予算を計上しているものを含む。)等により木造化が困難なものについては、本計画の対象外とする。
	方針	1(3)① 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、 <u>可能な限り木造化を図ることとする。</u>	1(3)① 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、 <u>可能な限り木造化を図ることとする。</u>
	目標	2(1) 整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において <u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設等積極的に木造化を促進する対象としないものを除き、原則として木造化を図る。</u>	2(1) 整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において <u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設等積極的に木造化を促進する対象としないもの又は法令等の制限により木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図る。</u> 建築基準法その他の法令に基づく基準において <u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、コスト等を考慮しつつ、木造化を図るよう努めるものとする。</u>

(注) 1 法務省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」、財務省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」、厚生労働省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」、農林水産省の「新農林水産省木材利用推進計画—公共建築物等木材利用促進法に基づく計画—」、国土交通省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」に基づき、当省が作成した。

2 表中の「基本方針」とは、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」をいう。

図表 2-(1)-ア 農林水産省(林野庁)及び国土交通省(官庁営繕担当部局)による「木造化のフォローアップ調査結果」での国が整備する公共建築物における木造化の状況

(単位:棟、%)

区分	年度	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
整備済みの低層(3階建て以下)の公共建築物	A (A)	506 (100.0)	462 (100.0)	484 (100.0)	265 (100.0)	370 (100.0)
木材利用促進基本方針において木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であるとされ、木造以外で整備済みの公共建築物	B=a+b (B/A)	412 (81.4)	364 (78.8)	366 (75.6)	165 (62.3)	260 (70.3)
耐火建築物等とすることが求められる公共建築物	a (a/A)	— (—)	45 (9.7)	60 (12.4)	38 (14.3)	34 (9.2)
木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると木材利用促進基本方針に例示されている公共建築物	b (b/A)	— (—)	319 (69.0)	306 (63.2)	127 (47.9)	226 (61.1)
木材利用促進基本方針において積極的に木造化を促進することとされている公共建築物	C=c+d (C/A) (C)	94 (18.6) <b>(100.0)</b>	98 (21.2) <b>(100.0)</b>	118 (24.4) <b>(100.0)</b>	100 (37.7) <b>(100.0)</b>	110 (29.7) <b>(100.0)</b>
木造で整備済みの公共建築物	c (c/A) <b>(c/C)</b>	31 (6.1) <b>(33.0)</b>	42 (9.1) <b>(42.9)</b>	24 (5.0) <b>(20.3)</b>	32 (12.1) <b>(32.0)</b>	60 (16.2) <b>(54.5)</b>
木造以外で整備済みの公共建築物	d=e+f (d/A) <b>(d/C)</b>	63 (12.5) <b>(67.0)</b>	56 (12.1) <b>(57.1)</b>	94 (19.4) <b>(79.7)</b>	68 (25.7) <b>(68.0)</b>	50 (13.5) <b>(45.5)</b>
公共建築物等木材利用促進法施行(平成22年10月1日)前に予算化された公共建築物	e (e/A) <b>(e/C)</b>	63 (12.5) <b>(67.0)</b>	22 (4.8) <b>(22.4)</b>	24 (5.0) <b>(20.3)</b>	7 (2.6) <b>(7.0)</b>	6 (1.6) <b>(5.5)</b>
各省各庁において木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断された公共建築物	f (f/A) <b>(f/C)</b>	0 (0.0) <b>(0.0)</b>	34 (7.4) <b>(34.7)</b>	70 (14.5) <b>(59.3)</b>	61 (23.0) <b>(61.0)</b>	44 (11.9) <b>(40.0)</b>

- (注) 1 農林水産省(林野庁)及び国土交通省(官庁営繕担当部局)が公表する「公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ(平成23年度から27年度まで)」(木造化のフォローアップ調査結果)及びこれら2省に対する調査結果に基づき、当省が作成した。
- 2 表中の( )内について、i)明朝体の数は、「国が整備する低層(3階建て以下)の公共建築物(A)」欄の棟数に占める割合、ii)ゴシック体の数は、「木材利用促進基本方針において積極的に木造化を促進することとされている公共建築物(C)」欄の棟数に占める割合をそれぞれ示す。
- 3 「木材利用促進基本方針において木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であるとされ、木造以外で整備済みの公共建築物(B)」欄の棟数は、農林水産省(林野庁)及び国土交通省(官庁営繕担当部局)が、次に該当すると判断した公共建築物である。
- ① 建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物(表中のa欄が該当)
- ② 当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている次の公共建築物(表中のb欄が該当)
- ・ 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
  - ・ 刑務所等の収容施設
  - ・ 治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
  - ・ 危険物を貯蔵又は使用する施設等
  - ・ 伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物
  - ・ 博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設
- 4 平成23年度の「耐火建築物等とすることが求められる公共建築物」欄及び「木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると木材利用促進基本方針に例示されている公共建築物」欄については、農林水産省(林野庁)及び国土交通省が、平成23年度実績を取りまとめた当時、両欄の区分により把握、集計しておらず、計上ができなかったため、「—」とした。

図表 2-2(1)-1-1-① 調査対象195施設の概要

番号	所管省名	用途	施設名称	所在 都道府県	防火地域又 は準防火地 域の指定状 況	構造、階数及び面積	施設の 整備状況	不道化に なじまない 6類型又は 官公法で 耐火建築 物とするこ とが求めら れる施設 のいずれ にも該当し ない施設	不道化に なじまない 6類型の施 設である とされた施 設	うち各省が 6類型に該 当するとし た判断が 妥当であ るとは言 えない施設	不道化に なじまない 6類型の施 設の範 囲を定め た通知に おいて示 されている 6類型の施 設に該当 する施設	うち不道化 が図られ た施設と 同じ用途 で施設規 模にも大き な違いが みられない 施設	官公法で 耐火建築 物とするこ とが求めら れる施設	営繕計画 書の送付 状況	うち合理的 な理由が ないにもか かわらな く、営繕 計画を 送付せず に整備 された 施設	不道化に 関する大 臣意見の 送付状況	うち当該大 臣意見が 送付され た施設と 類似の施 設がある にもかかわらず、当該 大臣意見 が送付さ れていない 施設	うち当該大 臣意見が 送付され たが、構造 を要しな ければなら ないとの 認識がな く、不道化 に つな がっていない 施設	うち各省が 不道化を 図ることが 困難であ ると判断し た施設に 対し、当該 大臣意見 が送付さ れていない 施設
法01	法務省	執務庁舎	網走法務総合庁舎(執務庁舎)	北海道		RC構造2階:1,187㎡	平成26年度 整備済み		治		○		○	送付					
法02	法務省	執務庁舎	宇都宮法務総合庁舎(執務庁舎)	栃木県	準防火	S構造3階:1,140㎡	未整備		治		○		○	送付					
法03	法務省	執務庁舎	八丈島区検察庁(執務庁舎)	東京都		RC構造1階:558㎡	未整備		治		○			送付					
法04	法務省	執務庁舎	佐渡法務総合庁舎(執務庁舎)	新潟県		RC構造3階:2,317㎡	未整備		取・治		○		○	送付					
法05	法務省	執務庁舎	神戸地方検察庁明石支部・区検察庁	兵庫県		RC構造3階:1,358㎡	平成27年度 整備済み		治		○		○	送付					
法06	法務省	執務庁舎	広島地方検察庁尾道支部・区検察庁 (執務庁舎)	広島県	準防火	RC構造3階:1,457㎡	未整備		治		○		○	送付					
法07	法務省	執務庁舎	人吉法務総合庁舎(執務庁舎)	熊本県		RC構造3階:1,747㎡	未整備		治		○		○	送付					
法08	法務省	宿舎等	名寄法務総合庁舎(公務員宿舎)	北海道		W構造2階:631㎡	未整備	○						送付					
法09	法務省	宿舎等	帯広少年院(公務員宿舎)	北海道		RC構造:1,864㎡	未整備		取	○				送付					
法10	法務省	宿舎等	石巻拘留支所(公務員宿舎)	宮城県		RC構造:720㎡	未整備		取	○				送付					
法11	法務省	宿舎等	黒羽刑務所(公務員宿舎)	栃木県		RC構造3階:1,868㎡	平成24年度 整備済み	○						送付					
法12	法務省	宿舎等	多摩少年院(公務員宿舎)	東京都		RC構造:546㎡	未整備		取	○				送付					
法13	法務省	宿舎等	長野法務総合庁舎(公務員宿舎)	長野県	準防火	RC構造:880㎡	未整備		取	○				送付					
法14	法務省	車庫	帯広少年院(車庫)	北海道		RC構造:192㎡	未整備		取		○			送付					
法15	法務省	車庫	宮城刑務所(車庫)	宮城県		RC構造:392㎡	未整備		取		○			送付					
法16	法務省	車庫	石巻拘留支所(車庫)	宮城県		RC構造:32㎡	未整備		取		○		○	送付					
法17	法務省	車庫	多摩少年院(車庫)	東京都		RC構造:161㎡	未整備		取		○			送付					
法18	法務省	車庫	長野法務総合庁舎(車庫)	長野県	準防火	RC構造:32㎡	未整備		取・治		○			送付					
法19	法務省	車庫	広島地方検察庁尾道支部・区検察庁 (車庫)	広島県	準防火	W構造1階:28㎡	未整備		治		○			送付					
法20	法務省	車庫	広島地方検察庁尾道支部・区検察庁 (身障者用駐車庫)	広島県	準防火	S構造1階:17㎡	未整備		治		○			送付					
法21	法務省	車庫	田川法務総合庁舎(車庫)	福岡県		RC構造:32㎡	未整備		取・治		○			送付					
法22	法務省	倉庫	名寄法務総合庁舎(公務員宿舎物置)	北海道		W構造1階:32㎡	未整備	○						送付					



番号	所管省名	用途	施設名称	所在地 都道府県	防火地域又は 準防火地域の指定状況	構造、階数及び面積	施設の整備状況	木造化に なじまない 6類型又は 耐火建築物 と認められる ものいすれ にも該当し ない施設	木造化に なじまない 6類型の施 設である施 設	うち各省が 6類型に該 当するとし て判断が 妥当であ るに異議 ない施設	木造化に なじまない 6類型の施 設の範囲 を定め た通知に おいて示 されている 6類型の施 設に該当 する施設	うち木造化 が図られ た施設と 同じ用途 で施設規 模にも大き な違いが みられない 施設	官公法で 耐火建築 物とするこ とが求めら れる施設	営繕計画 書の送付 状況	うち合理的 な理由が ないにもか かわらず、 営繕計画 書を送付 せずに整 備された 施設	木造化に 関する大 臣意見の 送付状況	うち当該大 臣意見が 送付され た施設と 類似の施 設がある にもかかわらず、 当該大臣 意見が送 付されて いない施 設	うち当該大 臣意見が 送付され た施設を 変更しな ければな らないと 認められ ない施設 かつ、木 造化につ いていな い施設	うち各省が 木造化を 図ることが 困難であ るに判断 した施設 に当該大 臣意見が 送付され ない施設
a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m							
法43	法務省	自転車置場	宇都宮法務総合庁舎(自転車置場)	栃木県	準防火	S構造1階:89㎡	未整備		治	○	○		送付						
法44	法務省	自転車置場	黒羽刑務所(公務員宿舍自転車置場)	栃木県		S構造1階:20㎡ S構造1階:20㎡ S構造1階:20㎡	平成24年度 整備済み		収	○			送付						
法45	法務省	自転車置場	栃木刑務所(公務員宿舍自転車置場)	栃木県		S構造1階:4㎡ S構造1階:6㎡ S構造1階:14㎡	平成24年度 整備済み		収	○			送付						
法46	法務省	自転車置場	(仮称)国際法務総合センター(自転車置場)	東京都	準防火	S構造1階:7㎡ S構造1階:13㎡ S構造1階:18㎡	未整備		収	○	○		送付						
法47	法務省	自転車置場	多摩少年院(自転車置場)	東京都		S構造:37㎡	未整備		収	○	○		送付						
法48	法務省	自転車置場	多摩少年院(公務員宿舍自転車置場)	東京都		S構造:24㎡	未整備		収	○	○		送付						
法49	法務省	自転車置場	長野法務総合庁舎(自転車置場)	長野県	準防火	S構造:9㎡ S構造:44㎡	未整備		収・治	○	○		送付						
法50	法務省	自転車置場	奈良法務総合庁舎(自転車置場)	奈良県		W構造1階:37㎡	未整備		治	○	○		送付						
法51	法務省	自転車置場	奈良地方法務局種原出張所(自転車置場)	奈良県	防火	W構造1階:15㎡	未整備	○					送付						
法52	法務省	自転車置場	岡山法務総合庁舎(自転車置場、駐輪場)	岡山県	準防火	【自転車置場】 S構造1階:9㎡ S構造1階:11㎡ S構造1階:14㎡ S構造1階:16㎡ S構造1階:16㎡ S構造1階:16㎡ S構造1階:16㎡ S構造1階:108㎡ 【駐輪場】 S構造1階:19㎡	平成25年度 整備済み		治	○	○		送付						
法53	法務省	自転車置場	岡山地方法務局(自転車置場)	岡山県	準防火	W構造1階:23㎡	未整備	○					送付						
法54	法務省	自転車置場	広島地方検察庁尾道支部・区検察庁(自転車置場)	広島県	準防火	S構造1階:10㎡	未整備		治	○	○		送付						
法55	法務省	自転車置場	徳島法務総合庁舎(自転車置場)	徳島県	防火	W構造1階:64㎡	未整備		治	○	○		送付						
法56	法務省	自転車置場	福岡第一法務総合庁舎(自転車置場)	福岡県	準防火	S構造:4㎡	未整備		治	○	○		送付						
法57	法務省	自転車置場	福岡第二法務総合庁舎(自転車置場)	福岡県	準防火	S構造:86㎡	未整備		治	○	○		送付						
法58	法務省	自転車置場	田川法務総合庁舎(自転車置場)	福岡県		S構造:5㎡ S構造:8㎡	未整備		収・治	○	○		送付						
法59	法務省	渡り廊下	青広少年院(渡り廊下)	北海道		RC構造:230㎡ RC構造:230㎡	未整備		収	○	○		送付						
法60	法務省	渡り廊下	宮城刑務所(渡り廊下)	宮城県		RC構造:1,409㎡ S構造:1,410㎡	未整備		収	○	○		送付						
法61	法務省	渡り廊下	石巻拘置支所(渡り廊下)	宮城県		RC構造:62㎡	未整備		収	○	○		送付						





番号	所管省名	用途	施設名称	所在地 都道府県	防火地域又は 準防火地域の指定状況	構造、階数及び面積	施設の整備状況	木造化に なじまない 6種類の施 設である とされた施 設	木造化に なじまない 6種類の施 設である とされた施 設	うち各省が 独自に木 造化に なじまない と判断した 理由が安 当であると は言い難 い施設	うち各省が 6種類の施 設であると 判断した 理由が安 当であると は言い難 い施設	木造化に なじまない 6種類の施 設であると 判断した 理由が安 当であると は言い難 い施設	うち各省が 6種類の施 設であると 判断した 理由が安 当であると は言い難 い施設	木造化に なじまない 6種類の施 設であると 判断した 理由が安 当であると は言い難 い施設	官公法で 耐火建築 物とするこ とが求めら れる施設	営繕計画 書の送付 状況	うち合理的 な理由が ないにもか かわらず、 営繕計画 書を送付 せずに整 備された 施設	木造化に 関する大 意の送付 状況	うち当該大 意が送付さ れた施設と 類似の施 設がある にもかかわらず、 当該大 意が送付さ れていな い施設	うち当該大 意が送付さ れた施設と 類似の施 設がある にもかかわらず、 当該大 意が送付さ れていな い施設	うち当該大 意が送付さ れた施設と 類似の施 設がある にもかかわらず、 当該大 意が送付さ れていな い施設	うち各省が 当該大 意を 送付した にもかかわらず、 当該大 意が送付さ れていな い施設	うち各省が 当該大 意を 送付した にもかかわらず、 当該大 意が送付さ れていな い施設
a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m											
財17	財務省	自転車置場	博多税務署(自転車置場)	福岡県	準防火	S構造1階:14㎡	平成26年度 整備済み								送付								
財18	財務省	渡り廊下	姫路税務署(渡り廊下)	兵庫県		S構造1階24㎡	平成25年度 整備済み								送付								
財19	財務省	その他	税務大学校和光校舎(守衛所)	埼玉県		RC構造1階:7㎡	平成25年度 整備済み								送付								
厚01	厚生労働省	執務庁舎	真岡労働基準監督署(執務庁舎)	栃木県	準防火	RC構造2階:546㎡	未整備								送付								
厚02	厚生労働省	執務庁舎	朝霞公共職業安定所(執務庁舎)	埼玉県		RC構造2階:1,350㎡	未整備								送付								
厚03	厚生労働省	執務庁舎	平塚地方合同庁舎(会議室棟)	神奈川県	準防火	W構造1階:83㎡	平成26年度 整備済み								送付								
厚04	厚生労働省	執務庁舎	八代公共職業安定所(執務庁舎)	熊本県	準防火	RC構造2階:1,187㎡	未整備								送付								
厚05	厚生労働省	車庫	札幌東公共職業安定所(車庫)	北海道	準防火	RC構造1階:56㎡	平成24年度 整備済み								送付								
厚06	厚生労働省	車庫	真岡労働基準監督署(車庫)	栃木県	準防火	W構造1階:18㎡	未整備								送付								
厚07	厚生労働省	車庫	佐渡公共職業安定所(車庫)	新潟県		S構造1階:15㎡ S構造1階:15㎡	平成26年度 整備済み								送付								
厚08	厚生労働省	倉庫	旭川公共職業安定所(倉庫)	北海道		S構造2階:72㎡	平成26年度 整備済み								送付								
厚09	厚生労働省	倉庫	向島労働基準監督署(ごみ置場)	東京都	準防火	RC構造1階:3㎡	未整備								送付								
厚10	厚生労働省	倉庫	重要医薬品原料倉庫	神奈川県	準防火	RC構造1階:240㎡	未整備								送付								
厚11	厚生労働省	自転車置場	真岡労働基準監督署(自転車置場)	栃木県	準防火	W構造1階:10㎡	未整備								送付								
厚12	厚生労働省	自転車置場	向島労働基準監督署(自転車置場)	東京都	準防火	S構造1階:6㎡	未整備								送付								
厚13	厚生労働省	自転車置場	八代公共職業安定所(自転車置場)	熊本県	準防火	W構造1階:14㎡	未整備								送付								
農01	農林水産省	執務庁舎	三陸北部森林管理署(執務庁舎)	岩手県		W構造とRC構造の混 構造3階:508㎡	平成25年度 整備済み								送付								
農02	農林水産省	執務庁舎	動物検疫所神戸支所(検査棟)	兵庫県	準防火	RC構造2階:806㎡	未整備								送付								
農03	農林水産省	執務庁舎	南近畿土地改良調査管理事務所(執務 庁舎増築)	奈良県		RC構造2階:196㎡(既 存執務庁舎との合計 1,215㎡)	平成26年度 整備済み								送付								
農04	農林水産省	執務庁舎	浜ノ瀬ダム管理所(執務庁舎)	宮崎県		RC構造2階:494㎡	平成24年度 整備済み								送付								







番号	所管省名	用途	施設の名称	所在地 都道府県	防火地域又 は準防火地 域の指定状 況	構造、階数及び面積	施設の 整備状況	木造化に なじまない 6類型又は 耐火建築 物とするこ とが求めら れる施設 のいずれに も該当し ない施設	木造化に なじまない 6類型の施 設であるこ とを理由と し、木造化 された施 設	うち各省が 独自に木 造化に なじまない 理由と 判断した 当である は言い難 い施設	うち各省が 6類型に 該当する と判断し た理由が 妥当であ るとは言 えない施 設	木造化に なじまない 6類型の施 設の範 囲を定め た通知に おいて示 されている 6類型の施 設に該当 する施設	うち木造化 が図られ た施設と 同じ用途 に木造化 し、木造 規模も大 きな施設 に該当す る施設	官公法で 耐火建築 物とするこ とが求めら れる施設	営繕計画 書の送付 状況	うち合理的 な理由が ないにもか かわらず、 営繕計画 書を送付 せず、整 備された 施設	木造化に 関する大 臣意見の 送付状況	うち当該大 臣意見が 送付され た施設と 類似の施 設がある にもかかわらず、 当該大臣 意見が送 付されて いない施 設	うち当該大 臣意見が 送付され た施設を 変更しな ければな らないの を認め、 木造化 につな がってい ない施 設	うち当該大 臣意見が 送付され た施設が 困難であ ると判断 した施設 に、当該 大臣意見 が送付さ れ、木造 化につな がってい ない施 設
国64	国土交通省	観測施設	駒ヶ峯方位測定受信所	宮城県		SRC構造1階:71㎡	平成24年度 整備済み								未送付					
国65	国土交通省	観測施設	仙台管区気象台鮎川検潮所	宮城県		S構造1階:14㎡	平成24年度 整備済み								未送付					
国66	国土交通省	観測施設	熊谷地方気象台(ウインドプロファイラ局舎)	埼玉県		S構造1階:6㎡	平成25年度 整備済み								未送付					
国67	国土交通省	観測施設	横須賀観潮所	神奈川県		RC構造1階:8㎡	未整備								送付		有		○	
国68	国土交通省	観測施設	尾鷲特別地域気象観測所(ウインドプロファイラ局舎)	三重県		S構造1階:5㎡	平成25年度 整備済み								未送付					
国69	国土交通省	観測施設	室戸岬沖波浪計陸上局	高知県		S構造1階:7㎡	平成26年度 整備済み								未送付					
国70	国土交通省	観測施設	高知地方気象台(ウインドプロファイラ局舎)	高知県		S構造1階:6㎡ S構造1階:9㎡	平成25年度 整備済み								未送付					
国71	国土交通省	観測施設	清水特別地域気象観測所(ウインドプロファイラ局舎)	高知県		S構造1階:6㎡	平成25年度 整備済み								未送付					
国72	国土交通省	観測施設	延岡特別地域気象観測所(ウインドプロファイラ局舎)	宮崎県		RC構造1階:22㎡	平成25年度 整備済み								未送付					
国73	国土交通省	渡り廊下	釧路航空基地(渡り廊下)	北海道		S構造1階:20㎡	平成27年度 整備済み								送付		有		○	
国74	国土交通省	渡り廊下	三重河川国道事務所(渡り廊下)	三重県		RC構造1階:18㎡	未整備								送付					
国75	国土交通省	渡り廊下	海上保安学校(青葉渡り廊下、第二厚生棟渡り廊下)	京都府		青)S構造1階:68㎡ 厚)S構造1階:62㎡	平成28年度 整備済み								送付					
国76	国土交通省	渡り廊下	海上保安学校(女子寮渡り廊下、本館・教舎渡り廊下)	京都府		女)S構造1階:70㎡ 本)S構造1階:40㎡	未整備								送付		有		○	
国77	国土交通省	その他	国営滝野すずらん丘陵公園(教養所)	北海道		S構造1階:36㎡	平成24年度 整備済み								未送付		○			
国78	国土交通省	その他	海上保安学校(本館増築)	京都府		RC構造3階:981㎡	未整備								送付					
国79	国土交通省	その他	海上保安学校(教舎増築)	京都府		RC構造2階:1,456㎡	未整備								送付					
国80	国土交通省	その他	海上保安学校(総合実習棟)	京都府		RC構造1階:887㎡	未整備								送付					
国81	国土交通省	その他	国営飛鳥歴史公園事務所キトラ古墳周辺地区情報案内施設棟	奈良県		W構造1階:229㎡	平成27年度 整備済み								未送付		○			
国82	国土交通省	その他	国営飛鳥歴史公園事務所キトラ古墳周辺地区農林体験活動施設(休憩・回らん棟)	奈良県		W構造1階:88㎡	平成27年度 整備済み								未送付		○			
国83	国土交通省	その他	国営飛鳥歴史公園事務所キトラ古墳周辺地区体験工房	奈良県		W構造1階:152㎡	平成27年度 整備済み								未送付		○			
国84	国土交通省	その他	国営飛鳥歴史公園事務所キトラ古墳周辺地区体験学習館(本館)	奈良県		SRC構造1階・地下1階:1,970㎡	未整備								送付					



図表 2-1-1-1-2 調査対象195施設における用途別の木造化の状況

(単位:施設、%)

区分	調査対象 とした施設	調査対象とした施設								その他
		執務庁舎	宿舎等	車庫	倉庫	自転車 置場	渡り廊下	観測施設	その他	
調査対象とした施設	A=a+b =B+C (A)	195 (100.0)	9 (100.0)	34 (100.0)	35 (100.0)	41 (100.0)	12 (100.0)	16 (100.0)	11 (100.0)	
うち整備済みの施設	a=c+e (a/A)	84 (43.1)	3 (33.3)	12 (35.3)	21 (60.0)	7 (17.1)	3 (25.0)	15 (93.8)	6 (54.5)	
うち整備が計画されていた施設	b=d+f (b/A)	111 (56.9)	6 (66.7)	22 (64.7)	14 (40.0)	34 (82.9)	9 (75.0)	1 (6.3)	5 (45.5)	
木造化が図られた施設	B=c+d (B/A)	35 (17.9)	1 (11.1)	9 (26.5)	3 (8.6)	16 (39.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (27.3)	
うち木造で整備済みの施設	c (c/A)	8 (4.1)	0 (0.0)	1 (2.9)	2 (5.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (27.3)	
うち木造で整備が計画されていた施設	d (d/A)	27 (13.8)	1 (11.1)	8 (23.5)	1 (2.9)	16 (39.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
木造化が図られなかった施設	C=e+f (C/A)	160 (82.1)	8 (88.9)	25 (73.5)	32 (91.4)	25 (61.0)	12 (100.0)	16 (100.0)	8 (72.7)	
うち木造以外で整備済みの施設	e (e/A)	76 (39.0)	3 (33.3)	11 (32.4)	19 (54.3)	7 (17.1)	3 (25.0)	15 (93.8)	3 (27.3)	
うち木造以外で整備が計画されていた施設	f (f/A)	84 (43.1)	5 (55.6)	14 (41.2)	13 (37.1)	18 (43.9)	9 (75.0)	1 (6.3)	5 (45.5)	

(注)1 当省の調査結果による。

2 表中の( )内の数は、「調査対象とした施設(A)」欄の施設数に占める割合を示す。

3 「整備済みの施設」とは、当省が調査した平成28年2月から5月時点において工事が完了していた施設をいい、「整備が計画されていた施設」とは、営繕計画書の送付や設計が行われていたが、整備が終了していないものであり、工事中の施設を含む。

図表 2-(1)-イ-③ 調査対象195施設における木造化の状況

(単位:施設、%)

区分		調査対象とした施設	木造化が図られなかった施設	木造化が図られた施設
調査対象とした施設	A=B+C+D	195	160	35
	(A)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
木造化になじまない6種類の施設又は官公法で耐火建築物とすることが求められる施設のいずれにも該当しない施設	B	59	41	18
	(B/A)	(30.3)	(25.6)	(51.4)
	<b>(B)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>
うち各省が独自に木造化になじまないと判断した理由が妥当であるとは言い難い施設	a	2	2	0
	(a/A)	(1.0)	(1.3)	(0.0)
	<b>(a/B)</b>	<b>(3.4)</b>	<b>(4.9)</b>	<b>(0.0)</b>
木造化になじまない6種類の施設であるとされた施設	C=b+c	113	96	17
	(C/A)	(57.9)	(60.0)	(48.6)
	<b>(C)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>
うち各省が6種類の施設に該当するとした判断が妥当であるとは言い難い施設	b	15	15	0
	(b/A)	(7.7)	(9.4)	(0.0)
	<b>b/C</b>	<b>(13.3)</b>	<b>(15.6)</b>	<b>(0.0)</b>
うち木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において示されている6種類の施設に該当する施設	c	98	81	17
	(c/A)	(50.3)	(50.6)	(48.6)
	<b>(c/C)</b>	<b>(86.7)</b>	<b>(84.4)</b>	<b>(100.0)</b>
うち木造化が図られた施設と同じ用途で施設規模にも大きな違いがみられない施設	d	38	38	0
	(d/A)	(19.5)	(23.8)	(0.0)
	<b>d/C</b>	<b>(33.6)</b>	<b>(39.6)</b>	<b>(0.0)</b>
官公法で耐火建築物とすることが求められる施設	D	23	23	0
	(D/A)	(11.8)	(14.4)	(0.0)



【用途別】

用途 区分	執務庁舎		宿舍等		車庫		倉庫				
	木造化が 図られた 施設	木造化が 図られた 施設	木造化が 図られた 施設	木造化が 図られた 施設	木造化が 図られた 施設	木造化が 図られた 施設	木造化が 図られた 施設	木造化が 図られた 施設			
調査対象とした施設	37 (100.0)	34 (100.0)	9 (100.0)	8 (100.0)	1 (100.0)	34 (100.0)	25 (100.0)	9 (100.0)	35 (100.0)	32 (100.0)	3 (100.0)
A=B+C+D (A)											
B	9 (24.3)	7 (20.6)	5 (55.6)	4 (50.0)	1 (100.0)	13 (38.2)	7 (28.0)	6 (66.7)	12 (34.3)	11 (34.4)	1 (33.3)
(B/A)											
(B)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
a	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	1 (4.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	1 (3.1)	0 (0.0)
(a/A)											
(a/B)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(7.7)	(14.3)	(0.0)	(8.3)	(9.1)	(0.0)
C=b+c (C/A)	8 (21.6)	7 (20.6)	4 (44.4)	4 (50.0)	0 (0.0)	19 (55.9)	16 (64.0)	3 (33.3)	22 (62.9)	20 (62.5)	2 (66.7)
(C)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
b	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (44.4)	4 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (15.6)	0 (0.0)
(b/A)											
b/C	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(22.7)	(25.0)	(0.0)
c	8 (21.6)	7 (20.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	19 (55.9)	16 (64.0)	3 (33.3)	17 (48.6)	15 (46.9)	2 (66.7)
(c/A)											
(c/C)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(77.3)	(75.0)	(100.0)
d	3 (8.1)	3 (8.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (23.5)	8 (32.0)	0 (0.0)	8 (37.1)	13 (40.6)	0 (0.0)
(d/A)											
d/C	(37.5)	(42.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(42.1)	(50.0)	(0.0)	(59.1)	(65.0)	(0.0)
D	20 (54.1)	20 (58.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (5.9)	2 (8.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	1 (3.1)	0 (0.0)
(D/A)											
官公法で耐火建築物とすることが求められる施設											

【用途別】

区分	用途	自転車置場		渡り廊下		観測施設		その他			
		木造化が図られた施設 かつた施設	木造化が図られた施設 かつた施設	木造化が図られた施設 かつた施設	木造化が図られた施設 かつた施設	木造化が図られた施設 かつた施設	木造化が図られた施設 かつた施設	木造化が図られた施設 かつた施設	木造化が図られた施設 かつた施設		
調査対象とした施設	A=B+C+D (A)	41 (100.0)	25 (100.0)	16 (100.0)	12 (100.0)	0 (100.0)	16 (100.0)	16 (100.0)	11 (100.0)	8 (100.0)	3 (100.0)
	B (B/A)	13 (31.7)	5 (20.0)	8 (50.0)	3 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (36.4)	4 (50.0)	0 (0.0)
木造化になじまない6類型の施設又は官公法で耐火建築物とすることが求められる施設のいずれにも該当しない施設	(B)	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>
	a (a/A)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
うち各省が独自に木造化になじまないと言理由が妥当であると言難しい施設	(a/B)	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>
	C=b+c (C/A)	28 (68.3)	20 (80.0)	8 (50.0)	9 (75.0)	0 (0.0)	9 (75.0)	16 (100.0)	7 (63.6)	4 (50.0)	3 (100.0)
木造化になじまない6類型の施設であるとされた施設	(C)	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>
	b (b/A)	5 (12.2)	5 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (12.5)	0 (0.0)
うち各省が6類型の施設に該当するとした判断が妥当であると言難しい施設	b/C	<b>(17.9)</b>	<b>(25.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(14.3)</b>	<b>(25.0)</b>	<b>(0.0)</b>
	c (c/A)	23 (56.1)	15 (60.0)	8 (50.0)	9 (75.0)	0 (0.0)	9 (75.0)	16 (100.0)	6 (54.5)	3 (37.5)	3 (100.0)
うち木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において示されている6類型の施設に該当する施設	(c/C)	<b>(82.1)</b>	<b>(75.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(85.7)</b>	<b>(75.0)</b>	<b>(100.0)</b>
	d (d/A)	13 (31.7)	13 (52.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (12.5)	0 (0.0)
うち木造化が図られた施設と同じ用途で施設規模にも大きな違いがみられない施設	d/C	<b>(46.4)</b>	<b>(65.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(14.3)</b>	<b>(25.0)</b>	<b>(0.0)</b>
	D (D/A)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
官公法で耐火建築物とすることが求められる施設											

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 表中の( )内について、明朝体の数は、「調査対象とした施設(A)」欄の施設数に占める割合を示す。  
また、ゴシック体の数は、i)「木造化になじまない6類型の施設又は官公法で耐火建築物とすることが求められる施設(B)」欄の施設数に占める割合、又はii)「木造化になじまない6類型の施設であるとされた施設(C)」欄の施設に占める割合をそれぞれ示す。  
3 官公法で耐火建築物とすることが求められる施設については、全て「官公法で耐火建築物とすることが求められる施設(D)」欄に計上しているため、木造化になじまない6類型の施設であるとされた施設(C)「欄に計上していない」。

図表 2- (1) -イ-④ 各省独自の判断により木造化が図られなかったが、その判断が妥当とは言えないもの

事例 番号	該当する施設			木造化を図らなかった主な理由等
	番号	厚 07 整備を計画した機関	用途 車庫	
1	施設 の名称	新潟労働局 佐渡公共職業安定所 (車庫)		新潟労働局は、当該車庫について、工事の施工業者に口頭で確認したところ、木造以外の構造で整備する方が、木造で整備する場合に比べて、工事費が安価になるとの回答を受けたとして、木造化を図らなかったとしている。 しかし、具体的にどの程度の差があるかを確認しておらず、また、木造で整備する場合の性能等の比較も行うことなく、その判断に至っており、木造化を図らなかった判断が妥当とは言えないものとなっている。
	構造等	S 構造 1 階:15 m <sup>2</sup> S 構造 1 階:15 m <sup>2</sup> (営繕計画書未送付)		
	番号	厚 08 整備を計画した機関	用途 倉庫	
2	施設 の名称	北海道労働局 旭川公共職業安定所 (倉庫)		北海道労働局は、書類を保管する当該倉庫について、積雪地に設置するため、冬期の積雪量に耐えうる構造とするには、木造とするよりも、木造以外の組立式のものにした方が、工事費が安価になり、また、腐食等にも強いと考えられ、より長期間にわたって使用できると判断したとして、木造化を図らなかったとしている。 しかし、木造化に向けて、工事費を削減させる措置や、積雪に耐えうる措置を十分に検討しておらず、また、木造で整備する場合の性能や工事費等の比較も行うことなく、その判断に至っており、木造化を図らなかった判断が妥当とは言えないものとなっている。
	構造等	S 構造 2 階:72 m <sup>2</sup> (営繕計画書未送付)		
	番号	厚 08 整備を計画した機関	用途 倉庫	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 本表は、木造化にならない施設の範囲を定めた通知で木造化にならないと判断した理由が妥当であるとは言えない施設を記載している。  
 3 「構造等」欄において、「S」は鉄骨造を示す。なお、いずれの施設についても、防火地域又は準防火地域に指定されていない。

図表 2-(1)-イ-⑤ 木造と木造以外による場合の性能等について比較を行っている例

[事例 1]

施設の概要				性能、工事費等の比較結果
番号	農 04	用途	執務庁舎	<p>当該執務庁舎の整備を行った西諸農業水利事業所は、浜ノ瀬ダム管理所の設計に当たって、木造を含めた各種構造で整備を行った場合の性能や工事費等を比較している。</p> <p>比較の結果、木造は工期が短く、1 m<sup>2</sup>当たりの建築単価が安価であるものの、耐用年数を考慮すると安価とはいえない状況であったこと<sup>(※)</sup>や性能の比較結果から、木造ではなく RC 構造により整備を行っている。</p> <p>※ 耐用年数を考慮した建築単価をみると、木造の場合、整備を行った RC 構造に比べて、約 1.6 倍高くなっている。</p>
施設の名称	浜ノ瀬ダム管理所			
整備状況	平成 24 年度整備済み			
構造等	RC 構造 2 階 : 494 m <sup>2</sup>			
工事費の比較結果	【1 m <sup>2</sup> 当たりの建築単価】			
	木造	156,332 円		
工事費の比較結果	木造以外			
	S 構造	171,527 円		
工事費の比較結果	RC 構造	218,058 円		
	SRC 構造	261,234 円		
工事費の比較結果	【耐用年数を考慮した建築単価】			
	※RC 造を 1.00 とした場合			
工事費の比較結果	木造 (20 年)	1.61		
	木造以外			
工事費の比較結果	S 構造 (35 年)	1.01		
	RC 構造 (45 年)	1.00		
工事費の比較結果	SRC 構造 (45 年)	1.20		
	【変形】			
性能等の比較結果	大きい : 木造、S 構造			
	小さい : RC 構造、SRC 構造			
性能等の比較結果	【遮音性】			
	低い : 木造、S 構造			
性能等の比較結果	高い : RC 構造、SRC 構造			
	【気密性】			
性能等の比較結果	低い : 木造、S 構造			
	高い : RC 構造、SRC 構造			
性能等の比較結果	【工期】			
	短い : 木造、S 構造、			
性能等の比較結果	長い : RC 構造、SRC 構造			

[事例 2]

施設の概要				性能、工事費等の比較結果
番号	農 05	用途	執務庁舎	<p>当該執務庁舎の整備を行った西諸農業水利事業所は、西諸農業水利事業所中央管理所の設計に当たって、木造を含めた各種構造で整備を行った場合の性能や工事費等を比較している。</p> <p>比較の結果、木造は工期が短く、1 m<sup>2</sup>当たりの建築単価が安価であるものの、耐用年数を考慮すると安価とはいえない状況であったこと<sup>(※)</sup>や性能の比較結果から、木造ではなく S 構造により整備を行っている。</p> <p>※ 耐用年数を考慮した建築単価をみると、木造の場合、整備を行った S 造に比べて、約 1.8 倍高くなっている。</p>
施設の名称	西諸農業水利事業所中央管理所			
整備状況	平成 26 年度整備済み			
構造等	S 構造 1 階 : 380 m <sup>2</sup>			
工事費の比較結果	【1 m <sup>2</sup> 当たりの建築単価】			
	木造	157,000 円		
工事費の比較結果	木造以外			
	S 構造	156,000 円		
工事費の比較結果	RC 構造	198,000 円		
	SRC 構造	237,000 円		

	<b>【耐用年数を考慮した建築単価】</b> 木造（20年） 79,000円/年 木造以外 S構造（35年） 45,000円/年 RC構造（45年） 44,000円/年 SRC構造（45年） 52,000円/年	
性能等の比較結果	<b>【遮音性】</b> 低い：木造、S構造 高い：RC構造、SRC構造	
	<b>【気密性】</b> 低い：木造、S構造 高い：RC構造、SRC構造	
	<b>【工期】</b> 短い：木造、S構造、RC構造 長い：SRC構造	

### 【事例3】

施設の概要			性能、工事費等の比較結果
番号	農10	用途 倉庫	<p>当該倉庫の整備を行った淀川水系土地改良調査管理事務所は、地質調査により採取した岩盤、土砂等を一時的に保管することを想定していたため、木造によらず、設置及び移動が簡便な組立式により整備を行っている。</p> <p>しかし、長期にわたって土砂等を保管することとなった場合には木造での整備を検討しており、その参考とするため、当該倉庫の整備に当たって、木造で整備を行う場合の工事費の見積りを徴収している。</p> <p>見積り結果によると、木造の場合は、最も安価であった木造以外による場合（A社）に比べて約1.5倍高くなっている。</p>
施設の名称	淀川水系土地改良調査管理事務所（倉庫）		
整備状況	平成26年度整備済み		
構造等	S構造1階：9㎡		
工事費の比較結果	木造 1,350,000円 木造以外 A社 914,760円 B社 1,907,280円 C社 1,749,600円		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表において、「S」は鉄骨構造、「RC」は鉄筋コンクリート構造、「SRC」は鉄骨鉄筋コンクリート構造を示す。

3 調査対象とした木造化が図られなかった160施設のうち、木造と木造以外による場合の性能等の比較が行われていた施設は、これらの施設のほか、木造化になじまない6種類の施設の中で「災害時の活動拠点室等」に該当する2施設（国営滝野すずらん丘陵公園（資材庫及び同救護所））あり、これらの2施設においては、工期と工事費の比較の結果、i) 工期については、木造の場合は木造以外による場合に比べて1か月長く、工事を予定する公園の閉園期間（2か月）内に完了しない可能性があること、ii) 工事費については、木造の場合は木造以外による場合に比べて、救護所は約1.5倍、資材庫は約2倍となっていることを踏まえ、木造以外の構造で整備が行われている。

図表 2- (1) - イ - ⑥ - i 各省が木造化になじまない 6 類型の施設に該当するとした判断が妥当であるとは言えないもの

事例番号	番号	用途	整備を計画した機関	施設の名称	構造等	木造化になじまない 6 類型の施設に該当すると判断した理由等
1 (12 施設)	法 09	宿舎等	法務省	帯広少年院 (公務員宿舎)	RC 構造 : 1,864 m <sup>2</sup>	刑務所等の職員が入居する公務員宿舎 (その敷地内の倉庫及び自転車置場を含む。) については、「刑務所等の収容施設」に該当しないと考えられるが、法務省は、緊急時にはその宿舎に入居している職員が非常参集しなければならぬ等、その機能上、収容施設と一体として整備されるべき建物という認識から、これに該当するとしていた。  なお、法務省においては、現在、「公務員宿舎」を一律に「刑務所等の収容施設」とする運用を改め、施設の機能等を踏まえ、木造化の可否を判断しているとして、拘置所が入署する名寄法務総合庁舎の公務員宿舎 (2 階 : 631 m <sup>2</sup> ) 及び同公務員宿舎物置 (1 階 : 32 m <sup>2</sup> ) について木造化の整備を計画しており、これらの施設について木造化を図ることができない合理的な理由があったとは言えないものとなっている。
	法 10	宿舎等	法務省	石巻拘置支所 (公務員宿舎)	RC 構造 : 720 m <sup>2</sup>	
	法 12	宿舎等	法務省	多摩少年院 (公務員宿舎)	RC 構造 : 546 m <sup>2</sup>	
	法 13	宿舎等	法務省	長野法務総合庁舎 (公務員宿舎)	RC 構造 : 880 m <sup>2</sup> <準防火>	
	法 25	倉庫	法務省	帯広少年院 (公務員宿舎物置)	CB 構造 : 96 m <sup>2</sup>	
	法 28	倉庫	法務省	宮城刑務所 (公務員宿舎物置)	S 構造 1 階 : 27 m <sup>2</sup> 、 30 m <sup>2</sup> 、36 m <sup>2</sup> 、81 m <sup>2</sup>	
	法 34	倉庫	法務省	長野法務総合庁舎 (公務員宿舎物置)	CB 構造 : 44 m <sup>2</sup> <準防火>	
	法 40	自転車置場	法務省	宮城刑務所 (公務員宿舎自転車置場)	S 構造 : 228 m <sup>2</sup>	
	法 42	自転車置場	法務省	石巻拘置支所 (公務員宿舎自転車置場)	S 構造 : 36 m <sup>2</sup>	
	法 44	自転車置場	法務省	黒羽刑務所 (公務員宿舎自転車置場)	S 構造 1 階 : 20 m <sup>2</sup> (計 3 施設)	
	法 45	自転車置場	法務省	栃木刑務所 (公務員宿舎自転車置場)	S 構造 1 階 : 4 m <sup>2</sup> 、6 m <sup>2</sup> 、14 m <sup>2</sup>	
	法 48	自転車置場	法務省	多摩少年院 (公務員宿舎自転車置場)	S 構造 : 24 m <sup>2</sup>	

事例番号	番号	用途	整備を計画した機関	施設の名称	構造等	木造化になじまない6類型の施設に該当すると判断した理由等
2 (2施設)	国38	倉庫	釜石港湾事務所	釜石港湾事務所松倉宿舎 (公務員宿舎物置)	S構造1階：26㎡ (計2施設)	木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において、「国家危険物を貯蔵又は使用する施設等」については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」の別表「(十)放射線物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設」及び「(十一)石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設」とされているにもかかわらず、これらの機関は、公務員宿舎の敷地に設置する物置に、入居者が灯油等の可燃危険物を保管することが想定されることを理由として、「危険物を貯蔵又は使用する施設等」であるとしていた。 なお、これらの施設については、農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）による木造化のフォローアップ調査での木造化の検証においても、木造化が可能であったとされている。
	国45	倉庫	高知港湾・空港整備事務所	高知港湾・空港事務所瀬戸宿舎（公務員宿舎物置）	S構造1階：5㎡ (計4施設)	
3 (1施設)	国79	その他	海上保安学校	海上保安学校（教舎増築）	RC構造2階：1,456㎡	木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」の別表「(八)学校、研修施設等であつて、(七)に掲げるもの以外の官庁施設（(四)に掲げる警察大学校等を除く。）」については「災害時の活動拠点室等」とされていないにもかかわらず、同基準の（八）に該当する当該学校を「災害時の活動拠点室等」として扱っていた。

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 本表は、木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6類型の施設に該当するものとして示されていない施設について、各省が木造化になじまない6類型に該当すると判断した理由が妥当であるとは言い難い施設を記載している。  
3 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造、「CB」はコンクリートブロック造を示し、〈準防火〉は準防火地域に指定されている（未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていない）ことを示す。また、階数を記載していないものは、当省の調査時点で未定となっていたことを示す。

図表 2-1 (1) -イ- ⑥- ii 木造化になじまない 6 類型の施設について、木造化が図られた施設と同じ用途で施設規模にも大きな違いがみられないもの

用途	木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない 6 類型の施設に該当するものとして示されている施設であるが、木造化が図られた施設 (17 施設)				木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない 6 類型の施設に該当するものとして示されている施設で、木造化が図られなかったが、木造化が図られた施設と比べて施設規模に大きな違いがみられない施設 (38 施設)				
	番号	施設の名称	構造等	該当する類型	番号	施設の名称	構造等	該当する類型	
執務庁舎	国 13	北九州港湾・空港整備事務所 新門司出張所 (執務庁舎)	W 構造 2 階:370 m <sup>2</sup>	災害	国 04	塩釜港湾・空港整備事務所 石巻港出張所 (執務庁舎)	S 構造 1 階:114 m <sup>2</sup>	災害	
	国 01	釧路航空基地 (執務庁舎)	RC 構造 2 階:422 m <sup>2</sup>	災害	国 05	江戸川河川事務所中川出張所 (執務庁舎)	RC 構造 2 階:429 m <sup>2</sup>	災害	
小計: 1 施設									
車庫	国 30	奈良地方気象台 (車庫)	W 構造 1 階:13 m <sup>2</sup> <準防火>	災害	法 20	広島地方検察庁尾道支部・ 区検察庁 (身障者用駐車 場)	S 構造 1 階:17 m <sup>2</sup> <準防火>	治安	
	法 19	広島地方検察庁尾道支部・区 検察庁 (車庫)	W 構造 1 階:28 m <sup>2</sup> <準防火>	治安	国 28	宮津海上保安署 (車庫)	CB 構造 1 階:18 m <sup>2</sup>	災害	
	法 18	長野法務総合庁舎 (車庫)	RC 構造:32 m <sup>2</sup>	収容	法 16	石巻拘置支所 (車庫)	RC 構造:32 m <sup>2</sup>	収容	
	法 21	田川法務総合庁舎 (車庫)	RC 構造:32 m <sup>2</sup>	治安	法 18	長野法務総合庁舎 (車庫)	RC 構造:32 m <sup>2</sup> <準防火>	収容	
	国 20	釜石港湾事務所宮古港出張 所 (車庫)	S 構造 1 階:33 m <sup>2</sup>	災害	法 21	田川法務総合庁舎 (車庫)	RC 構造:32 m <sup>2</sup>	治安	
	国 25	新潟航空基地 (車庫)	RC 構造 1 階:37 m <sup>2</sup>	災害	国 20	釜石港湾事務所宮古港出張 所 (車庫)	S 構造 1 階:33 m <sup>2</sup>	災害	
	国 33	北九州港湾・空港整備事務所 新門司出張所 (車庫)	S 構造 1 階:48 m <sup>2</sup>	災害	国 25	新潟航空基地 (車庫)	RC 構造 1 階:37 m <sup>2</sup>	災害	
	小計: 3 施設								
	小計: 8 施設								



用途	木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6類型の施設に該当するものとして示されている施設であるが、木造化が図られた施設 (17施設)				木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6類型の施設に該当するものとして示されている施設と比べて施設規模に大きな違いがみられない施設 (38施設)			
	番号	施設の名称	構造等	該当する類型	番号	施設の名称	構造等	該当する類型
倉庫	農 09	近畿農政局 (倉庫)	W構造 1階:33㎡	災害	国 39	熊谷地方気象台 (電源室)	RC構造 1階:24㎡	災害
	国 43	国営飛鳥歴史公園事務所キトラ古墳周辺地区農体験活動施設 (トイレ・倉庫棟)	W構造 1階:144㎡	災害	法 35	神戸拘置所 (倉庫)	S構造 1階:26㎡	収容
					法 24	帯広少年院 (倉庫)	RC構造:45㎡	収容
					国 36	国営滝野すずらん丘陵公園 (資材庫)	S構造 1階:79㎡	災害
					法 32	多摩少年院 (倉庫)	RC構造:122㎡	収容
					国 41	三重河川国道事務所 (ブロー室棟)	RC構造 1階:5㎡	災害
					法 31	(仮称) 国際法務総合センター (倉庫)	RC構造 1階:6㎡ <準防火>	収容
					国 37	留萌特別地域気象観測所 (機材庫)	S構造 1階:6㎡	災害
					法 29	石巻拘置支所 (倉庫)	RC構造:14㎡	収容
					法 37	福岡拘置所 (倉庫)	S構造 1階:15㎡	収容
					法 36	田川法務総合庁舎 (倉庫)	RC構造:16㎡	収容 治安
					国 40	新潟航空基地 (ボイラー庫)	RC構造 1階:16㎡	災害
					法 33	長野法務総合庁舎 (倉庫)	RC構造:19㎡<準防火>	収容 治安
					小計: 2施設			
					小計: 13施設			

用途	木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6類型の施設に該当するものとして示されている施設であるが、木造化が図られた施設 (17施設)				木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6類型の施設に該当するものとして示されている施設と比べて施設規模に大きな違いがみられない施設 (38施設)			
	番号	施設の名称	構造等	該当する類型	番号	施設の名称	構造等	該当する類型
自転車置場					法 56	福岡第一法務総合庁舎 (自転車置場)	S 構造:4 m <sup>2</sup> <準防火>	治安
	国 54	奈良地方気象台 (自転車置場)	W 構造 1 階:11 m <sup>2</sup> <準防火>	災害	法 58	田川法務総合庁舎 (自転車置場)	S 構造:5 m <sup>2</sup> S 構造:8 m <sup>2</sup>	収容 治安
	国 48	江戸川河川事務所中川出張所 (自転車置場)	W 構造 1 階:16 m <sup>2</sup>	災害	法 46	(仮称) 国際法務総合センター (自転車置場)	S 構造 1 階:7 m <sup>2</sup> S 構造 1 階:13 m <sup>2</sup> S 構造 1 階:18 m <sup>2</sup> <準防火>	収容
					法 41	石巻拘置支所 (自転車置場)	S 構造:8 m <sup>2</sup>	収容
					法 52	岡山法務総合庁舎 (自転車置場、駐輪場)	【自転車置場】 S 構造 1 階:9 m <sup>2</sup> S 構造 1 階:11 m <sup>2</sup> S 構造 1 階:14 m <sup>2</sup> S 構造 1 階:16 m <sup>2</sup> S 構造 1 階:16 m <sup>2</sup> S 構造 1 階:16 m <sup>2</sup> S 構造 1 階:108 m <sup>2</sup>  【駐輪場】 S 構造 1 階:19 m <sup>2</sup> <準防火>	治安
					法 49	長野法務総合庁舎 (自転車置場)	S 構造:9 m <sup>2</sup> S 構造:44 m <sup>2</sup> <準防火>	収容 治安
					法 54	広島地方検察庁尾道支部・ 区検察庁 (自転車置場)	S 構造 1 階:10 m <sup>2</sup> <準防火>	治安

用途	木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6類型の施設に該当するものとして示されている施設であるが、木造化が図られた施設(17施設)				木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6類型の施設に該当するものとして示されている施設と比べて施設規模に大きな違いがみられない施設(38施設)			
	番号	施設の名称	構造等	該当する類型	番号	施設の名称	構造等	該当する類型
自転車置場(続き)	国 46	帯広第2地方合同庁舎(自転車置場)	W構造1階:37㎡ 〈準防火〉	災害	国 53	宮津海上保安署(自転車置場)	S構造1階:10㎡	災害
	法 50	奈良法務総合庁舎(自転車置場)	W構造1階:37㎡	治安	法 38	帯広少年院(自転車置場)	S構造:28㎡	収容
	国 51	横浜地方合同庁舎(自転車置場)	W構造1階:47㎡ 〈準防火〉	災害 治安	国 50	横須賀地方合同庁舎(自転車置場)	S構造1階:31㎡ S構造1階:33㎡	災害 治安
	国 52	高山地方合同庁舎(自転車置場)	W構造1階:63㎡ 〈準防火〉	治安	法 47	多摩少年院(自転車置場)	S構造:37㎡	収容
	法 55	徳島法務総合庁舎(自転車置場)	W構造1階:64㎡ 〈防火〉	治安	法 57	福岡第二法務総合庁舎(自転車置場)	S構造:86㎡ 〈準防火〉	治安
	国 56	小倉地方合同庁舎(自転車置場)	W構造〈防火〉	災害 治安	法 43	宇都宮法務総合庁舎(自転車置場)	S構造1階:89㎡ 〈準防火〉	治安
	小計:8施設				小計:13施設			
その他	国 82	国営飛鳥歴史公園事務所キトヲ古墳周辺地区農体験活動施設(休憩・団らん棟)	W構造1階:86㎡	災害	国 77	国営滝野すずらん丘陵公園(救護所)	S構造1階:36㎡	災害
	国 83	国営飛鳥歴史公園事務所キトヲ古墳周辺地区(体験工房)	W構造1階:152㎡	災害				
	国 81	国営飛鳥歴史公園事務所キトヲ古墳周辺地区(情報案内施設棟)	W構造1階:229㎡	災害				
	小計:3施設				小計:1施設			

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造、「SRC」は鉄骨鉄筋コンクリート造、「W」は木造、「CB」はコンクリートブロック造を示し、〈防火〉は防火地域に、〈準防火〉は準防火地域にそれぞれ指定されている（未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていない）ことを示す。また、階数又は延べ面積を記載していないものは、当省の調査時点で未定となつていたことを示す。
- 3 「該当する類型」欄において、「災害」は災害時の活動拠点室等、「収容」は刑務所等の収容施設（刑事施設、留置施設等の刑事収容施設、少年院等）、「治安」は治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設（検察庁、入国管理局、公安調査庁等が使用する公共建築物）を示す。
- 4 「木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない 6 類型の施設に該当するものとして示されている施設で、木造化が図られなかったが、木造化が図られた施設と比べて施設規模に大きな違いがみられない施設（38 施設）」欄の施設は、「木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない 6 類型の施設に該当するものとして示されている施設であるが、木造化が図られた施設（17 施設）」欄の施設の延べ面積と比べて、1.5 倍以内の延べ面積に該当する施設を記載している。

図表 2-(1)-イ-⑦ 耐火建築物等に関する官公法の条文

○ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、国家機関の建築物の位置、構造、営繕及び保全並びに一団地の官公庁施設等について規定して、その災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進とを図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 （略）

2 この法律において「庁舎」とは、国家機関がその事務を処理するために使用する建築物をいい、学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除くものとする。

3～6 （略）

（建築基準法との関係）

第 3 条 国家機関の建築物については、この法律で定めるものの外、建築基準法の定めるところによる。

（庁舎の構造）

第 7 条 左の各号の一に該当する庁舎を建築するときは、これを耐火建築物としなければならない。

一 都市計画法第 8 条第 1 項第五号の準防火地域内で延べ面積が 300 平方メートルをこえる庁舎

二 延べ面積が 1,000 平方メートルをこえる庁舎

2 前項に掲げる以外の庁舎を建築するときは、その外壁及び軒裏を防火構造とし、その屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない。

3 都市計画法第 8 条第 1 項第五号の防火地域又は準防火地域以外の地に庁舎を建築する場合において、その周囲に公園、広場、道路その他の空地又は防火上有効な施設があつて、特定行政庁が延焼のおそれがないと認めるときは、前 2 項の規定によらないことができる。

4 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

図表 2-(1)-イ-⑧ 官公法と建築基準法との耐火基準に係る規制の違い

(防火地域及び準防火地域における耐火基準)						
区分 階数	防火地域		準防火地域			
	建築基準法のみ		官公法	建築基準法		
4階以上	耐火建築物		(建築基準法による) ※1	耐火建築物	耐火建築物	
3階					一定の防火措置等 ※2	準耐火建築物
2階					その他 ※3	
1階						
		100㎡超	300㎡超	500㎡以下	1,500㎡超	

(防火地域又は準防火地域の指定にかかわらず、建築物の規模に応じた耐火基準)				
高さ・軒高	階数	官公法	建築基準法	
高さ13m超 又は 軒高9m超	4階以上	(建築基準法による) ※4	耐火建築物	耐火構造
	3階			1時間準耐火構造等 ※5
	2階			30分の加熱に耐える措置等 ※6
	1階			
高さ13m以下 かつ 軒高9m以下	—	(建築基準法による) ※4	耐火建築物	耐火構造 ※7
		1,000㎡超	3,000㎡超	

※1 官公法においては、階数に関する規定がないため、300㎡以下の場合は、建築基準法の規定による。

※2 「一定の防火措置等」とは、建築基準法施行令第136条の2の規定に基づき、軒裏を防火構造とすることなどの技術的基準に適合する場合をいう。

※3 「その他」とは、耐火建築物、準耐火建築物、一定の防火措置等、1時間準耐火構造又は30分の加熱に耐える措置等のいずれにも該当しない場合をいい、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造にすることなどが求められる場合をいう。

※4 官公法においては、階数、高さ又は軒高に関する規定がないため、1,000㎡以下の場合は、建築基準法の規定による。

※5 「1時間準耐火構造等」とは、建築基準法施行令第129条の2の3第1項第一号ロの規定に基づき、主要構造部が準耐火構造であり、このうち壁、柱、床、はりが、加熱開始後1時間構造耐力上支障のある破壊等を生じないことなどの技術的基準に適合する場合をいう。

※6 「30分の加熱に耐える措置等」とは、建築基準法施行令第129条の2の3第1項第二号の規定に基づき、外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、1階及び2階の床の構造が、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある破壊等を生じないことなどの技術的基準に適合する場合をいう。

※7 平成26年の建築基準法の改正により、防火設備等で3,000㎡以内に区画することで、3,000㎡を超えた準耐火構造でも建築できることとされた。

(注) 1 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 表中の耐火基準に係る規制は、特殊建築物を除く建築物を想定したものである。

図表2-2(1)-イ-⑨ 官公法において耐火建築物とすることが求められているため、木造化が図られなかったもの

区分	番号	用途	施設の名称	構造等
準防火地域内で延べ面積が300㎡を超え、1,000㎡以下の施設 (6施設)	厚01	執務庁舎	真岡労働基準監督署(執務庁舎)	RC構造2階:546㎡<準防火>
	農02	執務庁舎	動物検疫所神戸支所(検査棟)	RC構造2階:806㎡<準防火>
	国07	執務庁舎	湘南海上保安署(執務庁舎)	RC構造3階:801㎡<準防火>
	農07	車庫	信濃川水系土地改良調査管理事務所(車庫・倉庫増築)	S構造2階:150㎡(既存執務庁舎との合計955㎡)<準防火>
	国18	車庫	帯広第2地方合同庁舎(車庫)	RC構造:765㎡<準防火>
	農11	倉庫	動物検疫所神戸支所(荇藻検疫場畜舎)	RC構造1階:546㎡<準防火>
	法01	執務庁舎	網走法務総合庁舎(執務庁舎)	RC構造2階:1,187㎡
	法02	執務庁舎	宇都宮法務総合庁舎(執務庁舎)	S構造3階:1,140㎡<準防火>
	法04	執務庁舎	佐渡法務総合庁舎(執務庁舎)	RC構造3階:2,317㎡
	法05	執務庁舎	神戸地方検察庁明石支部・区検察庁(執務庁舎)	RC構造3階:1,358㎡
	法06	執務庁舎	広島地方検察庁尾道支部・区検察庁(執務庁舎)	RC構造3階:1,457㎡<準防火>
	法07	執務庁舎	人吉法務総合庁舎(執務庁舎)	RC構造3階:1,747㎡
延べ面積が1,000㎡を超え、3,000㎡以下の施設 (17施設)	財01	執務庁舎	名寄税務署(執務庁舎)	RC構造2階:1,171㎡
	財02	執務庁舎	姫路税務署(執務庁舎増築)	RC構造3階:532㎡(既存執務庁舎との合計2,993㎡)
	財04	執務庁舎	阿南税務署(執務庁舎)	RC構造3階:1,361㎡
	厚02	執務庁舎	朝霞公共職業安定所(執務庁舎)	RC構造2階:1,350㎡
	厚04	執務庁舎	八代公共職業安定所(執務庁舎)	RC構造2階:1,187㎡<準防火>
	農03	執務庁舎	南近畿土地改良調査管理事務所庁舎(執務庁舎増築)	RC構造2階:196㎡(既存執務庁舎との合計1,215㎡)
	国02	執務庁舎	南三陸国道事務所(執務庁舎)	S構造2階:2,602㎡
	国03	執務庁舎	塩釜港湾・空港整備事務所(執務庁舎)	RC構造3階:1,038㎡
	国06	執務庁舎	神奈川運輸支局(執務庁舎)	RC構造3階:2,910㎡
	国11	執務庁舎	奈良地方気象台(執務庁舎)	RC構造2階・地下1階:1,466㎡<準防火>
	国12	執務庁舎	岡山運輸支局(執務庁舎)	RC構造2階:1,804㎡

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造を示し、「準防火」は準防火地域に指定されている(未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていない)ことを示す。また、階数を記載していないものは、当省の調査時点で未定となっていたことを示す。

3 「農07:信濃川水系土地改良調査管理事務所(車庫・倉庫増築)」、「国18:帯広第2地方合同庁舎(車庫)」及び「農11:動物検疫所神戸支所(荇藻検疫場畜舎)」について、官公法を所管する国土交通省は、官公法第2条第2項における「庁舎」を、学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除く国家機関がその事務を処理するために使用することから、車庫又は倉庫であつても、この定義に該当する場合は「庁舎」に区分し、本表に記載したものである。

4 「厚02 朝霞公共職業安定所(執務庁舎)」については、当省調査後の平成29年2月に、RC構造とS構造の混構造2階1,350㎡で整備されている。

図表 2- (1) - イ - ⑩ 延べ面積が1,000 m<sup>2</sup>を超えている場合であっても、地方公共団体において木造化が図られたもの

区分	所在都道府県	公共建築物の名称	整備時期	構造等
延べ面積が1,000 m <sup>2</sup> を超え、公共建築物(8施設)	岩手県	二戸市浄法寺総合支所庁舎	平成13年12月	W構造3階:2,319 m <sup>2</sup>
	岩手県	住田町役場庁舎	平成26年7月	W構造2階:2,883 m <sup>2</sup>
	静岡県	浜松市天竜区役所庁舎及び天竜消防署庁舎	平成23年12月	W構造とRC構造の混構造2階:2,518 m <sup>2</sup>
	静岡県	浜松市春野地域自治センター	平成19年3月	W構造とRC構造の混構造2階:1,563 m <sup>2</sup>
	高知県	土佐町役場庁舎	平成24年3月	W構造2階:1,539 m <sup>2</sup>
	熊本県	中央家畜保健衛生所庁舎	平成27年3月	W構造とRC構造の混構造1階:1,704 m <sup>2</sup>
	熊本県	フーンドバレーアグリビジネスセンター	平成27年3月	W構造とRC構造の混構造2階:1,134 m <sup>2</sup>
	熊本県	南小国町役場庁舎	平成27年3月	W構造とRC構造の混構造2階:2,404 m <sup>2</sup>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「W」は木造を示し、いずれも防火地域又は準防火地域には指定されていない。



図表 2-(1)-イ-⑪ 建築基準法及び官公法における耐火基準に係る規制の主な改正内容

建築基準法	官公法
<p>昭和 25 年 法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高さ 13m 超、軒の高さ 9m 超、又は延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>超は「木造禁止」</li> <li>○ 耐火構造とする特殊建築物を規定</li> <li>○ 防火地域及び準防火地域で耐火構造とする要件<sup>(※)</sup>を規定</li> </ul> <p>※ 防火地域で延べ面積 100 m<sup>2</sup>超、準防火地域で階数が 3 以上又は延べ面積 500 m<sup>2</sup>超</p>	
	<p>昭和 26 年 法施行（当時は、「官庁営繕法」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 耐火構造とする庁舎を規定</li> </ul> <p>※ 現行と同じ要件（延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>超、準防火地域で延べ面積 300 m<sup>2</sup>超）</p>
	<p>昭和 31 年 法改正（法律名を変更）</p>
<p>昭和 34 年 法改正（耐火基準に係る規制の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「耐火建築物」及び「簡易耐火建築物」を規定。これを踏まえ、特殊建築物、防火地域及び準防火地域で耐火構造とする要件<sup>(※)</sup>を改正</li> </ul> <p>※ 防火地域で、階数 3 以上又は延べ面積 100 m<sup>2</sup>超を耐火建築物（この他は、耐火建築物又は簡易耐火建築物）</p> <p>準防火地域で、階数 4 以上又は延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>超を耐火建築物（階数 3、又は延べ面積 500 m<sup>2</sup>超 1,500 m<sup>2</sup>以下を耐火建築物又は簡易耐火建築物）</p>	<p>昭和 34 年 法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「耐火構造」を「耐火建築物」に変更</li> </ul>
<p>昭和 62 年 法改正（木造建築物の規制緩和：準防火地域で木造 3 階が建設可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超の「木造禁止」について、例外（技術的基準に適合）を規定</li> <li>○ 準防火地域で耐火建築物及び簡易耐火建築物とする要件<sup>(※)</sup>を改正</li> </ul> <p>※ 準防火地域で階数 4 以上又は延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>超を耐火建築物（延べ面積 500 m<sup>2</sup>超 1,500 m<sup>2</sup>以下を耐火建築物又は簡易耐火建築物、階数 3 を耐火建築物、簡易建築物又は技術的基準に適合）</p>	
<p>平成 4 年 法改正（木造建築物の規制緩和：防火地域又は準防火地域以外の地域で、木造 3 階の共同住宅等が建設可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「簡易耐火建築物」を廃止し、「準耐火構造」及び「準耐火建築物」を規定。これを踏まえ、特殊建築物、防火地域及び準防火地域で耐火建築物等とする要件を改正</li> </ul>	
<p>平成 10 年 法改正（木造建築物の規制緩和：準防火地域で木造 3 階の共同住宅等が建設可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「耐火構造」、「準耐火構造」、「耐火建築物」の定義を改正</li> <li>○ これを踏まえ、i) 高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超、延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>超における「木造禁止」を、耐火構造又は技術的基準に適合、ii) 特殊建築物、防火地域及び準防火地域で耐火建築物等とする要件をそれぞれ改正</li> </ul>	
<p>平成 26 年 法改正（木造建築物の規制緩和：木造 3 階の学校等が建設可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延べ 3,000 m<sup>2</sup>超、特殊建築物の要件<sup>(※)</sup>を改正</li> </ul> <p>※ i) 延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>超の木造建築物は耐火構造等とされていたが、防火設備等で 3,000 m<sup>2</sup>以内に区画する場合、ii) 3 階以上の特殊建築物は耐火建築物とされていたが、3 階で一定の延焼防止措置を講じた場合、準耐火構造等とすることが可能</p>	

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(1)-イ-⑫ 建築基準法における耐火建築物と準耐火建築物との違い

**耐火建築物** 外部からの延焼のおそれがほとんどなく、また、通常の火災により倒壊することのない建築物

- ① 主要構造部(壁・柱・床・はり・屋根・階段)を**耐火構造**※としたもの(仕様規定)
- ② 主要構造部が火災が終了するまで耐えるものとして、建築物全体の性能が**耐火性能検証**により確かめられたもの(性能規定)
- ③ 主要構造部が火災が終了するまで耐えるものとして、各主要構造部において**国土交通大臣の認定**を受けたもの(性能規定)

※**耐火構造**：**耐火性能**(原則1～3時間(階数により異なる。屋根及び階段は30分間)の火熱に対する非損傷性、(法第2条第七号)遮熱性、遮炎性)を有する**鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の構造**。告示で定められたものと国土交通大臣の認定を受けたものとがある。

**耐火構造**

- 対象:壁、柱、床、はり、屋根、階段
- 性能:通常の火災(屋内・屋外ともに)による**倒壊・延焼を防止**するために必要な性能【耐火性能】
- 「耐火性能」の技術的基準(令第107条)

	間仕切壁		外壁		柱	床	はり	屋根	階段	
	耐力壁	非耐力壁	耐力壁	非耐力壁						
非損傷性	2～4階	1時間	なし	1時間	なし	1時間	1時間	1時間	30分間	30分間
	5～14階	2時間	なし	2時間	なし	2時間	2時間	2時間	30分間	30分間
	15階～	2時間	なし	2時間	なし	3時間	2時間	3時間	30分間	30分間
遮熱性		1時間	1時間	1時間	30分間	なし	1時間	なし	なし	なし
遮炎性		なし	なし	1時間	30分間	なし	なし	なし	30分間	なし

- 構造方法:大臣認定(FP)、告示仕様(H12-1399号)

**準耐火建築物** 外部からの延焼が少なく、内部からの火災に対しても容易に倒壊することのない、耐火建築物に準じた性能を有する建築物で、以下のいずれかに該当するもの

- ① 主要構造部(壁・柱・床・はり・屋根・階段)を**準耐火構造**としたもの
- ② **外壁を耐火構造**としたもの
- ③ **軸組を鉄骨等の不燃材料**としたもの

※**準耐火構造**：**準耐火性能**(加熱開始後45分間(屋根及び階段は30分間)の非損傷性、遮熱性、遮炎性)を有する**木造等の構造**。告示で定められたものと国土交通大臣の認定を受けたものとがある。

**準耐火構造**

- 対象:壁、柱、床、はり、屋根、軒裏、階段
- 性能:通常の火災(屋内・屋外ともに)による**延焼を抑制**するために必要な性能【準耐火性能】
- 「準耐火性能」の技術的基準(令第107条の2)

	間仕切壁		外壁		柱	床	はり	屋根	軒裏	階段
	耐力壁	非耐力壁	耐力壁	非耐力壁						
非損傷性	45分間	なし	45分間	なし	45分間	45分間	45分間	30分間	なし	30分間
遮熱性	45分間	45分間	45分間	45分間※	なし	45分間	なし	なし	45分間※	なし
遮炎性	なし	なし	45分間	45分間※	なし	なし	なし	30分間	なし	なし

※「延焼のおそれのある部分」以外の部分の場合は、30分間

- 構造方法:大臣認定(QF)、告示仕様(H12-1359号)

※ 耐火建築物・準耐火建築物ともに、外壁の延焼のおそれのある部分の開口部には防火設備を設ける必要がある。

(注) 国土交通省の資料による。

図表 2-(1)-イ-⑬ 建築基準法における特殊建築物の耐火基準に係る規制の概要

○ 建築物の用途上の特殊性(避難困難性や火災の際の周囲への危険性)に応じ、一般の建築物と区分して「特殊建築物」との区分を設けた上で、一定規模以上の建築物について階数及び当該用途の床面積に応じ、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを義務付け。

用途に応じた規制(法第27条)

<耐火建築物とする建築物の考え方>

- 主に避難困難性が大きい用途(下表①~④) : 3階以上に当該用途部分を有する場合
  - ←避難・救助活動が困難となるおそれが大きい場合
  - 特に不特定多数が同一場所に集中して利用する用途(下表①④)で一定床面積以上の場合
  - ←避難が困難となるおそれが大きい場合
- 主に周囲への危険性が大きい用途(下表⑤⑥) : 3階以上に当該用途部分を有する場合
  - ←火災による倒壊等のおそれが大きい場合

<準耐火建築物とする建築物の考え方>

- 耐火建築物に準じた考え方により、各用途の避難困難性や火災の際の周囲への危険性に鑑みた規模に応じ、準耐火建築物とすることを義務付け。

用途	耐火建築物		準耐火建築物
	当該用途に供する階	当該用途の床面積合計	当該用途の床面積合計
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	3階以上の階	200㎡以上 ※客席床面積	
病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等 ※1			300㎡以上 ※2階の病室部分等の床面積合計
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、スポーツの練習場等 ※2			2,000㎡以上
百貨店、マーケット、展示場、カフェー、飲食店、物品販売業を営む店舗等			500㎡以上 ※2階部分の床面積合計
自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ等			150㎡以上
倉庫			1,500㎡以上

※1 防火地域以外の区域内の、3階建ての下宿、共同住宅又は寄宿舎は、一定の基準を満たす1時間準耐火建築物とすることができる。

※2 建築基準法改正(平成27年6月1日施行)により、柱、はり等の主要構造部は、在館者が避難するまで建築物の倒壊及び延焼を防止できる構造とすること等と見直し。(具体的仕様として、3階建て学校を1時間準耐火構造等とすることとした。)

(注) 国土交通省の資料による。

図表 2-(1)-イ-⑭ 特殊建築物の耐火基準に係る規制に係る建築基準法の条文

○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抜粋）

第 1 章 総則

（用語の定義）

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

（以下略）

第 2 章 建築物の敷地、構造及び建設設備

（木造建築物等である特殊建築物の外壁等）

第 24 条 第 22 条第 1 項の市街地の区域内にある木造建築物等である特殊建築物で、次の各号の一に該当するものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

一 学校、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、マーケット又は公衆浴場の用途に供するもの

二 自動車車庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの

三 百貨店、共同住宅、寄宿舍、病院又は倉庫の用途に供するもので、階数が 2 であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

一 別表第一（ろ）欄に掲げる階を同表（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供するもの

二 別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分（同表（一）項の場合にあつては客席、同表（二）項及び（四）項の場合にあつては 2 階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が同表（は）欄の当該各項に該当するもの

三 別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートル以上のもの

四 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が一階にないもの

○ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 238 号）（抜粋）

（法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準）

第 110 条 主要構造部の性能に関する法第 27 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁 （耐力壁に限る。）	特定避難時間（特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。）
	外壁（耐力壁に限る。）	特定避難時間
柱		特定避難時間
床		特定避難時間
はり		特定避難時間
屋根（軒裏を除く。）		30 分間（特定避難時間が 30 分間未満である場合にあっては、特定避難時間。以下この号において同じ。）
階段		30 分間

ロ 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、30 分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30 分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二 第 107 条各号又は第 108 条の 3 第 1 項第一号イ及びロに掲げる基準

（延焼するおそれがある外壁の開口部）

第 110 条の 2 法第 27 条第 1 項の政令で定める外壁の開口部は、次に掲げるものとする。

- 一 延焼のおそれのある部分であるもの（法第 86 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。）
- 二 他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものとして国土交通大臣が定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

（法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の防火設備の遮炎性能に関する技術的基準）

第 110 条の 3 防火設備の遮炎性能に関する法第 27 条第 1 項の政令で定める技術的基準

は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであることとする。

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

第 115 条の 3 別表第一(い)欄の(二)項から(四)項まで及び(六)項（法第 87 条第 3 項において法第 27 条の規定を準用する場合を含む。）に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- 一 (二)項の用途に類するもの 児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）
- 二 (三)項の用途に類するもの 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- 三 (四)項の用途に類するもの 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が 10 平方メートル以内のものを除く。）
- 四 (六)項の用途に類するもの 映画スタジオ又はテレビスタジオ

（自動車車庫等の用途に供してはならない準耐火建築物）

第 115 条の 4 法第 27 条第 3 項（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。次条第 1 項において同じ。）の規定により政令で定める準耐火建築物は、第 109 条の 3 第一号に掲げる技術的基準に適合するもの（同条第二号に掲げる技術的基準に適合するものを除く。）とする。

2 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。

- 一 別表第一(い)欄(五)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する 3 階以上の部分の床面積の合計が同表(は)欄(五)項に該当するもの
- 二 別表第一(ろ)欄(六)項に掲げる階を同表(い)欄(六)項に掲げる用途に供するもの

3 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物（別表第一(い)欄(六)項に掲げる用途に供するものにあつては、第 2 条第九号の三口に該当する準耐火建築物のうち政令で定めるものを除く。）としなければならない。

- 一 別表第一(い)欄(五)項及び(六)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が同表(に)欄の当該各項に該当するもの
- 二 別表第二(と)項第四号に規定する危険物（安全上及び防火上支障がないものとして政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の貯蔵場又は処理場の用途に供するもの（貯蔵又は処理に係る危険物の数量が政令で定める限度を超えないものを除く。）

別表第一 耐火建築物等としなければならない特殊建築物（第 6 条、第 27 条、第 28 条、第 35 条～第 35 条の 3、第 90 条の 3 関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
用途		(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分（(一)項の場合にあつては客席、(二)項及び(四)項の場合にあつては 2 階、(五)項の場合にあつては 3 階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計	(い) 欄の用途に供する部分の床面積の合計

(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	200 平方メートル（屋外観覧席にあっては、1,000 平方メートル）以上	
(二)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	300 平方メートル以上	
(三)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	2,000 平方メートル以上	
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	500 平方メートル以上	
(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		200 平方メートル以上	1,500 平方メートル以上
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階		150 平方メートル以上

(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)

第 35 条 別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物、階数が 3 以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が 1,000 平方メートルをこえる建築物については、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び進入口並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、政令で定める技術的基準に従って、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。

(特殊建築物等の内装)

第 35 条の 2 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物、階数が 3 以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物、延べ面積が 1,000 平方メートルをこえる建築物又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたものは、政令で定めるものを除き、政令で定める技術的基準に従って、その壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならない。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(1)-イ-⑮ 官公法において建築基準法よりも厳格な耐火基準が規定されていることなど、公共建築物の木造化に関する主な意見

有識者等	意見の内容
<p>東京大学名誉教授 (安藤 直人氏)</p>	<p><b>【官公法における耐火基準に対する意見】</b></p> <p>○ 耐火建築物や準耐火建築物であっても、工夫次第で、木造以外の構造とする場合と同等程度の費用で建築することが可能であるが、耐火建築物と準耐火建築物を比べた場合、求められる技術水準は耐火建築物の方が明らかに高くなる。</p> <p>しかし、いずれの場合であっても、現行の建築基準法に定められた技術基準を満たせば、耐火性、耐震性等の性能について、木造以外の構造と同等以上の性能を確保できるため、国の庁舎のみに、建築基準法よりも厳格な耐火基準を適用することに疑問を感じる。</p> <p>また、木造の公共建築物については、大都市圏等の様々な建築物が密集している地域よりもむしろ地方都市で建築する方が地方の活性化にもつながると考えており、地方都市では、病院、保育所、老人ホーム等の木造の建築物も増加しているため、国の庁舎についても、地域や用途に応じた規制を設けることで、木造化の可能性が広がると考えられる。</p> <p><b>【その他、公共建築物の木造化に関する意見】</b></p> <p>○ 「木造化」について、我が国では構造を全て木造としなければならないとする極端な考えになりがちだが、木材の利用を促進する観点からは、建築物の構造や使用する木材の特性を踏まえ、最も性能が発揮できるふさわしい箇所に木材を使用することが重要であり、建築に要する費用も木造以外の構造と同等程度（場合によっては同等以下）とすることが可能のため、主要構造部の一部を木造とすることや、木造と木造以外の混構造とすることが、より推奨されるべきである。</p> <p>木造であることの展示効果を求めるばかりに、必要以上に木材を使用していることを明らかにしようとする、高度な技術が必要となり、建築に要する費用の増加につながるため、展示効果を期待するのであれば、内装や外装の木質化で対応することも検討すべきである。</p> <p>○ 我が国における製材、集成材、合板等の建築用木材の供給体制をみると、加工工場等が少ないなど十分に確保されているとは言い難い地域がある。</p> <p>木造の公共建築物の建築に当たっては、木材の調達先を特定の地域や都道府県・市町村に限定するのではなく、複数の地域や広域単位で調達した方が、調達費用の増加を防ぐことができるため、発注に当たって留意すべきである。</p>



有識者等	意見の内容
<p>東京大学大学院農学生命科学研究科教授 (稲山 正弘氏)</p>	<p><b>【官公法における耐火基準に対する意見】</b></p> <p>○ 地方公共団体の庁舎や、学校等の特殊建築物の中には、延べ面積が1,000㎡を超える場合や準防火地域で延べ面積が300㎡を超える場合であっても、耐火建築物によらずとも、建築基準法に定められた技術基準を満たし、準耐火建築物で建築した例はあり、官公法において、延べ面積が1,000㎡を超える場合や準防火地域内で延べ面積が300㎡を超える場合に耐火建築物とする根拠は不明である。</p> <p>また、現行の建築基準法に定められた技術基準を満たせば、木造の準耐火建築物であっても、十分な性能を確保でき、地方公共団体の庁舎等でも既に木造で建築した例があるため、建築基準法に準じて、「延べ面積1,000㎡から延べ面積3,000㎡まで」、「準防火地域内で延べ面積300㎡から1,500㎡まで」について準耐火建築物を可能とすることや、特殊建築物のように用途に応じた耐火基準を設けることも考えられるのではないか。</p> <p><b>【その他、公共建築物の木造化に関する意見】</b></p> <p>○ 木造技術の性能や可能性を理解していないことにより、木造の建築物は高額になるという認識が広がっているが、木造の建築物に要する費用については、「使用した木材をどこまで見せるか」に大きく左右される。</p> <p>木材の利用を促進するという観点に立てば、木材を使用することが重要のため、建築物に使用した木材を見せることに重点を置く必要はない。例えば、せっこうボード<sup>(※1)</sup>等により木材に対し防火被覆を行う方法は、外見上、木材を使用したことが分からなくなるが、それほど費用を増加することなく、十分な性能を確保できる。</p> <p>また、材料となる製材、集成材、木材の接合部の金具等の費用については、建築する公共建築物に応じたものを特注で調達する場合は、費用が増加するが、例えば、木造住宅用として広く流通し、全国で調達可能な中断面集成材<sup>(※2)</sup>を、工法を工夫して使用すれば、大幅に費用を抑えることができる。</p> <p>木材の特性を理解し、工法を工夫し、適する箇所に木材を使用すれば、木造以外の構造と同等程度の費用で木造の建築物を建築することが可能であるが、そうした木材の特性等を理解し、設計・建築を企画できる人材がほとんどいないことが課題であると考えている。</p> <p>※1 せっこうを芯材とし両面を専用の板紙で被覆成型した建築用内装材料をいう。  ※2 構造用の集成材のうち、大断面集成材（短辺が15cm以上で、断面積が300c㎡のもの）以外のもので、短辺が7.5cm以上で、長辺が15cm以上のもの。</p>

有識者等	意見の内容
木造の公共建築物の設計、施工等を受注する建築会社 (2社)	<p><b>【官公法における耐火基準に対する意見】</b></p> <p>○ 建築基準法においては、不特定多数の者が利用する病院、児童福祉施設、学校等の特殊建築物について、全て耐火建築物とされているわけではなく、一定の要件を満たす場合に準耐火建築物とすることが可能とされ、建築物の用途に応じた耐火規制が定められている。また、条例等により建築基準法よりも厳しい耐火性能が求められる場合もあるが、いずれにしても実際に準耐火建築物等で建設した例がある。</p> <p>国が整備する公共建築物であっても、建築物の用途や建設する地域により火災が発生した場合の周囲への影響は異なると考えられるため、一定の面積を超える場合に一律に耐火建築物とするのではなく、建築物の用途等に応じた耐火規制とすることが可能ではないか。</p> <p><b>【その他、公共建築物の木造化に関する意見】</b></p> <p>○ 耐火建築物とする場合には、不燃材で木を覆うなど高度な耐火木造技術が必要となるため、同じ規模の建設物を RC 構造や S 構造で建築する場合に比べ、建築に要する費用が増加し、また、木材を使用したことが分からなくなるなど RC 構造等との差別化が難しく、展示効果が低くなってしまう。近年、各社の技術開発により様々な耐火木造技術が開発され、耐火建築物の建築に要する費用は低減しているが、依然として割高となっている。</p> <p>しかし、準耐火建築物であれば、耐火建築物に比べて割安で建築することができ、条件によっては、RC 構造や S 構造と同等程度の費用で建築できる場合があるため、国が整備する公共建築物においても、準耐火建築物で建築できる場合が増えれば、より木造化が促進されるのではないか(※)。</p> <p>※ 木造の建築物の建築に要する費用については、木材費用に加え、別途工事費等が必要となり、木材費用の差のみでは単純に比較できないものの、2社によると、集成材等を準耐火建築物に使用する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物のいずれにも該当しない建築物に使用する場合に比べて価格差はほとんど出ないのに対し、耐火建築物に使用する場合は4倍から10倍程度の差が生じるとしている。</p> <p>○ 公共建築物の発注において一般的に採用される設計・施工分離発注方式の場合、次のとおり、開発した耐火木造技術の活用が難しくなっている。</p> <p>i) 設計においては、仕様書に基づき、決められた内容に従って基本となる設計を行うこととなり、設計の内容に差をつけることが難しい中で、入札価格によって落札業者が決まってしまう傾向がある。</p> <p>ii) 設計業者は、各社が開発した耐火木造技術を必ずしも承知しているわけではないことや、仮に耐火木造技術を承知していたとしても、設計と施工が分割されることから、設計の中で耐火木造技術を反映することが難しい。</p> <p>iii) 木造の建築物においては、木材の接合部の金具等の規格が統一されておらず、専用のもを特注しなければならないなど木造以外の構造で建築する場合にはない手間や負担がかかるが、設計の段階では、これらの内容や提案費用に反映することが難しい。</p> <p>このため、例えば、発注時に建築物に求められる性能等を明示し、提案を募集する設計・施工一括発注方式が採用される機会が増えれば、各社が施工を見据え、耐火木造技術を反映し提案できるだけでなく、設計から施工までを一括して受注できることにより提案費用を下げることも可能となる場合があるため、開発した耐火木造技術を活用できる機会が増えるのではないか。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2- (1) -ウ-①- i 営繕計画書を送付する必要がないと誤認していたもの

事例番号	施設の概要				営繕計画書を送付しなかった理由等
	番号	厚 07	用途	車庫	
1 (1 施設)	施設の名称	佐渡公共職業安定所 (車庫)			当該車庫の整備 (建て替え) を行った新潟労働局が、公共建築物の設計等を国土交通省北陸地方整備局に依頼せずに自ら行う場合は、営繕計画書を送付する必要がないと誤って認識していた。
	整備状況	平成 26 年度整備済み			
	構造等	S 構造 1 階：15 m <sup>2</sup> 、S 構造 1 階：15 m <sup>2</sup> (整備費用 1,310,040 円)			
	番号	厚 08	用途	倉庫	
2 (1 施設)	施設の名称	旭川公共職業安定所 (倉庫)			当該倉庫の整備を行った北海道労働局が、公共建築物の設計等を国土交通省北海道開発局に依頼せずに自ら行う場合は、営繕計画書を送付する必要がないと誤って認識していた。
	整備状況	平成 26 年度整備済み			
	構造等	S 構造 2 階：72 m <sup>2</sup> (整備費用 31,479,446 円)			
	番号	農 10	用途	倉庫	
3 (1 施設)	施設の名称	淀川水系土地改良調査管理事務所 (倉庫)			当該倉庫の整備を行った淀川水系土地改良調査管理事務所が、当該倉庫は地質調査により採取した岩盤、土砂等を一時的に保管するために設置したものであり、当該倉庫のように設置及び移動が簡便な公共建築物を整備する場合は、営繕計画書を送付する必要がないと誤って認識していた。
	整備状況	平成 26 年度整備済み			
	構造等	S 構造 1 階：9 m <sup>2</sup> (整備費用 914,760 円)			
	番号	国 20	用途	車庫	
4 (2 施設)	施設の名称	釜石港湾事務所宮古港出張所 (車庫)			当該車庫の整備 (建て替え) を行った釜石港湾事務所が、営繕計画書は新たに公共建築物を設置する場場合に送付するものであり、東日本大震災により被災したこれらの公共建築物を再設置する場合は送付する必要がないと誤って認識していた。
	整備状況	平成 24 年度整備済み			
	構造等	S 構造 1 階：33 m <sup>2</sup> (整備費用 2,702,779 円)			
	番号	国 38	用途	倉庫	
5 (2 施設)	施設の名称	釜石港湾事務所松倉倉庫 (公務員宿舍物置)			これらの公共建築物の整備を行った国営滝野すずらん丘陵公園事務所が、国営公園等事業費により公共建築物を整備する場合は、営繕計画書を送付する必要がないと誤って認識していた。
	整備状況	平成 25 年度整備済み			
	構造等	S 構造 1 階：26 m <sup>2</sup> (計 2 施設) (整備利用 4,019,144 円)			
	番号	国 36	用途	倉庫	
	施設の名称	国営滝野すずらん丘陵公園 (資材庫)			
	整備状況	平成 24 年度整備済み			
	構造等	S 構造 1 階：79 m <sup>2</sup> (整備費用 5,941,000 円)			
	番号	国 77	用途	その他	
	施設の名称	国営滝野すずらん丘陵公園 (救護所)			
	整備状況	平成 24 年度整備済み			
	構造等	S 構造 1 階：36 m <sup>2</sup> (整備費用 7,308,000 円)			
	番号				

事例番号		施設の概要			営繕計画書を送付しなかった理由等
6 (4施設)	番号	国 43	用途	倉庫	これらの公共建築物の整備を行った国営飛鳥歴史公園事務所が、国営公園内で他省庁との合築により整備を行う場合は営繕計画書を送付するが、同事務所が単独で整備を行う場合は送付する必要がないと誤って認識していた。
	施設の名称	国営飛鳥歴史公園事務所キトラ古墳周辺地区 農体験活動施設（トイレ・倉庫棟）			
	整備状況	平成 27 年度整備済み			
	構造等	W 構造 1 階：144 m <sup>2</sup> （整備費用 65,599,336 円）			
	番号	国 81	用途	その他	
	施設の名称	国営飛鳥歴史公園事務所キトラ古墳周辺地区 情報案内施設棟			
	整備状況	平成 27 年度整備済み			
	構造等	W 構造 1 階：229 m <sup>2</sup> （整備費用 126,613,761 円）			
	番号	国 82	用途	その他	
	施設の名称	国営飛鳥歴史公園事務所キトラ古墳周辺地区 農体験活動施設（休憩・団らん棟）			
7 (2施設)	整備状況	平成 27 年度整備済み			土地改良区に管理委託する土地改良財産（国営造成施設）については官公法に基づき営繕計画書を送付しなければならぬ「国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設」に含まれるにもかかわらず、これらの執務庁舎の整備を行った西諸農業水利事業所が、土地改良財産については営繕計画書を送付する必要がないと誤って認識していた。
	構造等	W 構造 1 階：86 m <sup>2</sup> （整備費用 35,132,512 円）			
	番号	国 83	用途	その他	
	施設の名称	国営飛鳥歴史公園事務所キトラ古墳周辺地区体験工房			
	整備状況	平成 27 年度整備済み			
	構造等	W 構造 1 階：152 m <sup>2</sup> （整備費用 69,568,036 円）			
	番号	農 04	用途	執務庁舎	
	施設の名称	浜ノ瀬ダム管理所（執務庁舎）			
	整備状況	平成 24 年度整備済み			
	構造等	RC 構造 2 階：494 m <sup>2</sup> （整備費用 100,000,000 円）			
番号	農 05	用途	執務庁舎		
施設の名称	西諸農業水利事業所中央管理所（執務庁舎）				
整備状況	平成 26 年度整備済み				
構造等	S 構造 1 階：380 m <sup>2</sup> （整備費用 126,000,000 円）				

事例番号	施設の概要			営繕計画書を送付しなかった理由等
	番号	国86	用途	
8 (1 施設)	施設の名称	道の駅「都農」(休憩施設)	その他	道路法に基づく道路の付属物については官公法に基づき営繕計画書を送付しなければならぬ「国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設」に含まれているが、当該施設の整備を行った宮崎河川国道事務所が、道の駅のような公共用財産は営繕計画書を送付する必要がないと誤って認識していた。
	整備状況	平成24年度整備済み		
	構造等	RC 構造 1階:347 m <sup>2</sup> (整備費用 165,000,000 円)		

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造、「W」は木造を示し、〈準防火〉は準防火地域に指定されている（未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていない）ことを示す。  
3 表中の「整備費用」について、ゴシック体は、関係資料の文書保存期間が満了していたなどにより予算要求時の金額を確認することができなかつたため、支払金額を記載したことを示す。

図表 2- (1) - ウ - ① - ii 営繕計画書の送付を失念していたもの

事例番号	施設の概要			営繕計画書を送付していない理由等
	番号	用途	用途	
9 (1 施設)	施設の名称	農 03	執務庁舎	当該執務庁舎の増築を行った南近畿土地改良調査管理事務所が、営繕計画書の送付を失念していたとしている。
	整備状況	南近畿土地改良調査管理事務所 (執務庁舎増築)		
	構造等	平成 26 年度整備済み RC 構造 2 階: 196 m <sup>2</sup> (既存執務庁舎との合計 1,215 m <sup>2</sup> ) (整備費用 78,343,200 円)		
10 (1 施設)	施設の名称	農 07	車庫	当該車庫・倉庫の増築を行った信濃川水系土地改良調査管理事務所が、営繕計画書の送付状況やその経緯を確認することができず、当時の担当者が営繕計画書の送付を失念していた可能性が高いとしている。
	整備状況	信濃川水系土地改良調査管理事務所 (車庫・倉庫増築)		
	構造等	平成 26 年度整備済み S 構造 2 階: 150 m <sup>2</sup> (既存執務庁舎との合計 955 m <sup>2</sup> ) (整備費用 39,000,000 円) <準防火>		

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造を示し、〈準防火〉は準防火地域に指定されている（未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていない）ことを示す。  
3 表中の「整備費用」について、ゴシック体は、関係資料の文書保存期間が満了していたなどにより予算要求時の金額を確認することができなかつたため、支払金額を記載したことを示す。

図表 2-(1)-ウ-② 国土交通省が把握する各省各庁から営繕計画書が送付されなかった事案の件数の推移

(単位:件数、%)

年度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
各省各庁から営繕計画書が送付されなかった件数	216 (100.0)	317 (100.0)	148 (100.0)	291 (100.0)	153 (100.0)
うち法務省	24 (11.1)	22 (6.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
うち財務省	56 (25.9)	33 (10.4)	51 (34.5)	1 (0.3)	3 (2.0)
うち厚生労働省	5 (2.3)	1 (0.3)	2 (1.4)	6 (2.1)	4 (2.6)
うち農林水産省	9 (4.2)	2 (0.6)	1 (0.7)	29 (10.0)	4 (2.6)
うち国土交通省	53 (24.5)	21 (6.6)	28 (18.9)	56 (19.2)	9 (5.9)
うち調査対象とした5省の合計	147 (68.1)	79 (24.9)	82 (55.4)	92 (31.6)	20 (13.1)
うち調査対象とした5省以外の各省各庁からの合計	69 (31.9)	238 (75.1)	66 (44.6)	199 (68.4)	133 (86.9)

(注)1 当省の調査結果による。

- 2 「各省各庁から営繕計画書が送付されなかった件数」欄については、国土交通省の「各省各庁営繕計画書に関する意見書」(平成25年度から29年度まで)に記載されている件数であり、表中の「平成24年度」欄は24年度当初予算、「25年度」欄は25年度当初予算、「26年度」欄は25年度予算又は26年度当初予算、「27年度」欄は26年度予算又は27年度当初予算、「28年度」欄は27年度予算又は28年度当初予算で予算措置された事案のうち、国土交通大臣及び財務大臣に対し営繕計画書が送付されなかった事案の件数を示す。
- 3 「各省各庁から営繕計画書が送付されなかった件数」欄は、官公法第9条第1項の規定に基づき、営繕計画書を送付しなければならないとされている国家機関(11省のほか、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣、人事院、復興庁、内閣府を含む。)において、営繕計画書が送付されなかった件数を計上している。
- 4 表中の( )内については、各年度における「各省各庁から営繕計画書が送付されなかった件数」欄の件数に占める割合を示す。

図表 2-(1)-ウ-③ 調査対象とした 5 省に対する木造化に関する大臣意見の送付状況

意見送付先 意見を送付した営繕計画書	法務省	財務省	厚生労働省	農林水産省	国土交通省
平成 24 年度 営繕計画書	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
平成 25 年度 営繕計画書	0 施設	3 施設 車庫 1 施設 自転車置場 2 施設	10 施設 執務庁舎 1 施設 車庫 3 施設 自転車置場 2 施設 渡り廊下 1 施設 その他 3 施設	1 施設 執務庁舎 1 施設	0 施設
平成 26 年度 営繕計画書	0 施設	3 施設 車庫 1 施設 自転車置場 2 施設	11 施設 宿舍等 2 施設 車庫 1 施設 自転車置場 4 施設 その他 4 施設	0 施設	13 施設 執務庁舎 1 施設 車庫 7 施設 倉庫 1 施設 自転車置場 2 施設 渡り廊下 2 施設
平成 27 年度 営繕計画書	0 施設	4 施設 車庫 3 施設 自転車置場 1 施設	0 施設	1 施設 執務庁舎 1 施設	14 施設 執務庁舎 2 施設 車庫 5 施設 自転車置場 3 施設 渡り廊下 3 施設 観測施設 1 施設
平成 28 年度 営繕計画書	0 施設	2 施設 車庫 2 施設	0 施設	1 施設 自転車置場 1 施設	7 施設 車庫 2 施設 自転車置場 2 施設 渡り廊下 2 施設 観測施設 1 施設
計	0 施設	12 施設 車庫 7 施設 自転車置場 5 施設	21 施設 執務庁舎 1 施設 宿舍等 2 施設 車庫 4 施設 自転車置場 6 施設 渡り廊下 1 施設 その他 7 施設	3 施設 執務庁舎 2 施設 自転車置場 1 施設	34 施設 執務庁舎 3 施設 車庫 14 施設 倉庫 1 施設 自転車置場 7 施設 渡り廊下 7 施設 観測施設 2 施設

- (注) 1 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 表中の施設数については、国土交通省の「各省各庁営繕計画書に関する意見書」（平成 24 年度から 28 年度まで）に記載されている施設数であり、例えば、「平成 24 年度営繕計画書」欄の場合は 23 年 7 月 31 日までに各省が送付した営繕計画書を示すなど、表中の時点の前年度に各省から営繕計画書が送付されている施設を示す。  
 3 表中の用途は、①執務庁舎（官公法第 2 条第 2 項において定義された、学校、病院、刑務所その他の収容施設等を除く国家機関がその事務を処理するために使用する建築物（庁舎）のうち、執務を行うために整備された施設をいう。）、②宿舍等（国立療養所の居住施設又は宿泊施設を含む。）、③車庫（車両を駐車する上屋や船舶保管施設、車庫と倉庫を一体化した施設等を含む。）、④倉庫（書庫を含む。）、⑤自転車置場（駐輪場を含む。）、⑥渡り廊下、⑦観測施設、⑧その他（①から⑦までに当てはまらない、国立療養所の施設や公衆便所を含む。）による。  
 4 同じ施設に対し複数年度にわたって木造化に関する大臣意見が送付されている場合があるため、「計」欄の施設数は延べ施設数を計上している。

図表 2- (1) -ウ-④ 法務省において木造化が図られたもの

番号	用途	整備を計画した機関	施設の名称	構造等
法 08	宿舎等	法務本省	名寄法務総合庁舎 (公務員宿舎)	W 構造 2 階 : 631 m <sup>2</sup>
法 19	車庫	法務本省	広島地方検察庁尾道支部・区検 察庁 (車庫)	W 構造 1 階 : 28 m <sup>2</sup> <準防火>
法 22	倉庫	法務本省	名寄法務総合庁舎 (公務員宿舎物置)	W 構造 1 階 : 32 m <sup>2</sup>
法 50	自転車置場	法務本省	奈良法務総合庁舎 (自転車置場)	W 構造 1 階 : 37 m <sup>2</sup>
法 51	自転車置場	法務本省	奈良地方法務局橿原出張所 (自転車置場)	W 構造 1 階 : 15 m <sup>2</sup> <防火>
法 53	自転車置場	法務本省	岡山地方法務局 (自転車置場)	W 構造 1 階 : 23 m <sup>2</sup> <準防火>
法 55	自転車置場	法務本省	徳島法務総合庁舎 (自転車置場)	W 構造 1 階 : 64 m <sup>2</sup> <防火>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「構造等」欄において、「W」は木造を示し、<防火>は防火地域に、<準防火>は準防火地域にそれぞれ指定されている（未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていない）ことを示す。



図表 2- (1) - ウ - ⑤ 木造化に関する大臣意見が送付された施設と同じ用途であり、かつ、延べ面積等の施設規模に大きな違いがみられないにもかかわらず、木造化に関する大臣意見が送付されていないもの

用途	木造化に関する大臣意見が送付された施設 (11 施設)				木造化に関する大臣意見が送付されなかった施設 (15 施設)				
	番号	施設の名称	営繕計画書における構造等	各省による営繕計画書送付年度	木造化に関する大臣意見送付年度	番号	施設の名称	構造等	各省による営繕計画書送付年度
車庫	国 28	宮津海上保安署 (車庫)	CB 構造 1 階 : 18 m <sup>2</sup>	24 年度 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度	26 年度 27 年度 28 年度	財 10	博多税務署 (車庫)	S 構造 1 階 : 19 m <sup>2</sup> < 準防火 >	24 年度 25 年度
	財 09	川崎税関支署 (車庫)	S 構造 1 階 : 33 m <sup>2</sup> < 準防火 > (S 構造 1 階 : 29.94 m <sup>2</sup> )	26 年度 27 年度	27 年度	国 25	新潟航空基地 (車庫)	RC 構造 1 階 : 37 m <sup>2</sup>	24 年度
	国 23	神奈川運輸支局 (車庫)	S 構造 1 階 : 36 m <sup>2</sup> (W 構造 1 階 : 36 m <sup>2</sup> )	26 年度 27 年度 28 年度	26 年度	国 22	江戸川河川事務所 中川出張所 (車庫・倉庫)	S 構造 1 階 : 48 m <sup>2</sup>	28 年度
	国 33	北九州港湾・空港整備事務所新門司出張所 (車庫)	S 構造 1 階 : 52 m <sup>2</sup> (W 構造 1 階 : 52 m <sup>2</sup> )	27 年度 28 年度	27 年度	国 31	岡山運輸支局 (封印上屋)	S 構造 1 階 : 51 m <sup>2</sup>	24 年度 25 年度 26 年度
国 24	神奈川運輸支局 (職権打刻上屋)	S 構造 1 階 : 119 m <sup>2</sup> (W 構造 1 階 : 119 m <sup>2</sup> )	26 年度 27 年度 28 年度	26 年度	厚 05	札幌東公共職業安定所 (車庫)	RC 構造 1 階 : 56 m <sup>2</sup> < 準防火 >	24 年度	
						国 34	熊本地方合同庁舎 (車庫)	S 構造 1 階 : 201 m <sup>2</sup> < 準防火 >	24 年度 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度

用途	木造化に関する大臣意見が送付された施設 (11 施設)				木造化に関する大臣意見が送付されなかった施設 (15 施設)					
	番号	施設の名称	営繕計画書における構造等	各省による営繕計画書送付年度	木造化に関する大臣意見送付年度	番号	施設の名称	構造等	各省による営繕計画書送付年度	
自 転 車 場	国 29	海上保安学校 (艇庫上屋)	S 構造 1 階:253 m <sup>2</sup>	24 年度 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度	26 年度 27 年度 28 年度	国 26	高山地方合同庁舎 (車庫)	RC 構造 1 階:261 m <sup>2</sup> <準防火>	28 年度	
	小計:6 施設									
	国 53	宮津海上保安署 (自転車置場)	S 構造 1 階:10 m <sup>2</sup>	24 年度 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度	26 年度 27 年度 28 年度	国 55	岡山運輸支局 (自 転車置場)	S 構造 1 階:5 m <sup>2</sup>	24 年度 25 年度 26 年度	
	厚 12	向島労働基準監督 署 (自転車置場)	S 構造 1 階:36 m <sup>2</sup> <準防 火> (S 構造 1 階:6 m <sup>2</sup> )	25 年度 26 年度 27 年度	25 年度	財 17	博多税務署 (自転 車置場)	S 構造 1 階:14 m <sup>2</sup> <準 防火>	24 年度 25 年度	
	厚 13	八代公共職業安定 所 (自転車置場)	S 構造 1 階:58 m <sup>2</sup> <準防 火> (W 構造 1 階:14 m <sup>2</sup> )	25 年度 26 年度 27 年度 28 年度	25 年度	国 50	横須賀地方合同庁 舎 (自転車置場)	S 構造 1 階:31 m <sup>2</sup> S 構造 1 階:33 m <sup>2</sup>	24 年度	
	小計:3 施設									
	小計:5 施設									

用途	木造化に関する大臣意見が送付された施設 (11 施設)				木造化に関する大臣意見が送付されなかった施設 (15 施設)				
	番号	施設の名称	営繕計画書における構造等	各省による営繕計画書送付年度	木造化に関する大臣意見送付年度	番号	施設の名称	構造等	各省による営繕計画書送付年度
渡り廊下	国 73	釧路航空基地 (渡り廊下)	S 構造 1 階: 20 m <sup>2</sup>	24 年度 25 年度 26 年度 27 年度		国 74	三重河川国道事務所 (渡り廊下)	RC 構造 1 階: 18 m <sup>2</sup>	27 年度 28 年度
	国 76	海上保安学校 (女子寮渡り廊下、本館・教舎渡り廊下)	女)S 構造 1 階: 70 m <sup>2</sup> 本)S 構造 1 階: 40 m <sup>2</sup>	24 年度 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度	27 年度 26 年度 27 年度 28 年度	財 18	姫路税務署 (渡り廊下)	S 構造 1 階 24 m <sup>2</sup>	24 年度
						国 75	海上保安学校 (青葉寮渡り廊下、第二厚生棟渡り廊下)	青) S 構造 1 階: 68 m <sup>2</sup> 厚) S 構造 1 階: 62 m <sup>2</sup>	26 年度
						小計: 2 施設			小計: 3 施設

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「木造化に関する大臣意見が送付された施設 (11 施設)」欄において、「観測施設」については、1 施設に対し木造化に関する大臣意見が送付されたが、当該観測施設を除く 15 施設は営繕計画書を送付しておらず、比較できなかったため、対象から除外した。
- 3 本表は、法務省を除く 4 省の施設について整理しており、「木造化に関する大臣意見が送付されなかった施設 (15 施設)」欄は、営繕計画書 (平成 24 年度から 28 年度まで) が送付されたものの、木造化に関する大臣意見が送付されておらず、木造化が図られていなかった施設のうち、「木造化に関する大臣意見が送付された施設 (11 施設)」欄の施設の延べ面積と比べて、1.5 倍以上の延べ面積に該当する施設である。
- 4 「営繕計画書における構造等」欄及び「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造、「CB」はコンクリートブロック造、「W」は木造を示し、「防火」は防火地域に、「準防火」は準防火地域又は準防火地域に指定されていないことを示す。また、階数又は面積を記載していないものは、当省の調査時点で未定となっていたことを示す。
- 5 「営繕計画書における構造等」欄は、木造化に関する大臣意見が送付された直近の営繕計画書の内容を記載し、( ) 内には、当省の調査時点での直近の構造等を記載した。
- 「構造等」欄は、木造化のフォローアップ調査 (平成 24 年度から 26 年度まで) の結果、「平成 25 年度国有財産一件別情報 (行政財産)」及び「営繕計画書」のほか、当省の調査時点 (平成 28 年 2 月から 5 月まで) において設計、工事等が行われ、構造等が直近の営繕計画書から変更されている場合は変更後の内容を記載した。
- 5 「各省による営繕計画書送付年度」及び「木造化に関する大臣意見送付年度」欄について、例えば、「25 年度」の場合は 24 年 7 月 31 日までに送付された営繕計画書に対する意見を示しているように、表中の時点の前年度に送付された営繕計画書に対する意見を示す。

図表 2- (1) - ウ - ⑥ - i 技術的には木造化を図ることが可能であったものの、木造化に関する大臣意見を踏まえ構造を変更しなければならぬとの認識がなかったもの

事例番号	施設の概要			木造化に関する大臣意見を踏まえた対応状況
	番号	用途	車庫 自転車置場	
1 (2 施設)	国 28 国 53	宮津海上保安署 (車庫、自転車置場)		これらの施設の整備を計画した第八管区海上保安本部は、営繕計画書において構造を木造としなかった理由について、木造化にないままに施設の範囲を定めた通知において、海上保安署が使用する施設は「災害時の活動拠点室等」と位置付けられており、積極的に木造化を促進することとされていないためであるとしている。
	施設の名称	宮津海上保安署 (車庫、自転車置場)		
	整備状況	未整備		これらの施設については、国土交通省（官庁営繕担当部局）から平成 26 年度、27 年度及び 28 年度営繕計画書に対し木造化に関する大臣意見が送付されており、第八管区海上保安本部及びその上部機関である海上保安庁は、木造化に関する大臣意見の送付を受ける前に、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化を図ることができない理由等の報告を求められたため、①26 年度営繕計画書については、構造上等问题がなければ木造とすることが可能、②27 年度及び 28 年度営繕計画書については、海が近く、自然環境の厳しい地域に整備予定のため、耐久性が必要となり、木造とすることが困難であると考えるが、今後、設計の段階で検討すると回答している。
	営繕計画書の内容及び意見の送付状況			国土交通省（官庁営繕担当部局）は、第八管区海上保安本部及び海上保安庁に対し、木造化の検討を求め理由を具体的に明示することなく、木造化に関する大臣意見を送付しており、また、送付後も、木造化の検討状況や平成 27 年度以降の営繕計画書において構造を変更しなかった理由の確認、木造化について検討を促すことまでは行っていない。
	年度	構造等	送付状況	
	24 年度	車)CB 構造 1 階:18 m <sup>2</sup> 自)S 構造 1 階:3 m <sup>2</sup>	未送付	
	25 年度	(24 年度と同じ)	未送付	
	26 年度	(24 年度と同じ)	送付	
	27 年度	(24 年度と同じ)	送付	
	28 年度	車)CB 構造 1 階:18 m <sup>2</sup> 自)S 構造 1 階:10 m <sup>2</sup>	送付	この結果、第八管区海上保安本部は、整備する敷地を確保する目的が立っていないため、整備予定が具体となった後に改めて木造化の可否を検討すればよいと理解していたとして、平成 26 年度営繕計画書と同じ木造化以外の構造により 27 年度及び 28 年度営繕計画書を送付し、その都度、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化に関する大臣意見が送付されており、木造化に関する大臣意見が木造化の検討に十分に活用されていない状況となっている。
				なお、これらの施設については、当省の実地調査後に送付された平成 29 年度営繕計画書において、構造が木造に変更されている。

事例番号	施設の概要			木造化に関する大臣意見を踏まえた対応状況
	番号	国	用途	
2 (1 施設)	施設の名称	海上保安学校	車庫	当該車庫の整備を計画した海上保安学校は、営繕計画書において構造を木造としなかった理由について、壁がなく柱のみで屋根を支えることを計画しているが、木造化する場合に工事費用を増加することなく整備するノウハウがなく、整備予定が具体となった後に改めて木造化の可否を検討すればよいと理解していたためであるとしている。
	整備状況	未整備		
	営繕計画書の内容及び意見の送付状況			
	年度	構造等	送付状況	
	24年度	S 構造 1 階：240 m <sup>2</sup>	未送付	
	25年度	(25年度と同じ)	未送付	
	26年度	S 構造 1 階：205 m <sup>2</sup>	送付	
	27年度	(26年度と同じ)	送付	
	28年度	S 構造 1 階：253 m <sup>2</sup>	送付	

当該車庫の整備を計画した海上保安学校は、営繕計画書において構造を木造としなかった理由について、壁がなく柱のみで屋根を支えることを計画しているが、木造化する場合に工事費用を増加することなく整備するノウハウがなく、整備予定が具体となった後に改めて木造化の可否を検討すればよいと理解していたためであるとしている。

当該車庫については、国土交通省（官庁営繕担当部局）から平成 26 年度、27 年度及び 28 年度営繕計画書に対し木造化に関する大臣意見が送付されており、海上保安学校及びその上部機関である海上保安庁は、木造化に関する大臣意見の送付を受ける前に、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化を図ることができない理由等の報告を求められたため、①26 年度営繕計画書については、構造上等问题がなければ木造とすることが可能、②27 年度及び 28 年度営繕計画書については、海が近く、自然環境の厳しい地域に整備予定のため、耐久性が必要となり、木造とすることが困難であると考えるが、今後、設計の段階で検討すると回答している。

国土交通省（官庁営繕担当部局）は、海上保安学校及び海上保安庁に対し、木造化の検討を求め理由を具体的に明示することなく、木造化に関する大臣意見を送付しており、また、送付後も、木造化の検討状況や平成 27 年度以降の営繕計画書において構造を変更しなかった理由の確認、木造化について検討を促すことまでは行っていない。

この結果、海上保安学校は、上記のとおり、整備予定が具体となった後に木造化の可否を検討すればよいと理解していたなどとして、平成 26 年度営繕計画書と同じ木造化以外の構造により 27 年度及び 28 年度営繕計画書を送付し、その都度、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化に関する大臣意見が送付されており、木造化に関する大臣意見が木造化の検討に十分に活用されていない状況となっている。

なお、当該車庫については、当省の実地調査後に、総合実習棟と合築し、木造化以外の構造により整備することが検討されている。

事例番号	施設の概要			木造化に関する大臣意見を踏まえた対応状況
	番号	厚12 用途	自転車置場	
3 (1 施設)	施設の名称	向島労働基準監督署 (自転車置場)		<p>当該自転車置場の整備を計画した東京労働局は、公共建築物の整備に係る専門知識を持った技術職の職員が配属されていないため、国土交通省関東地方整備局に対し営繕計画書の作成支援、公共建築物の設計等を依頼している。</p> <p>営繕計画書において構造を木造としなかった理由について、①関東地方整備局は、東京労働局から営繕計画書の作成支援依頼を受けた際や、東京労働局に対し、営繕計画書の作成に係る相談を受け、設計の内容を示した際に、木造化について要望を受けなかったためである、②東京労働局は、関東地方整備局から示された営繕計画書等の内容について変更を求める専門知識を持たないため、関東地方整備局が作成した内容のまま、上部機関である厚生労働本省に対し営繕計画書を送付したとしている。</p> <p>当該自転車置場については、国土交通省（官庁営繕担当部局）から平成 25 年度営繕計画書に対し木造化に関する大臣意見が送付されており、東京労働局及び厚生労働本省は、木造化に関する大臣意見の送付を受ける前に、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化を図ることができない理由等の報告を求められたため、木造とすることが可能と回答している。</p> <p>国土交通省（官庁営繕担当部局）は、東京労働局及び厚生労働本省に対し、木造化の検討を求める理由を具体的に明示することなく、木造化に関する大臣意見を送付しており、また、送付後も、木造化の検討状況や平成 26 年度以降の営繕計画書において構造を変更しなかった理由の確認、木造化について検討を促すことまでは行っていない。</p> <p>また、国土交通省（官庁営繕担当部局）は、平成 26 年度以降の営繕計画書において構造が木造に変更されていないにもかかわらず、木造化に関する大臣意見を送付しなかった理由について、東京労働局及び厚生労働本省が 25 年度営繕計画書に対し木造とすることが可能と回答しており、その後、木造化に向けた検討が適切に行われ、結果として木造とすることが困難と判断したと考えており、改めて木造化に関する大臣意見を送付する必要がないと判断したとしている。</p> <p>しかし、東京労働局は、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化に関する大臣意見により木造化の検討を求められた理由や木造化に関する大臣意見を踏まえどのような対応を行うべきか具体的に明示されず、判断できなかったとして、平成 25 年度営繕計画書と同じ構造により 26 年度営繕計画書及び 27 年度営繕計画書を送付し、結果として、当該自転車置場は木造以外の構造で設計及び工事を行っており（平成 28 年度整備予定）、木造化に関する大臣意見が木造化の検討に十分に活用されていない状況となっている。</p>
	整備状況	未整備（平成 28 年度整備予定）		
	営繕計画書の内容及び意見の送付状況			
	年度	構造等	送付状況	
	25 年度	S 構造 1 階：36 m <sup>2</sup>	送付	
26 年度	同上	未送付		
27 年度	同上<準防火> (S 構造 1 階：6 m <sup>2</sup> )	未送付		

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 「構造等」欄において、「S」は鉄骨造、「CB」はコンクリートブロック造を示し、<準防火>は準防火地域に指定されている（未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていないこと）を示す。また、（ ）内には、当省の調査時点での直近の構造等を記載した。

図表 2-1(1)-ウ-⑥-ii 各省が木造化を図ることが困難であると判断した理由等を国土交通省に対し報告していたにもかかわらず、木造化が可能と  
考えられる具体的な理由の明示等がないまま、木造化に関する大臣意見が送付されたもの

事例番号	施設の概要			木造化に関する大臣意見を踏まえた対応状況	
	番号	用途	車庫		
1 (1 施設)	財 09	川崎税関支署 (車庫)		<p>当該車庫の整備を計画した横浜税関は、営繕計画書において構造を木造としなかった理由について、整備予定地が石油化学プラントから排出される余剰ガスを空中で燃焼処理するフレアースタックに隣接するため、防火性能がより高い構造等とする必要があり、費用対効果を考慮すると、木造以外の構造で整備することが最も適していると判断したためであるとしている。</p> <p>当該車庫については、国土交通省 (官庁営繕担当部局) から平成 27 年度営繕計画書に対し木造化に関する大臣意見が送付されており、横浜税関及び財務本省は、木造化に関する大臣意見の送付を受ける前に、国土交通省 (官庁営繕担当部局) から木造化を図ることができない理由等の報告を求められたため、既存車庫の改修であり、木造とすることは困難であると回答している。</p> <p>国土交通省 (官庁営繕担当部局) は、横浜税関及び財務本省に対し、木造化の検討を求め理由を具体的に明示することなく、木造化に関する大臣意見を送付しており、また、送付後も、木造化の検討状況の確認や、木造化について検討を促すなどの個別の技術的支援を行っていない。</p> <p>この結果、横浜税関は、上記の理由により木造化になじまないと判断したとして、平成 27 年度に、組立式の車庫 (S 構造 1 階 29.94 m<sup>2</sup>) の整備を行っており、木造化に関する大臣意見が木造化の検討に十分に活用されていない状況となっている。</p>	
	平成 27 年度整備済み				
	営繕計画書の内容及び意見の送付状況				
	年度	構造等	送付状況		
26 年度	S 構造 1 階 : 43 m <sup>2</sup>	未送付			
27 年度	S 構造 1 階 : 33 m <sup>2</sup> <準防火> (S 構造 1 階 : 29.94 m <sup>2</sup> )	送付			

事例番号	施設の概要			木造化に関する大臣意見を踏まえた対応状況
	番号	国	用途	
2 (1 施設)	施設の名称	国 73	渡り廊下	<p>当該渡り廊下の整備を計画した第一管区海上保安本部は、営繕計画書において構造を木造としなかった理由について、①木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において、航空基地が使用する施設は「災害時の活動拠点室等」と位置付けられており、積極的に木造化を促進することとされていない、②当該渡り廊下は、既存の庁舎（通信・司令室、危機管理室等を設置）と増築する庁舎（事務室、電気機械設備等を設置）を接続するもので、往来等のほか、電気、通信網等のケーブルを敷設しており、木造よりも耐震性等が高い構造等にする必要があると判断したためであるとしている。</p> <p>当該渡り廊下については、国土交通省（官庁営繕担当部局）から平成 27 年度営繕計画書に対し木造化に関する大臣意見が送付されており、第一管区海上保安本部及びその上部機関である海上保安庁は、木造化に関する大臣意見の送付を受ける前に、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化を図ることができない理由等の報告を求められたため、「災害時の活動拠点室等」に必要な室を連絡するための通路であり、木造化になじまないと回答している。</p> <p>国土交通省（官庁営繕担当部局）は、第一管区海上保安本部及び海上保安庁に対し、木造化の検討を求め理由を具体的に明示することなく、木造化に関する大臣意見を送付しており、また、送付後も、木造化の検討状況の確認、木造化について検討を促すなどの個別の技術的支援を行っていない。</p> <p>この結果、第一管区海上保安本部は、上記の理由により木造化になじまないと判断したとして、平成 27 年度に、当初から検討していた S 構造により整備を行っており、木造化に関する大臣意見が木造化の検討に十分に活用されていない状況となっている。</p>
	整備状況	平成 27 年度整備済み		
	営繕計画書の内容及び意見の送付状況			
	年度	構造等	送付状況	
	24 年度	S 構造 1 階：20 m <sup>2</sup>	未送付	
25 年度	(同上)	未送付		
26 年度	(同上)	未送付		
27 年度	(同上)	送付		

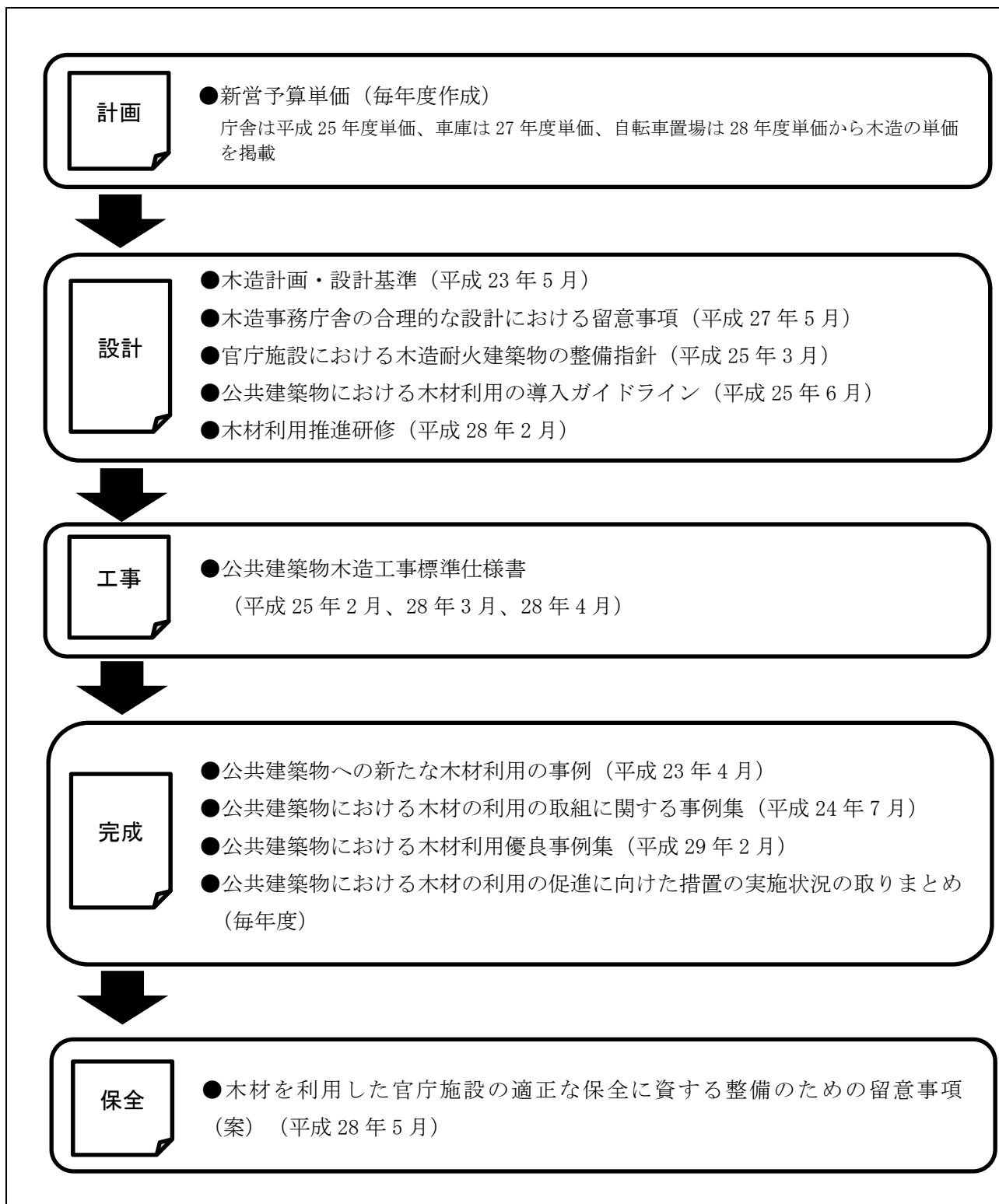


事例番号		施設の概要			木造化に関する大臣意見を踏まえた対応状況	
3 (1 施設)	番号	国 76	用途	渡り廊下	<p>これらの渡り廊下の整備を計画した海上保安学校は、営繕計画書において構造を木造としなかった理由について、①渡り廊下を既存の庁舎（RC 構造 4 階の耐火建築物）の一部として考えた場合に、既存の庁舎と同じ RC 構造の耐火建築物としなければならぬことと、②渡り廊下を既存の庁舎と別棟とみなすには、主要構造部を不燃材料とすることなど、どの要件を満たすほか、延焼のおそれのある部分はないものとするところが求められることから、木造とすることが困難であると判断したためであるとしている。</p> <p>これらの渡り廊下については、国土交通省（官庁営繕担当部局）から平成 26 年度、27 年度及び 28 年度営繕計画書に対し木造化に関する大臣意見が送付されており、海上保安学校及び海上保安庁は、木造化に関する大臣意見の送付を受ける前に、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化を図ることができない理由等の報告を求められたため、① 26 年度営繕計画書については、構造上等问题がなければ木造とすることが可能、②27 年度及び 28 年度営繕計画書については、海が近く、自然環境の厳しい地域に整備予定のため、耐久性が必要となり、木造とすることが困難であると考えるが、今後、設計の段階で検討すると回答している。</p> <p>国土交通省（官庁営繕担当部局）は、海上保安学校及び海上保安庁に対し、木造化の検討を求め理由を具体的に明示することなく、木造化に関する大臣意見を送付しており、また、送付後も、木造化の検討状況や平成 27 年度以降の営繕計画書において構造を変更しなかった理由の確認や、木造化について検討を促すなどの個別の技術的支援を行っている。</p> <p>この結果、海上保安学校は、上記の理由により木造とすることが困難であると判断したとして、平成 26 年度営繕計画書と同じ木造以外の構造により 27 年度及び 28 年度営繕計画書を送付し、その都度、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化に関する大臣意見が送付されており、木造化に関する大臣意見が木造化の検討に十分に活用されていない状況となっている。</p> <p>なお、これらの渡り廊下については、当省の実地調査後に送付された平成 29 年度営繕計画書において、整備位置の変更に伴い、整備予定がなくなっている。</p>	
	施設名称	海上保安学校 (女子寮渡り廊下、本館・教舎渡り廊下)				
	整備状況	未整備				
	営繕計画書の内容及び意見の送付状況					
	年度	構造等		送付状況		
	24 年度	女)S 構造 1 階:70 m <sup>2</sup> 本)RC 構造 1 階:40 m <sup>2</sup>		未送付		
	25 年度	(24 年度と同じ)		未送付		
	26 年度	女)S 構造 1 階:70 m <sup>2</sup> 本)S 構造 1 階:40 m <sup>2</sup>		送付		
	27 年度	(26 年度と同じ)		送付		
	28 年度	(26 年度と同じ)		送付		

事例番号	施設の概要			木造化に関する大臣意見を踏まえた対応状況
	番号	用途	観測施設	
4 (1 施設)	施設の名称	国 67 横須賀実験潮所		<p>当該観測施設の整備を計画した第三管区海上保安本部は、公共建築物の整備に係る専門知識を持った技術職の職員が配属されていないため、国土交通省関東地方整備局に対し営繕計画書の作成支援、公共建築物の設計等を依頼している。</p> <p>第三管区海上保安本部は、営繕計画書において構造を木造としなかった理由について、当該観測施設は津波、高潮等防災に必要な潮汐データを観測するため、関東地方整備局に対し、塩害による構造物の劣化や津波等の発生時における観測への影響が少ない RC 構造とすることを要望したとしている。</p> <p>当該観測施設については、国土交通省（官庁営繕担当部局）から平成 28 年度営繕計画書に対し木造化に関する大臣意見が送付されており、第三管区海上保安本部及びその上部機関である海上保安庁は、木造化に関する大臣意見の送付を受ける前に、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化を図ることができない理由等の報告を求められたため、海岸に整備予定のため、耐久性が必要となり、木造とすることが困難であると考えるが、今後、設計の段階で検討すると回答している。</p> <p>国土交通省（官庁営繕担当部局）は、第三管区海上保安本部に対し、木造化の検討を求め理由を具体的に明示することなく、木造化に関する大臣意見を送付しており、また、送付後も、木造化の検討状況の確認や、木造化について検討を促すなどの個別の技術的支援を行っていない。</p> <p>第三管区海上保安本部は、当省の実地調査後に送付された平成 29 年度営繕計画書においても同じ木造以外の構造により整備することとしており、木造化に関する大臣意見が木造化の検討に十分に活用されていない状況となっている。</p>
	整備状況	未整備		
	営繕計画書の内容及び意見の送付状況			
	年度	構造等	送付状況	
27 年度	RC 構造 1 階：8 m <sup>2</sup>	未送付		
28 年度	(同上)	送付		

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造を示し、〈準防火〉は準防火地域に指定されている（未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていないこと）を示す。  
また、( ) 内には、当省の調査時点での直近の構造等を記載した。

図表 2-(1)-⑧ 農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）による公共建築物の木造化を促進するために行う技術的支援



(注) 農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(1)-⑨ 調査対象とした機関における公共建築物の木造化に当たっての課題等に係る  
主な意見

区分	意見の内容
公共建築物の木造化に係る知識やノウハウ、情報の不足を挙げているもの	<p>○ 公共建築物について、木造の整備実績だけでなく、整備実績自体がほとんどないことや、専門知識を持った技術職の職員が配属されていないことから、</p> <p>i) 木造化による効果や支障、木造以外の構造との費用（工事費及び維持管理費）や性能の差に関する情報を十分に把握していない、</p> <p>ii) 工事費及び維持管理費の見通しが見つからない、</p> <p>iii) 災害が発生した場合等にどの程度の耐火性や耐久性、耐震性を有しているか分からない</p> <p>など木造化を推奨するための知識やノウハウ、情報が不足している。</p>
公共建築物の木造化を優先する判断が難しいことを挙げているもの	<p>○ 木造以外の構造による性能が十分に確保されており、工事費も安価になると考えられる中で、木造での整備を優先する判断が難しい。</p> <p>○ 工事費及び維持管理費について、木造の場合は、木造以外による場合に比べて増加することが懸念されるが、どの程度の範囲であれば、木造が許容されるか判断することができない。</p> <p>○ 木造以外による場合は、木造の場合に比べて建築、取壊し等の期間が短縮化される一方で、木造の場合は、検討等に時間を要するため、工期等を踏まえると、木造以外での整備を優先せざるを得ない。</p> <p>○ 木造化に関する大臣意見が送付されるなど本省からの指示等がない限り、出先機関が木造化の可否を判断することができない。</p>
公共建築物の木造化に対応できる事業者の確保が難しいことを挙げているもの	<p>○ 公共建築物の木造化に対応できる設計事業者や工事事業者を把握しておらず、また、仮に対応できる事業者であっても入札参加資格を有していない可能性があるため、仮に木造化を行うこととした場合であっても入札が不調に終わることが懸念される。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑩ 木造で整備を行う場合の予算単価

(単位:円)

建物別 構造、階数、概略延べ面積	執務庁舎										車庫			自転車置場			
	木造1階:200㎡					木造2階:750㎡					木造1階:100㎡			木造1階:10㎡			
新営予算単価の公表年度	平成25年度 新営予算 単価	平成26年度 新営予算 単価	平成27年度 新営予算 単価	平成28年度 新営予算 単価	平成29年度 新営予算 単価	平成25年度 新営予算 単価	平成26年度 新営予算 単価	平成27年度 新営予算 単価	平成28年度 新営予算 単価	平成29年度 新営予算 単価	平成27年度 新営予算 単価	平成28年度 新営予算 単価	平成29年度 新営予算 単価	平成28年度 新営予算 単価	平成29年度 新営予算 単価	平成28年度 新営予算 単価	平成29年度 新営予算 単価
(1)地業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)躯体	63,300	66,040	70,550	71,480	74,460	55,800	59,600	64,510	65,570	68,210	94,270	57,380	60,740	55,500	58,980	55,500	58,980
(3)仕上	147,900	153,230	152,340	158,040	165,150	104,800	109,010	108,140	111,640	115,960		41,950	44,920	19,030	20,690	19,030	20,690
(4)その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小計	211,200	219,270	222,890	229,520	239,610	160,600	168,610	172,650	177,210	184,170	94,270	99,330	105,660	74,530	79,670	74,530	79,670
木造以外の構造	158,120	185,590	201,700	207,700	218,200	114,860	141,610	154,080	158,690	164,740	83,600	86,190	130,790	82,700	79,720	82,700	79,720
差	53,080	33,680	21,190	21,820	21,410	45,740	27,000	18,570	18,520	19,430	10,670	13,140	-25,130	-8,170	-50	-8,170	-50
(1)電力設備	29,350	29,650	30,160	31,600	35,070	20,780	21,140	21,510	22,580	24,700	3,000	3,180	4,890	-	-	-	-
(2)受変電自家発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3)通信設備	12,930	13,290	13,610	14,250	14,970	6,880	7,110	7,390	7,770	8,150	2,140	2,270	2,480	-	-	-	-
(4)電話交換設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5)その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小計	42,280	42,940	43,770	45,850	50,040	27,660	28,250	28,900	30,350	32,850	5,140	5,450	7,370	0	0	0	0
木造以外の構造	17,710	30,990	32,340	34,240	38,940	17,370	26,860	28,130	30,070	32,980	5,140	5,450	7,370	0	0	0	0
差	24,570	11,950	11,430	11,610	11,100	10,290	1,390	770	280	-130	0	0	0	0	0	0	0
(1)空調調和等設備	33,400	34,240	36,360	37,540	39,520	31,140	31,650	33,200	34,640	36,530	1,440	1,510	9,900	-	-	-	-
(2)給排水衛生設備	17,340	18,010	18,530	19,450	21,000	25,650	25,740	26,320	27,960	29,410	5,280	5,540	7,680	-	-	-	-
(3)消火設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4)エレベーター設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(5)その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小計	50,740	52,250	54,890	56,990	60,520	56,790	57,390	59,520	62,600	65,940	6,720	7,050	17,580	0	0	0	0
木造以外の構造	52,110	41,020	40,560	42,220	46,270	61,390	54,970	56,790	59,150	63,660	6,720	7,050	17,580	0	0	0	0
差	-1,370	11,230	14,330	14,770	14,250	-4,600	2,420	2,730	3,450	2,280	0	0	0	0	0	0	0
(1)電力設備	304,220	314,460	321,550	332,360	350,170	245,050	254,250	261,070	270,160	282,960	106,130	111,830	130,610	74,530	79,670	74,530	79,670
木造以外の構造	227,940	257,600	274,600	284,160	303,410	193,620	223,440	239,000	247,910	261,380	95,460	98,690	155,740	82,700	79,720	82,700	79,720
差	76,280	56,860	46,950	48,200	46,760	51,430	30,810	22,070	22,250	21,580	10,670	13,140	-25,130	-8,170	-50	-8,170	-50
合計																	

(注)1 国土交通省が公表している「平成25年度新営予算単価(平成24年5月30日付け国営計第21号)」、「平成26年度新営予算単価(平成25年5月29日付け国営計第23号)」、「平成27年度新営予算単価(平成26年5月25日付け国営計第21号)」に基づき、当省が作成した。  
 26年5月29日付け国営計第31号)、平成28年度新営予算単価(平成27年5月27日付け国営計第29号)及び平成29年度新営予算単価(平成28年5月25日付け国営計第21号)に基づき、当省が作成した。

2 各欄の数は、東京(地域別工事費指数100)における建物延べ面積1㎡当たりの標準予算単価(消費税相当分は除く。)を円単位で示したものである。  
 3 「-」は、通常その建物に不要と考えられるものであるが、特殊な場合に必要であれば、実情に応じて補正計上することとされていることを示す。  
 4 「○」は、通常その建物に必要と考えられるものであるが、標準単価として算出し難いため、実情に応じて別途計上することとされていることを示す。  
 5 「小計」欄及び「合計」欄について、i)「木造以外の構造」欄(中段)は執務庁舎が鉄筋コンクリート造、車庫及び自転車置場の場合の予算単価を示し、ii)「差」欄(下段)は木造の予算単価から木造以外の構造の予算単価を差し引いた金額の差を示す。

図表 2-(1)-⑪ 木造と木造以外による場合の工事費等について比較を行っている例

北海道においては、2階建て420㎡程度の小規模な仮想のモデル執務庁舎について木造及び鉄筋コンクリート造の工事費の比較を行った結果、次のとおり、木造の方が、工事費や1㎡当たりの単価が下がり、また、工期についても短くなることを試算している。

(単位：千円)

区分	標準内装・陸屋根			木質内装・陸屋根		木質内装・落雪屋根	
	CB	W	RC	W	RC	W	RC
床面積 (㎡)	420.50	414.52	421.67	414.52	421.67	414.52	421.67
工期 (月)	5.7	5.0	7.3	5.0	7.3	5.0	7.3
直接工事費 A	41,733	38,896	40,761	45,151	45,696	47,209	47,769
率 (%) B	3.54%	3.45%	3.76%	3.40%	3.71%	3.38%	3.70%
共通仮設費 C=A×B	1,477	1,341	1,532	1,535	1,695	1,595	1,767
純工事費 D=A+C	43,210	40,237	42,293	46,686	47,391	48,804	49,536
率 (%) E	11.17%	10.59%	13.00%	10.07%	12.51%	9.92%	12.32%
現場管理費 F=D×E	4,826	4,261	5,498	4,701	5,928	4,841	6,102
工事原価 G=D+F	48,036	44,498	47,791	51,387	53,319	53,645	55,638
率 (%) H	10.25%	10.29%	10.25%	10.22%	10.21%	10.20%	10.19%
一般管理費等 I=G×H	4,923	4,578	4,898	5,251	5,443	5,471	5,669
工事価格 J=G+I	52,959	49,076	52,689	56,638	58,762	59,116	61,307
㎡当たりの単価	126	118	125	137	139	143	145
予算単価 (CB 構造) との比	100.0%	94.0%	99.2%	108.5%	110.7%	113.2%	115.4%

【モデル庁舎の条件】

- ・建設地は札幌市内
- ・基礎は直接基礎
- ・木造庁舎の構造材は地域材を利用
- ・木質内装は標準内装と比較して、床仕上げをビニールタイルから木質床に、壁仕上げをビニールクロスから天然木化粧合板にそれぞれ変更している（天井仕上げは変更なし。）。
- ・電気設備工事費及び暖房・衛生設備工事費は含まない。

(注) 1 北海道の「地域材を利用した公共建築物設計ガイドライン」（平成25年11月）に基づき、当省が作成した。

2 表中の「CB」はコンクリートブロック造、「W」は木造、「RC」は鉄筋コンクリート造を示す。